

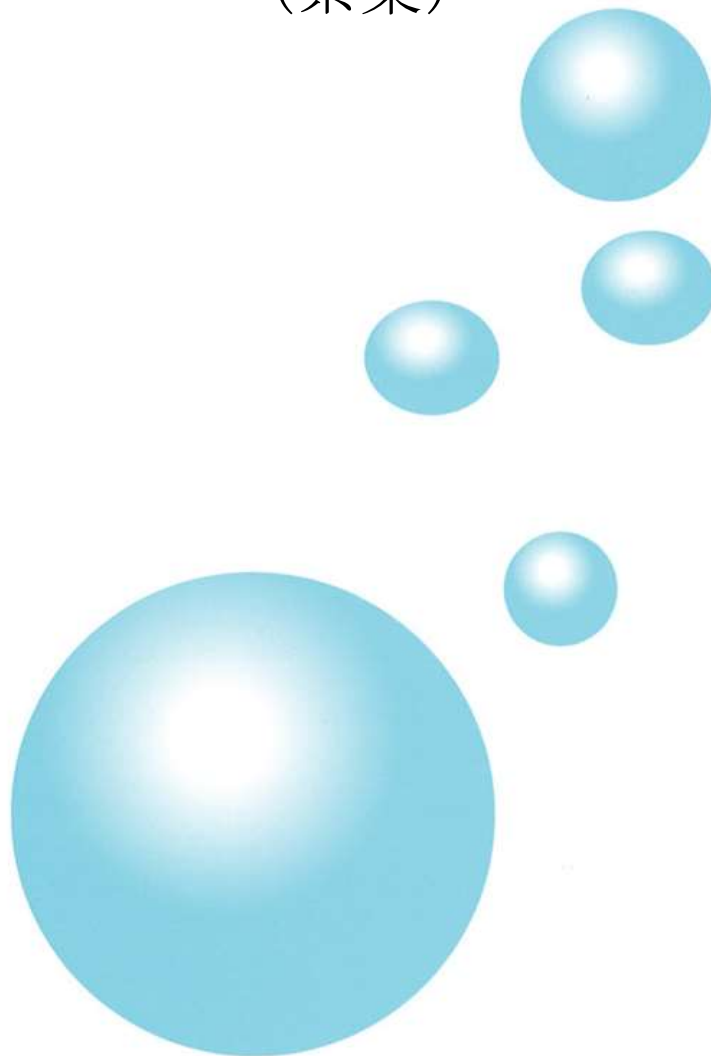
# 北広島市障がい支援計画

(平成27年度～平成29年度)

【 障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画 】

～ とともに生きよう とともに暮らしていくために ～

(素案)



北広島市



## ～ 目 次 ～

### 第1章 計画の基本的事項

---

1. 障がい者福祉を取り巻く社会環境や制度の状況 .....	1
2. 計画の位置づけと策定の目的 .....	2
3. 計画期間 .....	3
4. 計画の策定方針 .....	4
5. 計画の策定体制 .....	4

### 第2章 障がい者福祉の現状と課題

---

1. 障がい者福祉を取り巻く現状 .....	5
(1) 人口、世帯数の動向 .....	5
(2) 地区別の人口動向と地域の高齢化 .....	6
2. 障がい者等の現状 .....	8
(1) 障がい者の概況 .....	8
(2) 身体障がい者 .....	10
(3) 知的障がい者 .....	12
(4) 精神障がい者 .....	14
(5) 障がい者数の推移 .....	15
3. 障がい者福祉の取組み状況 .....	16
(1) 障がい者福祉サービス等 .....	16
(2) 障がい福祉サービス事業所等 .....	18
(3) 障がい福祉サービス事業所等の設置状況 .....	21
(4) 第3期障がい福祉計画の進捗状況 .....	23
4. 上位計画・関連計画 .....	29
5. 障がい者の意向 .....	33
(1) 調査の目的と方法 .....	33
(2) 調査結果 .....	34
6. 障がい者福祉の課題 .....	56
(1) 障がい者福祉施策の課題 .....	56

### 第3章 北広島市障がい者福祉等の推進

---

1. 障がい者福祉計画 .....	63
(1) 計画策定の目的および基本メッセージ .....	63
(2) 基本理念 .....	64
(3) 基本方針 .....	65
(4) 基本目標 .....	67
(5) 障がい者福祉計画 施策体系 .....	71
2. 障がい福祉計画 .....	72
(1) 施策の展開方向 .....	72
3. 第4期障がい福祉計画における数値目標 .....	89
(1) 数値目標 .....	89

### 第4章 計画の推進に向けて

---

計画の推進に向けて .....	95
-----------------	----

## 法律の略称及び正式名称

本計画書では、次のように法律の名称を略称で表記しています。

略称	正式名称
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成25年法律第65号)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号)
障害者優先調達推進法	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)

---

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1. 障がい福祉を取り巻く社会環境や制度の状況

国においては、障害者基本法に基づき、平成15年度から平成24年度までを計画期間とする「障害者基本計画」を策定し、前後半それぞれ5年間で計画期間とする「重点施策5か年計画」を策定しました。

その後、平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法の整備を進めてきました。

まず、平成23年8月には、障がい者に対する差別の禁止の観点から社会的障壁の除去についての配慮がされるべきこと等の基本原則を定めた「障害者基本法の一部を改正する法律」を制定しました。また、平成24年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずることを目的とし、従来の障害者自立支援法は障害者総合支援法となりました。さらに、平成25年には、差別の禁止の基本原則を具体化し、差別の解消を推進することを目的として障害者差別解消法が制定されました。

また、この間、平成23年に障害者虐待防止法、平成24年に障害者優先調達推進法などが相次いで制定されました。

このような流れを背景に、国は、前障害者基本計画の基本理念等を引き継ぎつつ、国際社会の動向等にも対応した計画として、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講じるべき施策の基本的方向を定めた障害者基本計画（第3次）を策定しました。

また、北海道においては、国の法の制定・改正を背景に、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする第2期北海道障がい者基本計画を策定しました。

本市においては、障害者基本法と障害者自立支援法に基づく北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を平成23年度に策定し、「ともに生きよう ともに暮らしていくために」をスローガンとして、障がい福祉に係る施策を展開してきました。

現在、国は障がい者政策を段階的に講じるため、障がい福祉サービスや様々な支援のあり方などについても検討を進めています。

今後は、これらの制度および法律の改正に対応し、障がい者福祉施策が、共生社会を実現するため社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが求められています。

## 2. 計画の位置づけと策定の目的

北広島市障がい支援計画は、北広島市障がい者福祉計画と北広島市障がい福祉計画を一体的に策定した計画です。

北広島市障がい者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市の計画です。この計画は、北広島市総合計画を上位計画とし、北広島市の障がい施策を総合的に展開するための基本的な方針を示すもので、障がい児・者が地域で生きがいを持って豊かに生活できるよう、施策全般に関わる理念や基本的な目標を定める計画として位置づけています。

北広島市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市の計画です。前述した北広島市障がい者福祉計画の基本方針を踏まえ、調和を図りながら、障害者総合支援法に定める障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な施策やサービス見込量を示した計画として位置づけています。

前計画である北広島市障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画は、平成26年度をもってその計画期間が終了します。

今後も、北広島市の障がい児・者が尊厳を持ちいきいきと暮らしていけるよう、この間の施策の実施状況を点検・評価し、近年の社会環境、制度の変化、新しい福祉ニーズに対応した新たな計画を策定することをその目的とします。

また、関連する計画である北広島市第4期地域福祉計画との整合性を図りつつ、前計画と同様に、本市における総合的な障がい福祉施策の基本理念、基本目標等を障がい者福祉計画に示し、具体的な施策や障がい福祉サービス等の見込量の設定などを障がい福祉計画に示すものとし、これらの計画を一体的に策定しました。

### 3. 計画期間

北広島市障がい支援計画（障がい者福祉計画・第4期障がい福祉計画）の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

また、国、北海道の計画や北広島市地域福祉計画など関連計画の見直しがある場合には、その動向を踏まえ適切な見直しを図ることとします。

計画名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域福祉計画	第3期計画(H24～H26)			第4期計画(H27～H32)					
高齢者保健福祉計画	(H24～H26)			(H27～H29)			（ダミー）		
介護保険事業計画	第5期計画(H24～H26)			第6期計画(H27～H29)			（ダミー）		
障がい者福祉計画	(H24～H26)			障がい支援計画(H27～H29)			（ダミー）		
障がい福祉計画	第3期計画(H24～H26)			（ダミー）			（ダミー）		
健康づくり計画	第3次計画(H24～H26)			第4次計画(H27～H32)					
次世代育成支援対策推進行動計画	後期計画(H22～H26)			子ども・子育て支援プラン(H27～H31)					
子ども・子育て支援事業計画	（ダミー）			（ダミー）					

## 4. 計画の策定方針

策定にあたっては、国や北海道から示された策定にかかる指針を基本に、第2章に記述している障害者福祉の現状と課題を踏まえた中で、第3章において計画の基本理念や基本目標を障がい者福祉計画として、それらの理念や目標を具体的に展開するための施策内容やサービス見込量を障がい福祉計画として定めるとともに、障がい者福祉施策を充実させるため市などが推進しているサービス等をその他の福祉サービスとして決めました。

また、第4章においては、策定した計画を着実に実行し、推進するための方策を定めています。

## 5. 計画の策定体制

### ○北広島市保健福祉計画検討委員会の設置

福祉、医療関係の代表者、障がい者団体の代表者、学識経験者、公募による市民代表などからなる北広島市保健福祉計画検討委員会を設置し、幅広い関係者の意見を計画に反映する体制としました。

### ○アンケート調査の実施

障がい者の日常生活の課題やニーズを把握するため、現に障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用している人全員（605人）を対象にアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

### ○市民からの意見の反映

パブリックコメントで意見を募集後に記載

### ○北広島市障がい者自立支援協議会からの意見聴取

市内の障がい者施設、サービス事業者、関連団体などの代表者等により構成される北広島市障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、計画に反映しました。

### ○庁内策定体制

庁内における検討組織として、北広島市保健福祉に係る諸計画策定委員会（委員長：副市長）を設置し、取組みを進めました。

## 第2章 障がい者福祉の現状と課題

### 1. 障がい者福祉を取り巻く現状

#### (1) 人口、世帯数の動向

北広島市の総人口は、平成26年9月30日現在で59,664人となっており、世帯数は26,693世帯となっています。65歳以上の人は15,992人おり、総人口の26.8%を占め、平成22年（22.4%）と比べて4ポイント以上の増加となっています。

また、平成17年から平成26年にかけての10年間の総人口を比較すると1,013人の減少（1.7%減）となっています。一方、平成22年から平成26年にかけての5年間の総人口を比較すると689人の減少（1.1%減）となっており、平成17年をピークに近年は減少傾向にあります。

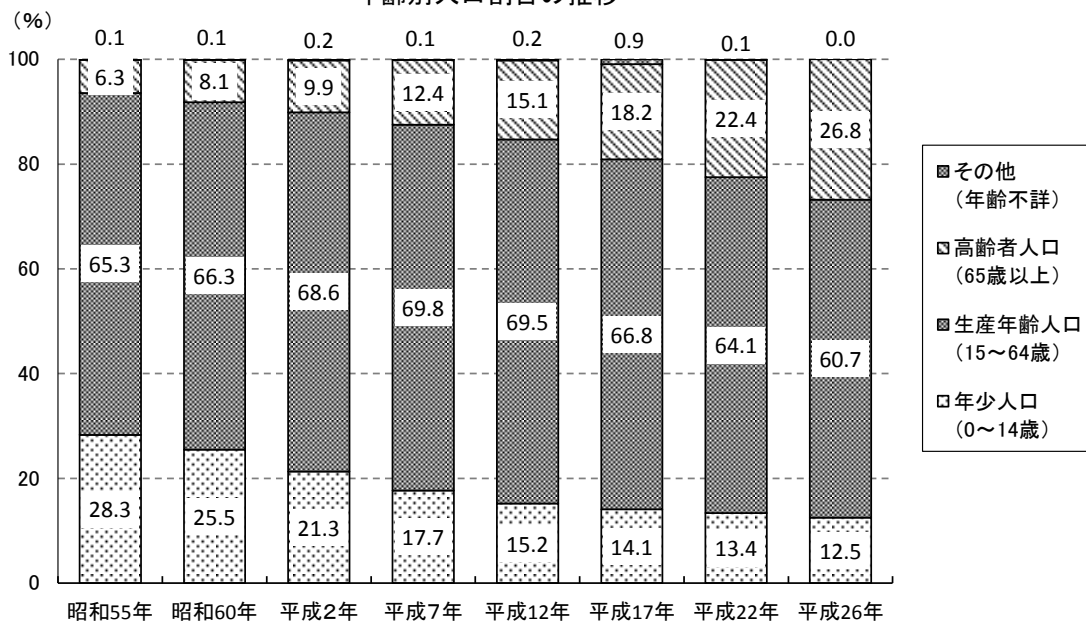
北広島市の人口・世帯数の推移

単位：人、世帯

	総人口	世帯数	平均世帯人員	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	その他 (年齢不詳)
昭和55年	34,148	9,896	3.45	9,635	22,313	2,166	34
昭和60年	40,853	12,026	3.40	10,471	27,068	3,291	23
平成2年	47,758	14,662	3.26	10,154	32,762	4,748	94
平成7年	53,537	17,521	3.06	9,529	37,343	6,616	49
平成12年	57,731	20,305	2.84	8,780	40,128	8,723	100
平成17年	60,677	22,362	2.71	8,572	40,553	11,032	520
平成22年	60,353	22,991	2.63	8,083	38,693	13,547	30
平成26年	59,664	26,693	2.24	7,450	36,222	15,992	—

資料：国勢調査（平成22年度まで各年10月1日）、平成26年は9月30日現在の住民基本台帳（外国人含む）

年齢別人口割合の推移



資料：国勢調査（平成22年度まで各年10月1日）、平成26年は3月末現在の住民基本台帳（外国人含む）

世帯主が65歳以上の単独世帯は、平成17年で1,461世帯でしたが、平成22年には1,825世帯と、364世帯増加しています。世帯主が75歳以上の単独世帯は、731世帯から978世帯へと増加しています。

高齢者は介護保険や身体障がいの認定を受ける可能性が高いことから、今後、障がい者を対象とするサービスを利用する人が、さらに増加する可能性があります。

高齢の単独世帯、夫婦のみ世帯は、身の回りに介護のできる人がいなかったり、高齢の配偶者が介護を担う場合が多く、障がい者を対象とするサービスの利用のほか、地域での見守りや支援の必要性が高まります。

以上の動向は、平成22年を基準とした数値であり、今後、この傾向がさらに進行するものと思われます。

家族類型別世帯数

単位：世帯、%

	一般世帯 総数	単独	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	その他
平成17年総数	22,009	4,031	5,938	8,353	2,006	1,681
65歳未満	16,254 (73.9%)	2,570 (63.8%)	3,152 (53.1%)	7,534 (90.2%)	1,635 (81.5%)	1,363 (81.1%)
65歳以上	5,755 (26.1%)	1,461 (36.2%)	2,786 (46.9%)	819 (9.8%)	371 (18.5%)	318 (18.9%)
75歳以上	2,209 (10.0%)	731 (18.1%)	1,003 (16.9%)	202 (2.4%)	170 (8.5%)	103 (6.1%)
平成22年総数	22,941	4,675	6,376	7,917	2,232	1,741
65歳未満	14,466 (63.1%)	2,850 (61.0%)	2,906 (45.6%)	6,736 (85.1%)	1,485 (66.5%)	489 (28.1%)
65歳以上	8,475 (36.9%)	1,825 (39.0%)	3,470 (54.4%)	1,181 (14.9%)	747 (33.5%)	1,252 (71.9%)
75歳以上	3,982 (17.4%)	978 (20.9%)	1,336 (21.0%)	331 (4.2%)	429 (19.2%)	908 (52.2%)

資料：国勢調査(各年10月1日)

## (2) 地区別の人口動向と地域の高齢化

### ① 地区別の動向

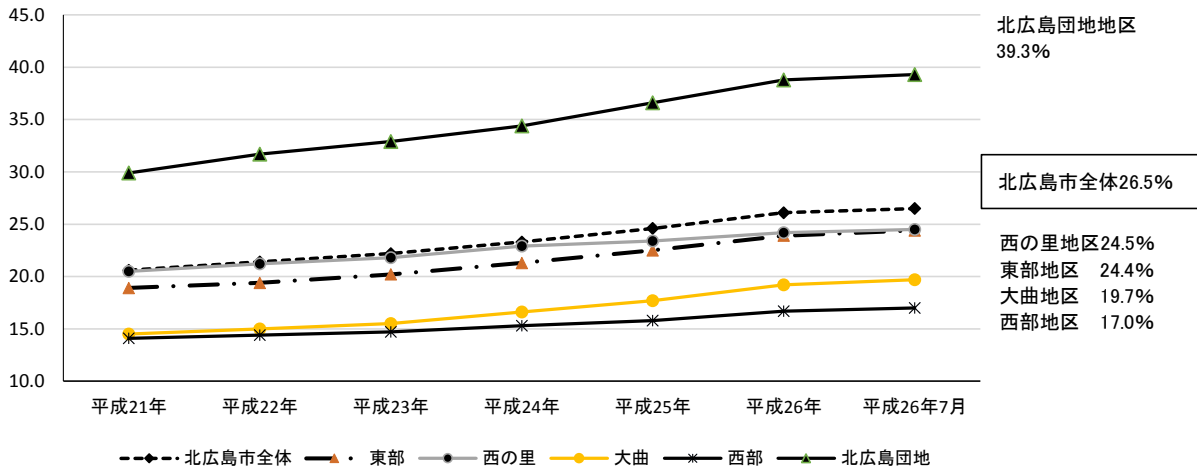
地区別では、東部地区、西部地区、大曲地区、西の里地区は、人口、世帯数ともに増加しています。北広島団地地区は、平成7年を最多にして人口が減少し始めています。

高齢化率は北広島団地地区が39.3%で、5地区の中で最も高齢化が進行しています。西部地区、大曲地区は、住宅地開発に伴う若い世帯の転入が多いため、地区全体としては高齢者の比率は高くありません。

高齢者のみの世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるため、地域の障がい者や高齢者を地域で見守り、支える力（＝地域力）が弱まることが危惧されます。

また、人口の少ない地区では、障がい者を地域で見守る住民自体が少ないことが予想されます。

地区別高齢化率の推移

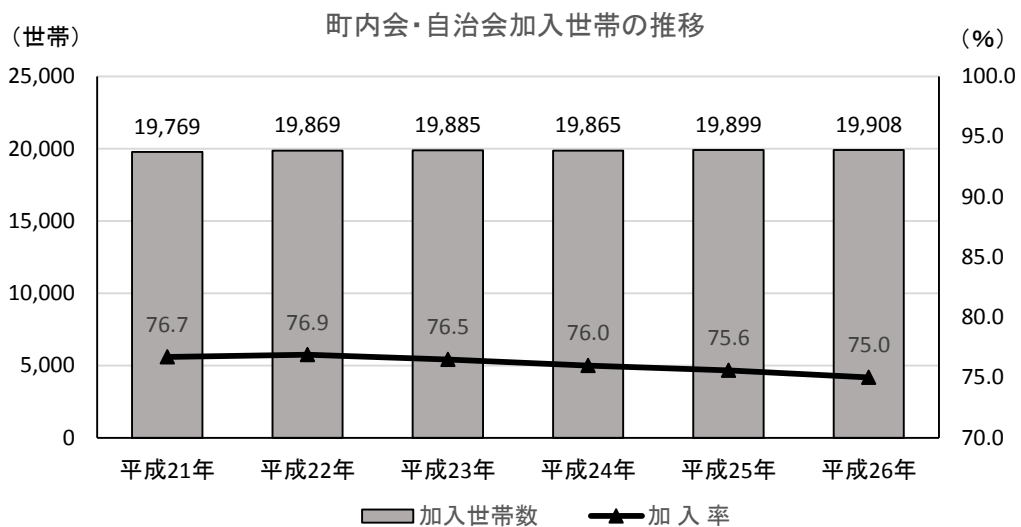


資料：住民基本台帳（各年3月31日、平成26年のみ7月末）

## ② 町内会・自治会の動向

町内会・自治会は、全市で157団体あり、その数は概ね安定しています。町内会・自治会加入世帯数は増加傾向にありますが、全世帯に占める加入率は、平成26年で75.0%と低下傾向にあります。

町内会・自治会活動は、役員の高齢化や担い手不足が指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える住民活動である町内会・自治会活動に、今後、支障がでることも予想されます。



資料：北広島市調べ（各年4月1日）

## 2. 障がい者等の現状

### (1) 障がい者等の概況

北広島市には、平成26年4月現在で障がい児・者が4,497人います。総人口の7.5%、人口で13.3人に一人、世帯数で5.9世帯に一人となっています。平成21年4月には3,623人、全人口の6.0%でした。障がい児・者は、この5年間で874人増加し、全人口に対する比率は1.5ポイント上昇しています。

障がい種別では、身体（身体障害者手帳の交付者）が2,647人（全障がい者の58.9%）、知的（療育手帳の交付者）が551人（12.3%）、精神（精神障がいによる通院および入院患者等）が1,299人（28.9%）となっています。

年齢で見ると、70歳以上の人が1,833人おり、全障がい者の40.8%を占めています。また、70歳以上の障がい者は、全市人口の同じ年齢階層の17.2%、5.8人に一人となっています。また、10歳代では知的障がい、20～40歳代では精神障がいが多く、50歳以上では身体障がいが多くなっています。

このほか、心身の発達に心配があるため、手帳等の交付は受けていないものの、障がい児通所支援事業所などで療育を受けている児童は73人います。

北広島市の障がい児・者の人数(平成26年)

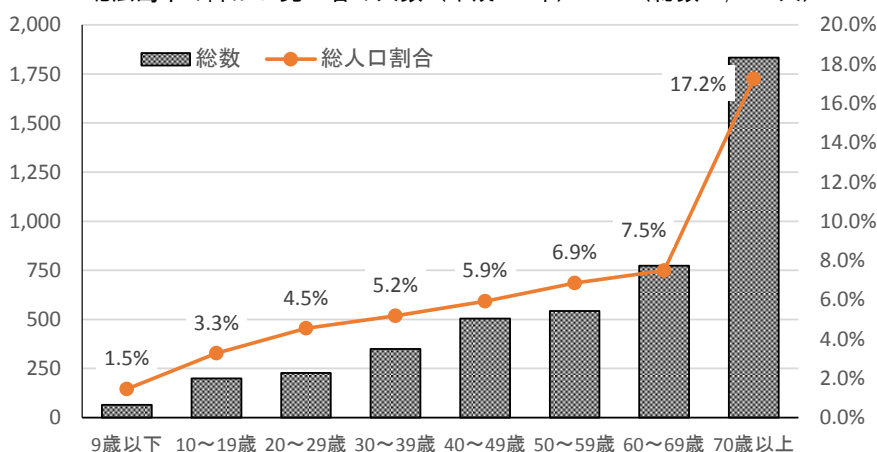
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	合計	総人口	比率
9歳以下	21	44	0	65	4,463	1.5%
10～19歳	35	127	38	200	6,105	3.3%
20～29歳	34	111	82	227	4,991	4.5%
30～39歳	62	102	186	350	6,760	5.2%
40～49歳	128	68	309	505	8,514	5.9%
50～59歳	269	50	224	543	7,919	6.9%
60～69歳	556	33	185	774	10,336	7.5%
70歳以上	1,542	16	275	1,833	10,629	17.2%
合計	2,647	551	1,299	4,497	59,717	7.5%
構成比	58.9%	12.3%	28.9%	100.0%		

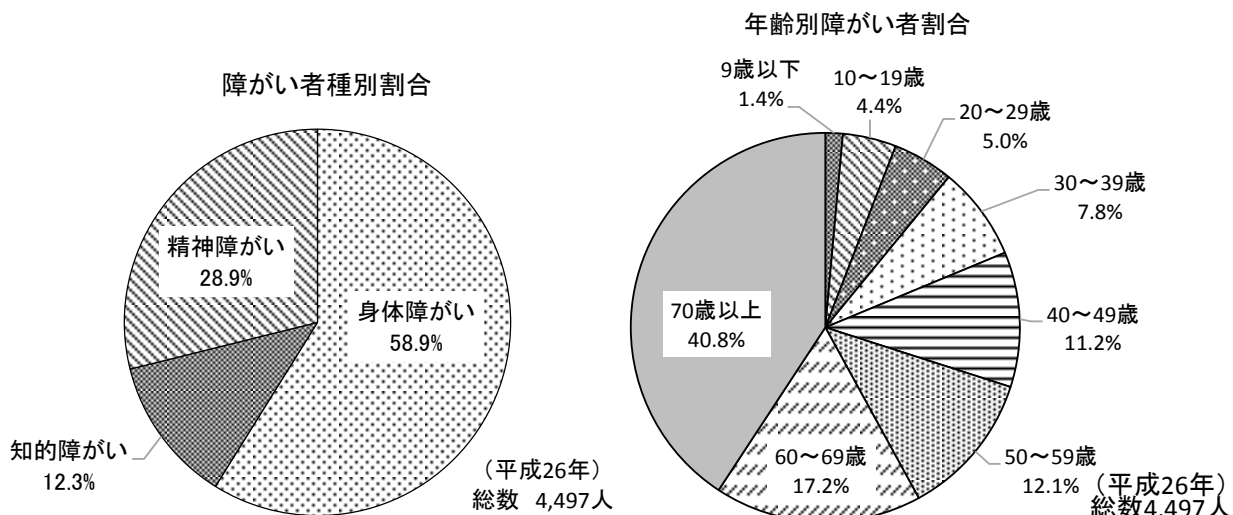
資料：身体・知的は平成26年4月1日／北広島市調べ。

精神は平成25年12月31日（5歳単位で2等分したものを採用）／北海道調べ。

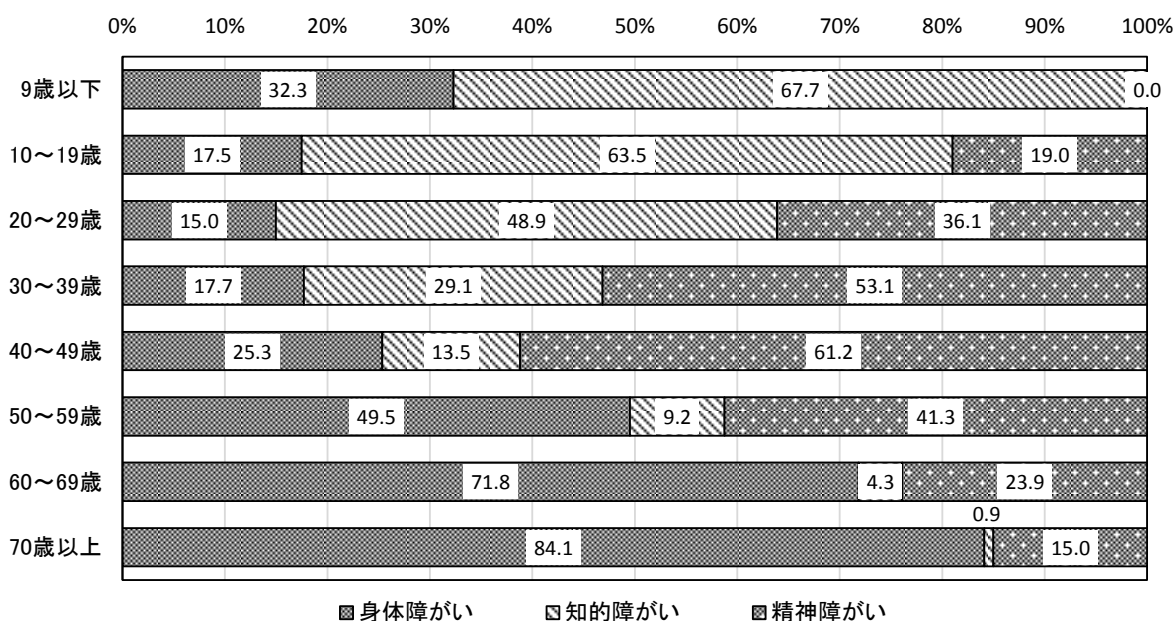
人口は平成26年3月末／住民基本台帳

(人) 北広島市の障がい児・者の人数（平成26年）（総数 4,497人）





年齢・障がい別障がい者割合

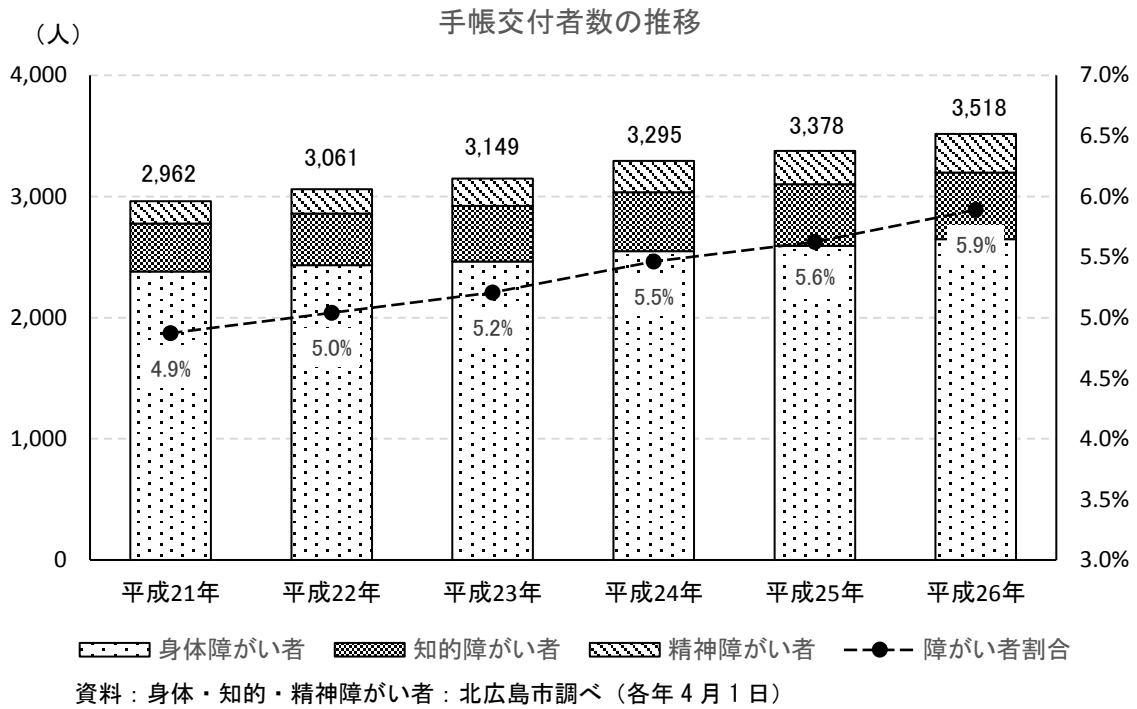


身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
総人口	60,802	60,729	60,465	60,291	60,044	59,717	-1,085	98.2%
身体障がい者	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%
知的障がい者	397	424	461	489	509	551	154	138.8%
精神障がい者	184	202	225	258	277	320	136	173.9%
手帳交付者計	2,962	3,061	3,149	3,295	3,378	3,518	556	118.8%
障がい者割合	4.9%	5.0%	5.2%	5.5%	5.6%	5.9%		

※ 身体・知的・精神障がい者：北広島市調べ(各年4月1日)

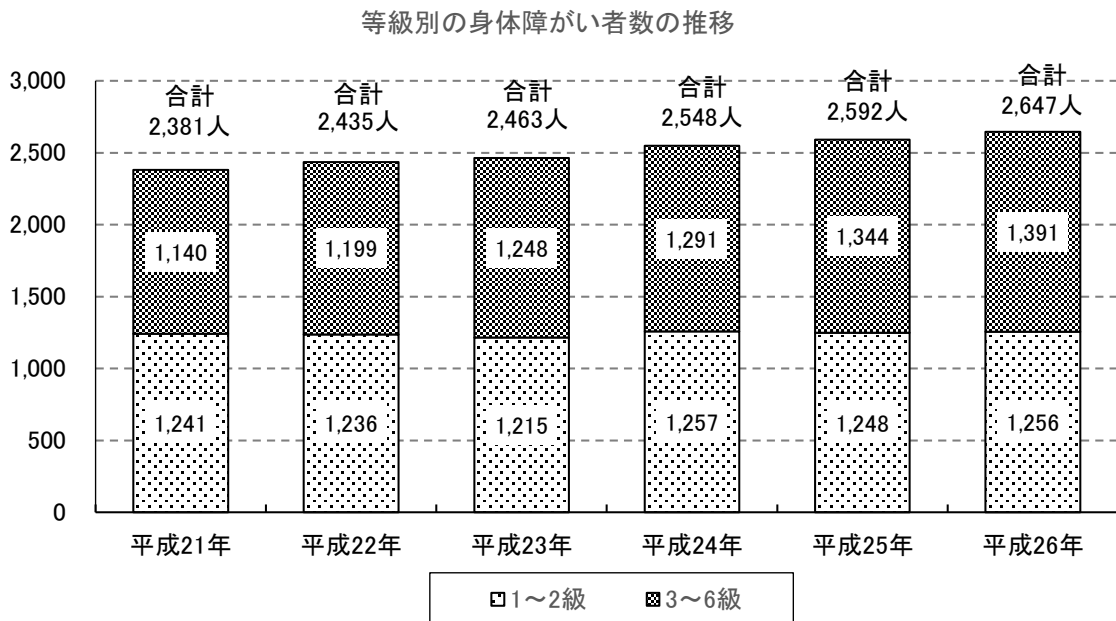
※ 総人口：住民基本台帳(各年3月末日)



## （2）身体障がい者

現在、北広島市に、身体障害者手帳の交付を受けている人は2,647人います（平成26年4月1日現在）。

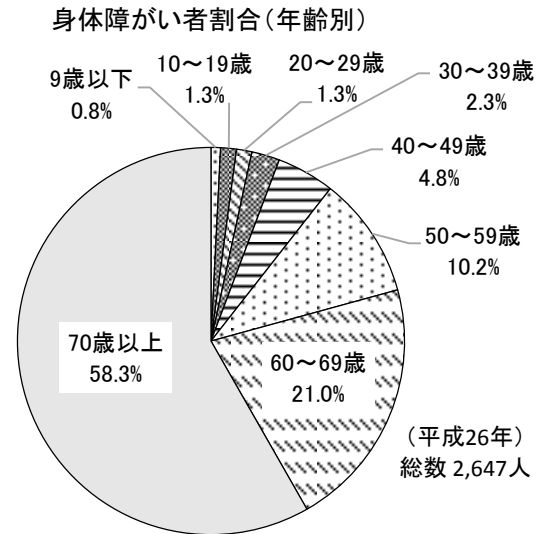
平成21年からの5か年を比較すると、266人の増加となっており、増加率は11.2%となっています。



## ① 年齢別の構成

年齢別の構成では、半数以上の1,542人（58.3%）は70歳以上で、次いで60歳代が556人（21.0%）となっており、60歳以上で全体の79.3%を占めています。

平成21年から5か年の増減率をみると、10歳代が20.7%増、70歳代は25%増と、いずれも20%を超えています。一方、20歳代から50歳代では減少傾向が見られます。



身体障がい者手帳交付者数の推移（年齢別）

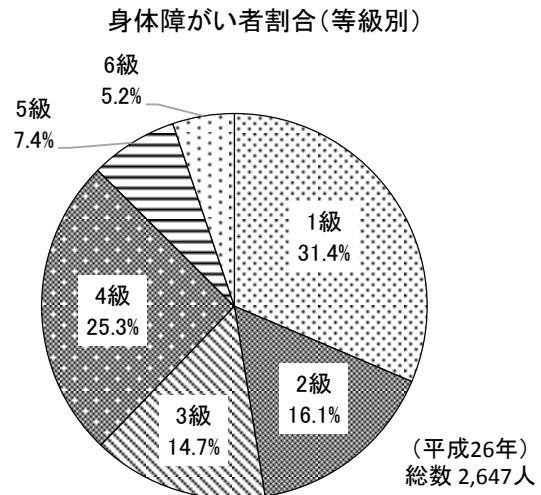
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
9歳以下	21	23	23	22	20	21	0	100.0%
10～19歳	29	30	32	31	33	35	6	120.7%
20～29歳	37	37	35	36	32	34	-3	91.9%
30～39歳	73	66	70	69	71	62	-11	84.9%
40～49歳	132	135	134	132	131	128	-4	97.0%
50～59歳	307	289	274	263	272	269	-38	87.6%
60～69歳	548	561	568	589	572	556	8	101.5%
70歳以上	1,234	1,294	1,327	1,406	1,461	1,542	308	125.0%
合計	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%

資料：北広島市調べ（各年4月1日）

## ② 障がい等級別の構成

等級別の構成では、1級、2級は1,256人（47.5%）、3級以下は1,391人（52.6%）となっています。

平成21年から5か年の増減率をみると、2級は7.2%減、3級以下は22%増となっており、3級以下で比較的高い増加傾向が見られます。



身体障がい者手帳交付者数の推移(等級別)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
1級	783	791	781	816	826	831	48	106.1%
2級	458	445	434	441	422	425	-33	92.8%
3級	357	367	367	379	382	390	33	109.2%
4級	472	509	548	588	629	669	197	141.7%
5級	185	192	195	191	196	195	10	105.4%
6級	126	131	138	133	137	137	11	108.7%
合計	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%
1～2級	1,241	1,236	1,215	1,257	1,248	1,256	15	101.2%
3～6級	1,140	1,199	1,248	1,291	1,344	1,391	251	122.0%

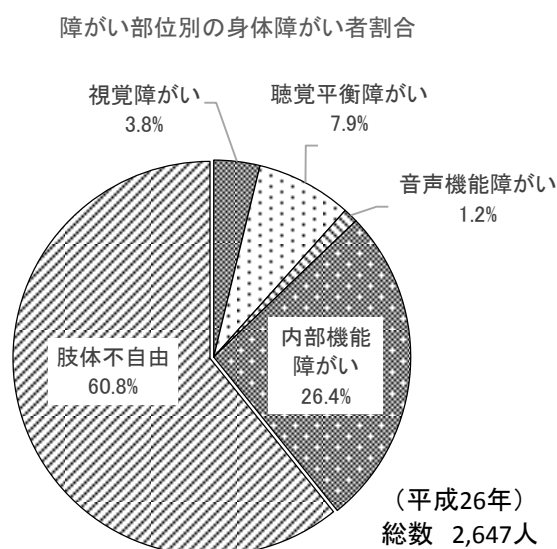
資料:北広島市調べ(各年4月1日)

③ 障がい部位別の構成

障がい部位別の構成では、肢体不自由が最も多く1,609人(60.8%)、次に内部機能障がい698人(26.4%)となっています。

平成21年から5か年の増加率をみると、肢体不自由は8.6%、内部機能障がいは16.3%となっています。

聴覚平衡障がいは208人(7.9%)と人数としては多くないものの、増加率は21.6%と音声機能障がい(23.1%)とともに比較的高い増加傾向が見られます。



身体障がい者手帳交付者数の推移(部位別)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
視覚障がい	103	97	91	102	101	100	-3	97.1%
聴覚平衡障がい	171	172	186	188	200	208	37	121.6%
音声機能障がい	26	25	24	26	28	32	6	123.1%
内部機能障がい	600	633	632	670	686	698	98	116.3%
肢体不自由	1,481	1,508	1,530	1,562	1,577	1,609	128	108.6%
合計	2,381	2,435	2,463	2,548	2,592	2,647	266	111.2%

資料:北広島市調べ(各年4月1日)

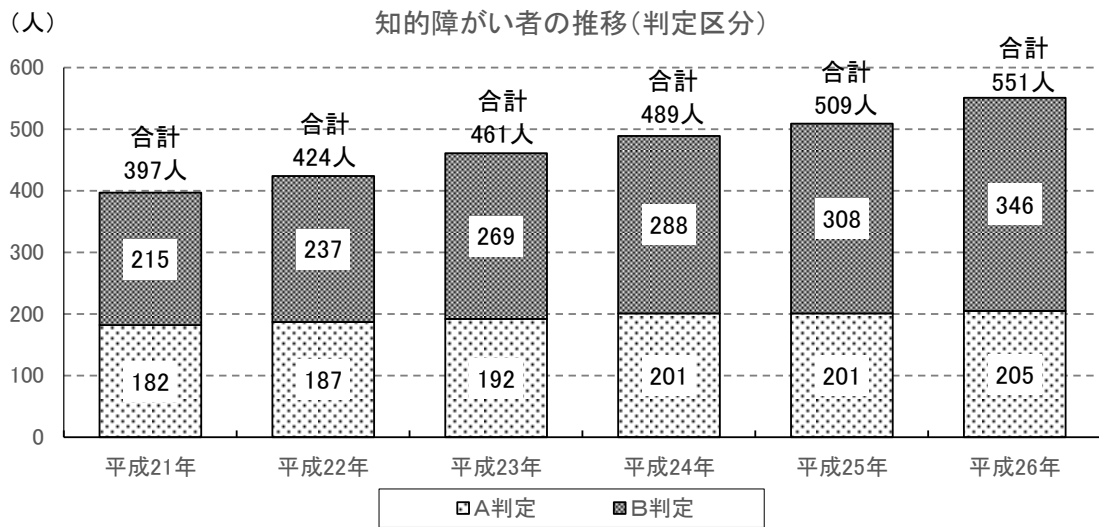
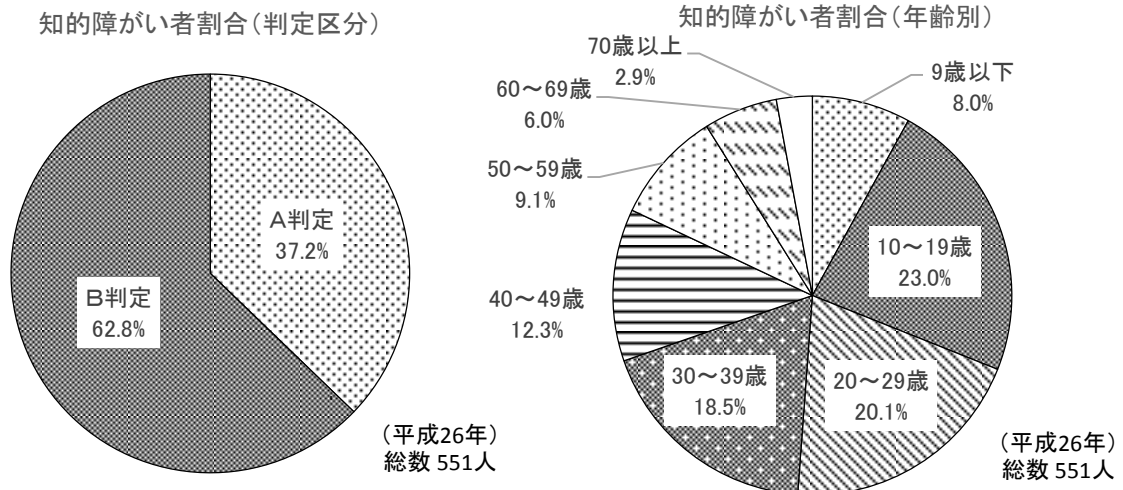
(3) 知的障がい者

現在、北広島市に、療育手帳の交付を受けている人は551人います(平成26年4月1日現在)。

平成21年からの5か年を比較すると、154人の増加となっており、増加率は38.8%となっています。

年齢別の構成では、10歳代が127人（23.0%）、20歳代が111人（20.1%）、30歳代が102人（18.5%）といずれも100人を超えており、10～30歳代で全体の6割を占めています。

障がいの程度別の構成では、A判定が37.2%、B判定が62.8%で、B判定が多くなっています。平成21年からの5か年の増加率は、A判定が12.6%、B判定は60.9%で高い増加傾向が見られます。



療育手帳交付者数の推移(判定区分・年齢別)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
療育手帳	A判定	182	187	192	201	201	205	23	112.6%
	B判定	215	237	269	288	308	346	131	160.9%
	合計	397	424	461	489	509	551	154	138.8%
年齢別	9歳以下	32	34	39	44	37	44	12	137.5%
	10～19歳	69	77	87	96	115	127	58	184.1%
	20～29歳	98	100	103	109	107	111	13	113.3%
	30～39歳	97	96	98	95	100	102	5	105.2%
	40～49歳	35	45	53	59	56	68	33	194.3%
	50～59歳	36	37	42	43	51	50	14	138.9%
	60～69歳	25	27	28	32	31	33	8	132.0%
	70歳以上	5	8	11	11	12	16	11	320.0%
合計	397	424	461	489	509	551	154	138.8%	

資料: 北広島市調べ(各年4月1日)

#### (4) 精神障がい者

現在、北広島市に精神障がい者は1,299人（通院患者等1,173人、入院患者126人）います（平成25年12月31日現在）。

年齢別の構成では、35～44歳が309人（23.8%）、65歳以上が275人（21.2%）となっています。

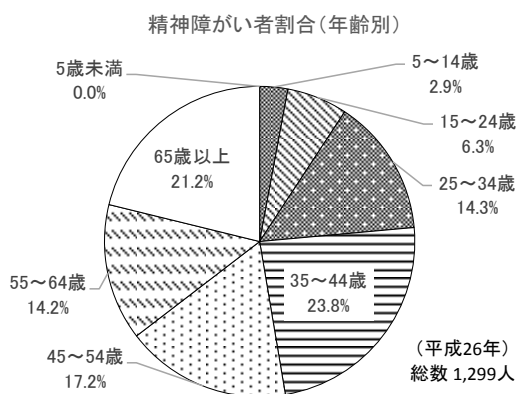
平成21年から5か年の増加率をみると、全体では77.5%増ですが、いずれの年代でも増加がみられ、特に5～14歳は137.5%、65歳以上は135.0%、45～54歳は89.8%と高い増加傾向が見られます。

精神障害者保健福祉手帳の交付者は320人（平成26年3月31日現在）です。

精神障がい者の人数(年齢別)

	平成21年	平成26年	5年増減	H26/H21
5歳未満	0	0	0	0.0%
5～14歳	16	38	22	237.5%
15～24歳	52	82	30	157.7%
25～34歳	129	186	57	144.2%
35～44歳	180	309	129	171.7%
45～54歳	118	224	106	189.8%
55～64歳	120	185	65	154.2%
65歳以上	117	275	158	235.0%
合計	732	1,299	567	177.5%

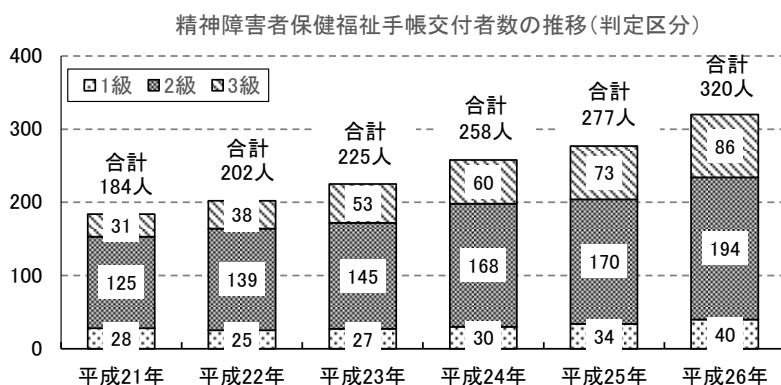
資料：北海道調べ(各前年末日)



精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移(判定区分)

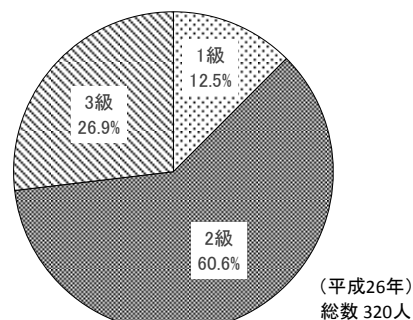
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	5年増減	H26/H21
1級	28	25	27	30	34	40	12	142.9%
2級	125	139	145	168	170	194	69	155.2%
3級	31	38	53	60	73	86	55	277.4%
合計	184	202	225	258	277	320	136	173.9%

資料：北広島市福祉統計(各年3月末日)



資料：北広島市調べ(各年4月1日)

精神障害者保健福祉手帳の交付割合(級別)



## (5) 障がい者数の推移

### ① 推計の目的と方法

分野別、年齢階層別の障がい児・者を対象とする福祉サービスの今後の動向を把握するため、平成29年と平成31年の障がい者数を推計しました。

推計の基礎数値は、身体障がい、知的障がいは、平成21年、平成26年の年齢別障がい種別ごとの手帳交付数（北広島市調べ）を、精神障がいは平成21年、平成26年の通院および入院患者等（北海道調べ）を用いました。

推計方法は、介護保険と同じコーホート変化率法で平成31年推計値を求め、平成26年と平成31年の伸び数を按分して平成29年値を求めました。

以上の方法は、平成21年から平成26年までの障がい児・者の数と伸び率を反映した推計方法です。

### ② 推計結果

推計の結果、平成31年の障がい者の総数は、5,773人となり、平成26年の4,497人を1,276人上回ります。種別ごとでは、身体障がいが2,975人（294人増）、知的障がいが815人（264人増）、精神障がいが1,953人（654人増）となります。

障がい者数の推移(障がい種別) 単位:人

	推計		
	現況 平成26年	平成29年	平成31年
身体障がい者	2,647	2,845	2,975
知的障がい者	551	728	845
精神障がい者	1,299	1,691	1,953
合計	4,497	5,264	5,773

障がい者数の推移(年齢別) 単位:人

	推計		
	現況 平成26年	平成29年	平成31年
0～4歳	32	37	40
5～9歳	52	57	60
10～14歳	99	126	144
15～19歳	123	180	219
20～24歳	113	152	177
25～29歳	166	189	206
30～34歳	175	196	211
35～39歳	236	267	286
40～44歳	253	289	312
45～49歳	210	259	292
50～54歳	271	331	370
55～59歳	252	294	322
60～64歳	387	393	397
65～69歳	432	468	491
70歳以上	1,696	2,026	2,246
合計	4,497	5,264	5,773

※年齢別の障がい者数は10歳区分のため、5歳単位で2等分したものを採用した。

### 3. 障がい者福祉の取組み状況

#### (1) 障がい者福祉サービス等

障がい児・者を対象とした福祉サービス等には、以下のものがあります。

区分	福祉サービスの名称等
相談の窓口	北広島市役所各窓口／子ども発達支援センター／障がい者生活支援センターみらい／障がい者就労支援センターめーでる／民生委員児童委員／地域相談員・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員／高齢者支援センター／社会福祉協議会／心身障害者総合相談所／児童相談所／特別支援教育センター／精神保健福祉センター／北海道ひきこもり成年相談センター／弁護士会連合会／北海道身体障害者福祉協会／保健所／公共職業安定所／障害者職業センター／高齢・障害者雇用支援センター
手帳の交付	身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳
年金や手当	国民年金(障害基礎年金)／障害厚生年金／各種共済組合の障害年金／特別障害給付金／児童扶養手当／特別児童扶養手当／障害児福祉手当／特別障害者手当／心身障害者扶養共済
税の軽減	所得税・住民税の控除／相続税の障害者控除／贈与税の非課税／個人事業税の非課税／関税の免除／自動車税・自動車取得税と軽自動車税の減免／住宅のバリアフリー改修についての控除・減免
公共料金等の割引	NHK放送受信料の減免／携帯電話基本使用料等の割引／NTT通話料金等の優遇措置／郵便料金の優遇措置
医療費の助成	重度心身障がい者医療費助成／ひとり親家庭等医療費助成／特定疾患等医療費助成／特定疾病療養受療証／自立支援医療(更生医療の給付・精神通院医療の給付・育成医療の給付)
福祉機器	補装具／日常生活用具／自助具／車いすの貸出し／紙おむつ購入費の助成／緊急通報システム／在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成
障害者総合支援法のサービス	介護給付・訓練等給付・相談支援・障害児通所支援(障がい福祉サービス:訪問系サービス・日中活動サービス・居住系サービス)／地域生活支援事業(相談支援事業・意思疎通支援事業・点字・声の広報等発行事業・地域活動支援センター事業・地域生活支援給付事業)
その他の障がい福祉サービス	障がい児保育／融雪装置(ロードヒーティング)設置費補助／除雪サービス／訪問理容サービス／郵便等による不在者投票／災害時声かけ支援希望者登録制度／高齢者等インフルエンザワクチン接種／配食サービス／家庭ごみの庭先収集
スポーツ・文化	北海道障害者スポーツ大会／総合体育館使用料金減免／芸術文化ホール使用料金減免
交通費の割引・助成	JR旅客運賃・バス運賃・航空運賃の割引／福祉タクシー割引／福祉タクシー・福祉自動車燃料利用券／精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成／移送サービス／重度心身障がい者等の通院交通費助成
自動車や運転免許	障がい者自動車運転免許取得費助成／障がい者自動車改造費助成／歩行困難者使用中標章／有料道路割引／高齢運転者等専用駐車区間制度
行動範囲の拡大	盲導犬取得費助成／福祉バスの運行／新千歳空港A・B・C駐車場利用料の減免／公共施設等での身体障がい者用トイレ・オストメイト用トイレの整備

資料:「ともに暮らしていくために」北広島市発行:平成25年12月改訂

## 北広島市内における障がい福祉サービス等提供基盤

北広島市内におけるサービス提供基盤(事業所/定員)

平成26年10月現在  
単位:所、人

	主たる対象者				合計	定員 (人)
	身体	知的	障がい児	精神		
居宅介護	12	11	11	12	13	—
重度訪問介護	12	0	0	0	12	—
行動援護	0	3	3	3	3	—
同行援護	4	0	4	0	4	—
生活介護	4	6	0	3	8	431
短期入所	4	5	5	2	7	—
地域移行支援	2	2	1	2	2	—
自立訓練(機能訓練)	1	0	0	0	1	10
施設入所支援	3	3	0	0	5	350
地域定着支援	2	2	1	2	2	—
共同生活援助	3	22	0	17	23	120
就労移行支援	2	4	0	1	4	28
就労継続支援(A型)	2	4	0	1	4	79
就労継続支援(B型)	5	11	0	6	12	267
計画相談支援	3	3	3	3	4	—
児童発達支援	0	0	3	0	3	30
放課後等デイサービス	0	0	5	0	5	30
合計	59	76	36	52	112	1,345

※事業所は、一事業所で複数の障がいを扱うものもあるため、主たる対象者の値と合計が合致しません。

資料:WAM NET

## (2) 障がい福祉サービス事業所等

### ① 障がい福祉サービス等

障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援の事業所

サービス種別	事業所名	サービス種別	事業所名			
訪問系サービス	居宅介護	日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練)	北広島リハビリセンター更生部		
			就労移行支援	リハビリ・おおぞら		
				リハビリ・エイト		
				就労センタージョブ ステップ		
			就労継続支援 (A型)	ガンバ		
				リハビリ・おおぞら		
				リハビリ・クリーナース		
			重度訪問介護	就労継続支援 (B型)	ホタテ倶楽部	
					L and P	
					リハビリ・おおぞら	
	リハビリ・クリーナース					
	リハビリ・エイト					
	就労センタージョブ まんぞく屋					
	いんくる					
	北広島セルブ					
	ホホエム					
	よつばの会					
	小春日工房					
	ワークサポートサンスマイル					
	行動援護	居住系サービス			施設入所支援	共栄
						とみがおか
						北広島リハビリセンター療護部
						リハビリ・エイト
	同行援護	共同生活援助			北広島リハビリセンター更生部	グリーンパーク北ひろ(グループホーム: 17か所、福祉ホーム:2か所)
			エルフィンホーム			
			相談支援	計画相談支援		障害者生活支援センターみらい
	障がい者就労支援センター めーでる					
あざれあ						
日中活動系サービス	生活介護	地域移行支援	北広島市こども発達支援センター			
			障害者生活支援センターみらい			
			障がい者就労支援センターめーでる			
			障害者生活支援センターみらい			
			障がい者就労支援センターめーでる			
	短期入所	障害児相談支援	障がい児発達支援	北広島市こども発達支援センター		
				障害者生活支援センターみらい		
				あざれあ		
				北広島市こども発達支援センター		
				児童デイサービス えるむ		
放課後等 デイサービス	障がい児通所支援	放課後等 デイサービス	てくてく			
			北広島市こども発達支援センター			
			放課後等デイサービス 野いちご			
			児童デイサービス えるむ			
			児童デイサービス エルフィン			
			てくてく			

資料: 北海道(平成26年9月30日)

## ② 特別支援学級等

### 特別支援学級

区分	学校名	学級数	概要
小学校	東部小学校	3 学級	知的(2)、自閉・情緒
	西部小学校	3 学級	自閉・情緒、肢体、虚弱
	大曲小学校	3 学級	知的、自閉・情緒、肢体
	西の里小学校	3 学級	知的、自閉・情緒(2)
	双葉小学校	3 学級	知的、自閉・情緒、肢体
	緑ヶ丘小学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	北の台小学校	3 学級	知的、自閉・情緒、肢体
	大曲東小学校	3 学級	知的、自閉・情緒、肢体
24 学級	西の里小学校陽香分校	1 学級	自閉・情緒
中学校	東部中学校	4 学級	知的、自閉・情緒(2)、肢体
	西部中学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	大曲中学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	西の里中学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	広葉中学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	緑陽中学校	2 学級	知的、自閉・情緒
	16 学級	西の里中学校陽香分校	2 学級

※表中 ( ) は学級数を示しています。このほか、緑ヶ丘小学校には「言語障がいの通級指導教室」、北の台小学校には「発達障がいの通級教室」があります。

### 特別支援学校

区分	学校名	学級数	概要
北海道白樺高等養護学校	高等部	21 学級	学生数 164 人 産業科(3)、木工科(3)、工業科(3)、家庭科(3)、生活園芸科(3)、クリーニング科(3)、生活窯業科(3)
札幌養護学校共栄分校	小学部	5 学級	普通学級(1)、重複学級(3)、訪問学級(1)
	中学部	3 学級	普通学級(1)、重複学級(1)、訪問学級(1)
	高等部	2 学級	重複学級(2)

資料：各学校（平成 26 年 5 月 1 日現在）

※札幌養護学校共栄分校は、社会福祉法人北ひろしま福祉会「とみがおか」の入所者を対象とした特別支援学校です。入所者のほか、特例で地域の自宅から通学している児童生徒が在籍しています。

### ③ 学童クラブ

学童クラブは、保護者が労働等により日中留守にしている家庭の児童に対し、放課後、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。学童クラブでは、障がい児を受け入れています。

平成26年9月現在

クラブ名	定員	住所
北の台学童クラブ	50人	共栄町4丁目2-5 広島幼稚園コミュニティセンター内
北の台第二学童クラブ	40人	共栄町4丁目17-8
東部学童クラブ	50人	朝日町5丁目1-2 北広島東記念館内
北広島学童クラブ	50人	泉町1丁目 北広島団地住民センター内
広葉学童クラブ	50人	広葉町3丁目1 広葉交流センター内
大曲学童クラブ	60人	大曲柏葉2丁目14-6 大曲小学校内
大曲東学童クラブ	50人	大曲光2丁目8
大曲東第二学童クラブ	40人	大曲光2丁目8
西の里学童クラブ	50人	西の里南1丁目2-4 西の里公民館内
西の里第二学童クラブ	30人	西の里東2丁目1-2
西部学童クラブ	40人	輪厚中央1丁目10-2 輪厚児童センター内
計 11クラブ	510人	

資料：北広島市

### (3) 障がい福祉サービス事業所等の設置状況

現在、北広島市内には88か所の障がい福祉サービスや障がい児通所支援の事業所があり、札幌圏には2,897か所の事業所があります。(平成26年9月、北海道調べ。ただし、複数のサービスを提供している事業所は二重にカウントされています。)

北広島市内の主な事業所は、居宅介護(12か所)、重度訪問介護(11か所)、就労継続支援(B型)(10か所)、生活介護(8か所)、短期入所(8か所)などです。

北広島市内の事業所数と札幌圏(※)全体の事業所数を人口1万人当たり置き換えて比較すると、北広島市は18.25か所です。札幌圏平均は12.28か所となっており、圏域平均を上回る密度で事業所があることとなります。

北広島市は、人口に比較して事業所が多くある都市ですが、地理的条件などを考慮すると、公共の交通機関が少ないなど障がい児・者から見て、必ずしも利用しやすい地域とは言えません。

障がい児・者のニーズに応じ、障がい児・者が実際に選択、利用できる、きめ細やかなサービスの提供と確実な供給量の確保が必要です。また、ニーズに対する適切な情報提供が必要となります。

※ 札幌圏：石狩振興局管内の自治体

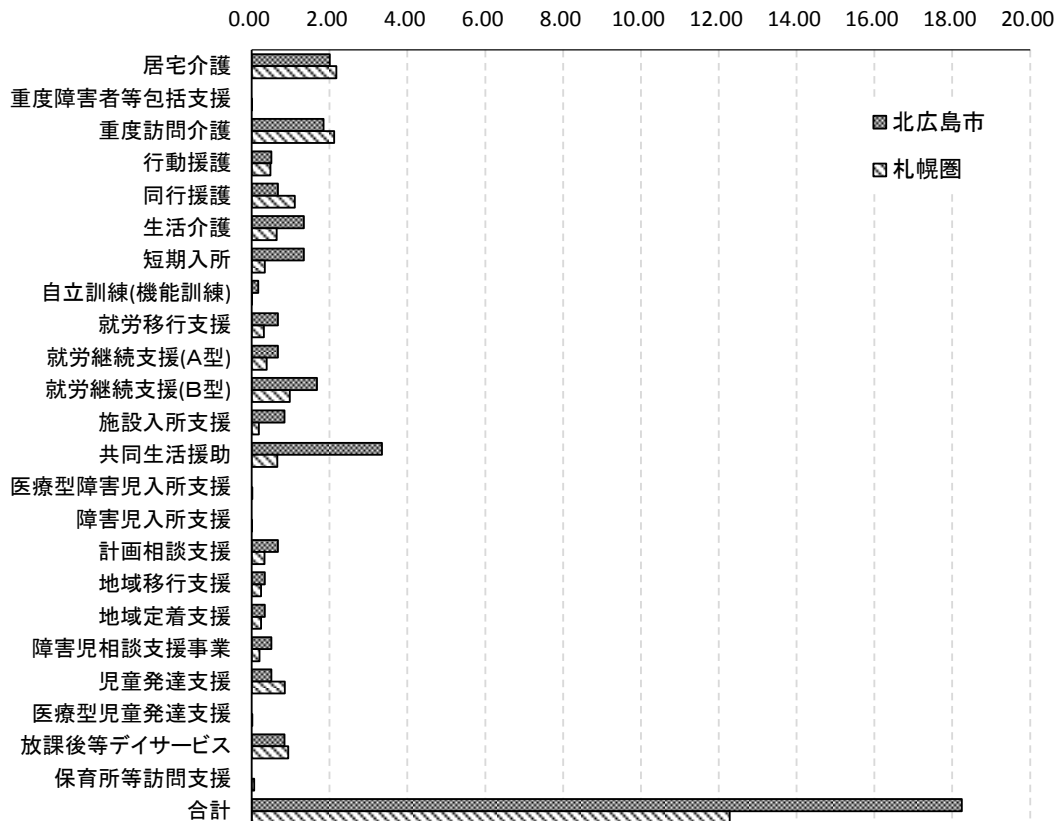
(札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村)

事業所の設置状況

	北広島市	札幌圏	1万人当たり事業所数	
			北広島市	札幌圏
居宅介護	12	513	2.01	2.17
重度障害者等包括支援	0	1	0.00	0.00
重度訪問介護	11	500	1.84	2.12
行動援護	3	114	0.50	0.48
同行援護	4	261	0.67	1.11
生活介護	8	151	1.34	0.64
短期入所	8	80	1.34	0.34
自立訓練(機能訓練)	1	1	0.17	0.00
就労移行支援	4	73	0.67	0.31
就労継続支援(A型)	4	90	0.67	0.38
就労継続支援(B型)	10	230	1.67	0.97
施設入所支援	5	44	0.84	0.19
共同生活援助	20	155	3.35	0.66
医療型障害児入所支援	0	4	0.00	0.02
障害児入所支援	0	2	0.00	0.01
計画相談支援	4	78	0.67	0.33
地域移行支援	2	57	0.33	0.24
地域定着支援	2	57	0.33	0.24
障害児相談支援事業	3	47	0.50	0.20
児童発達支援	3	201	0.50	0.85
医療型児童発達支援	0	3	0.00	0.01
放課後等デイサービス	5	221	0.84	0.94
保育所等訪問支援	0	14	0.00	0.06
合計	109	2,897	18.25	12.28

資料:平成26年9月北海道調べ、平成26年10月札幌市ホームページより

人口1万人当たりの事業所の設置状況



#### (4) 第3期障がい福祉計画の進捗状況

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスと地域生活支援事業は、障がい児・者が必要とするサービスを選択し展開されてきました。

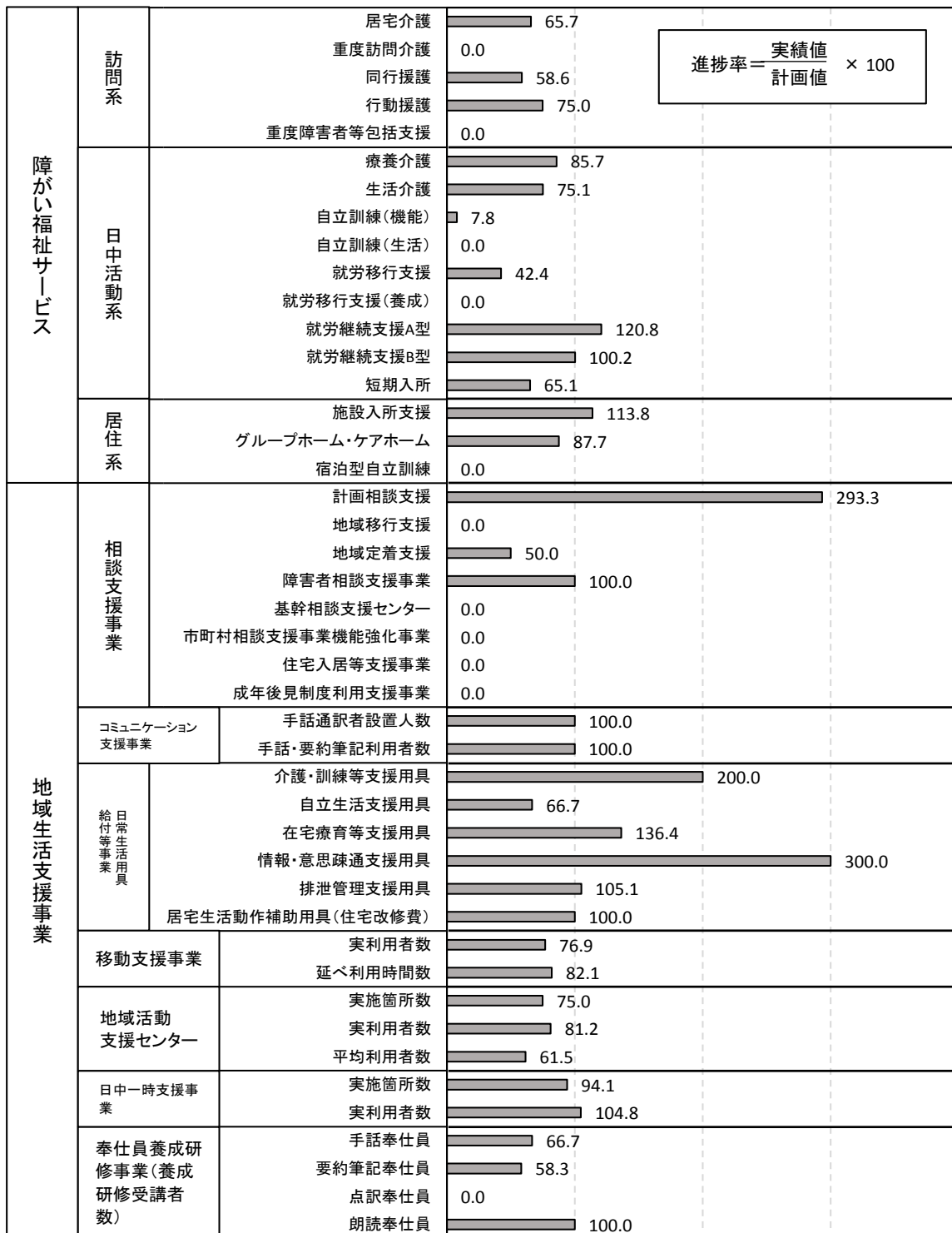
平成25年度のサービス見込み量（計画値）に対する「進捗率」を算出するため、平成26年3月の利用実績値と比較すると、日常生活用具給付等事業（情報・意思疎通支援用具：300.0%、介護・訓練等支援用具：200.0%）や計画相談支援（293.3%）のように進捗率の高いものがある一方、自立訓練（機能）（7.8%）や、就労移行支援（42.4%）など、5割以下の進捗率に留まっているものもあり、サービスの利用実績と見込み量には乖離があります。

今後は、障がい児・者の意向を把握し、利用しやすいサービスの提供と確実な供給量の確保に努めるとともに、サービスにつなげるための適切な情報提供を行うことが必要です。

各種サービスの進捗状況(平成25年度)

(%)

0.0 100.0 200.0 300.0 400.0



訪問系サービス量の実績と進捗状況

資料: 北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	計画値	利用者数/月	87	93	99
	実績値	利用者数/月	80	86	86
	計画値	利用時間数/月	2,838	3,034	3,230
	実績値	利用時間数/月	2,674	1,968	2,265
	進捗率	%	94.2%	65.7%	70.6%
重度訪問介護	計画値	利用者数/月	0	0	0
	実績値	利用者数/月	0	1	1
	計画値	利用時間数/月	0	0	0
	実績値	利用時間数/月	0	192	192
	進捗率	%	-	-	-
同行援護	計画値	利用者数/月	6	7	7
	実績値	利用者数/月	5	4	4
	計画値	利用時間数/月	94	109	109
	実績値	利用時間数/月	114	64	75
	進捗率	%	119.0%	58.6%	68.1%
行動援護	計画値	利用者数/月	11	12	13
	実績値	利用者数/月	9	9	9
	計画値	利用時間数/月	206	224	243
	実績値	利用時間数/月	110	168	168
	進捗率	%	54.8%	75.0%	69.1%
重度障害者等包括支援	計画値	利用者数/月	0	0	0
	実績値	利用者数/月	0	0	0
	計画値	利用時間数/月	0	0	0
	実績値	利用時間数/月	0	0	0
	進捗率	%	-	-	-
合計	計画値	利用者数/月	104	112	119
	実績値	利用者数/月	94	100	100
	計画値	利用時間数/月	3,138	3,367	3,582
	実績値	利用時間数/月	2,898	2,392	2,700
	進捗率	%	92.3%	71.6%	75.7%

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。

※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、平成26年度実績値は実績見込みです。

※進捗率は実績値/計画値のことでです。

日中活動系サービス量の実績と進捗状況

資料:北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	計画値	利用者数/月	7	7	7
	実績値	利用者数/月	6	6	6
	計画値	利用時間数/月	—	—	—
	実績値	利用時間数/月	—	—	—
	進捗率	%	85.7%	85.7%	85.7%
生活介護	計画値	利用者数/月	198	211	224
	実績値	利用者数/月	178	181	181
	計画値	利用時間数/月	4,356	4,642	4,928
	実績値	利用時間数/月	3,448	3,466	3,466
	進捗率	%	79.6%	75.1%	70.8%
自立訓練(機能)	計画値	利用者数/月	14	14	13
	実績値	利用者数/月	6	3	4
	計画値	利用時間数/月	308	308	286
	実績値	利用時間数/月	62	22	25
	進捗率	%	21.1%	7.8%	9.7%
自立訓練(生活)	計画値	利用者数/月	0	0	0
	実績値	利用者数/月	3	1	1
	計画値	利用時間数/月	0	0	0
	実績値	利用時間数/月	24	10	10
	進捗率	%	—	—	—
就労移行支援	計画値	利用者数/月	32	29	29
	実績値	利用者数/月	20	15	15
	計画値	利用時間数/月	704	638	638
	実績値	利用時間数/月	338	268	268
	進捗率	%	48.6%	42.4%	42.4%
就労移行支援(養成)	計画値	利用者数/月	—	—	—
	実績値	利用者数/月	0	0	1
	計画値	利用時間数/月	—	—	—
	実績値	利用時間数/月	0	0	23
	進捗率	%	—	—	—
就労継続支援A型	計画値	利用者数/月	17	18	19
	実績値	利用者数/月	13	23	33
	計画値	利用時間数/月	374	396	418
	実績値	利用時間数/月	270	477	684
	進捗率	%	72.4%	120.8%	164.1%
就労継続支援B型	計画値	利用者数/月	121	129	137
	実績値	利用者数/月	136	158	160
	計画値	利用時間数/月	2,662	2,838	3,014
	実績値	利用時間数/月	2,444	2,816	2,930
	進捗率	%	92.7%	100.2%	98.1%
短期入所	計画値	利用者数/月	29	31	33
	実績値	利用者数/月	28	31	31
	計画値	利用時間数/月	290	310	330
	実績値	利用時間数/月	179	191	191
	進捗率	%	64.9%	65.1%	61.2%
合計	計画値	利用者数/月	418	439	462
	実績値	利用者数/月	390	418	432
	計画値	利用時間数/月	8694	9132	9614
	実績値	利用時間数/月	6765	7250	7597
	進捗率	%	78.5%	80.1%	79.7%

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。

※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、

平成26年度実績値は実績見込みです。

※進捗率は実績値/計画値のことでです。

居住系サービス量の実績と進捗状況

資料: 北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	計画値	利用者数/月	92	87	82
	実績値	利用者数/月	102	99	99
	進捗率	%	110.9%	113.8%	120.7%
グループホーム・ケアホーム	計画値	利用者数/月	55	65	75
	実績値	利用者数/月	54	57	57
	進捗率	%	98.2%	87.7%	76.0%
宿泊型自立訓練	計画値	利用者数/月	—	—	—
	実績値	利用者数/月	1	0	0
	進捗率	%	—	—	—
合計	計画値	利用者数/月	147	152	157
	実績値	利用者数/月	157	156	156
	進捗率	%	106.8%	102.6%	99.4%

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。  
 ※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、平成26年度実績値は実績見込みです。  
 ※進捗率は実績値/計画値のことで。

相談支援の実績と進捗状況(平成24年4月から)

資料: 北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	計画値	利用者数	39	60	89
	実績値	利用者数	88	176	433
	進捗率	%	225.6%	293.3%	486.5%
地域移行支援	計画値	利用者数	15	10	10
	実績値	利用者数	0	0	0
	進捗率	%	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画値	利用者数	1	2	3
	実績値	利用者数	0	1	1
	進捗率	%	0.0%	50.0%	33.3%

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。  
 ※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、平成26年度実績値は実績見込みです。  
 ※進捗率は実績値/計画値のことで。

地域生活支援事業のサービス量の実績と進捗状況(その1)

資料: 北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業	ア 障害者相談支援事業	計画値	箇所	2	2	2
		実績値	箇所	2	2	2
		進捗率	%	100.0%	100.0%	100.0%
	イ 基幹相談支援センター	計画値	箇所	—	—	実施
		実績値	箇所	—	—	—
		進捗率	%	—	—	—
② 市町村相談支援事業機能強化事業	計画値	箇所	実施	実施	実施	
	実績値	箇所	実施	実施	実施	
	進捗率	%	—	—	—	
③ 住宅入居等支援事業	計画値	箇所	実施	実施	実施	
	実績値	箇所	実施	実施	実施	
	進捗率	%	—	—	—	
④ 成年後見制度利用支援事業	計画値	人/年	2	2	2	
	実績値	人/年	1	0	1	
	進捗率	%	50.0%	0.0%	50.0%	
(2) コミュニケーション支援事業						
① 手話通訳者設置人数	計画値	人/年	1	1	1	
	実績値	人/年	1	1	1	
	進捗率	%	100.0%	100.0%	100.0%	
② 手話・要約筆記利用者数	計画値	人/年	23	25	28	
	実績値	人/年	25	25	25	
	進捗率	%	108.7%	100.0%	89.3%	

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。  
 ※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、平成26年度実績値は実績見込みです。  
 ※進捗率は実績値/計画値のことで。

地域生活支援事業のサービス量の実績と進捗状況(その2)

資料:北広島市調べ

サービス種別		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(3) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練等支援用具	計画値	給付件数	7	7	7
	実績値	給付件数	5	14	12
	進捗率	%	71.4%	200.0%	171.4%
② 自立生活支援用具	計画値	給付件数	45	45	45
	実績値	給付件数	38	30	52
	進捗率	%	84.4%	66.7%	115.6%
③ 在宅療育等支援用具	計画値	給付件数	11	11	11
	実績値	給付件数	9	15	4
	進捗率	%	81.8%	136.4%	36.4%
④ 情報・意思疎通支援用具	計画値	給付件数	10	10	10
	実績値	給付件数	8	30	8
	進捗率	%	80.0%	300.0%	80.0%
⑤ 排泄管理支援用具	計画値	給付件数	1,270	1,325	1,383
	実績値	給付件数	1,302	1,393	1,416
	進捗率	%	102.5%	105.1%	102.4%
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画値	給付件数	4	4	4
	実績値	給付件数	2	4	0
	進捗率	%	50.0%	100.0%	0.0%
(4) 移動支援事業					
① 実利用者数	計画値	人	135	143	152
	実績値	人	111	110	110
	進捗率	%	82.2%	76.9%	72.4%
② 延べ利用時間数	計画値	時間	8,816	9,338	9,926
	実績値	時間	7,172	7,665	9,066
	進捗率	%	81.4%	82.1%	91.3%
(5) 地域活動支援センター					
① 実施箇所数	計画値	箇所	4	4	4
	実績値	箇所	3	3	3
	進捗率	%	75.0%	75.0%	75.0%
② 実利用者数	計画値	人	65	69	73
	実績値	人	60	56	46
	進捗率	%	92.3%	81.2%	63.0%
③ 平均利用者数	計画値	人/日	49	52	55
	実績値	人/日	43	32	31
	進捗率	%	87.8%	61.5%	56.4%
(6) 日中一時支援事業					
① 実施箇所数	計画値	箇所	16	17	18
	実績値	箇所	16	16	16
	進捗率	%	100.0%	94.1%	88.9%
② 実利用者数	計画値	人	78	84	91
	実績値	人	105	88	88
	進捗率	%	134.6%	104.8%	96.7%
(7) 奉仕員養成研修事業(養成研修受講者数)					
① 手話奉仕員	計画値	人	31	33	35
	実績値	人	25	22	28
	進捗率	%	80.6%	66.7%	80.0%
② 要約筆記奉仕員	計画値	人	12	12	12
	実績値	人	6	7	7
	進捗率	%	50.0%	58.3%	58.3%
③ 点訳奉仕員	計画値	人	3	3	3
	実績値	人	0	0	0
	進捗率	%	0.0%	0.0%	0.0%
④ 朗読奉仕員	計画値	人	10	10	10
	実績値	人	10	10	10
	進捗率	%	100.0%	100.0%	100.0%

※計画値は北広島市第3期障がい福祉計画における見込み量を示しています。

※平成24年度実績値は平成25年3月分の実績、平成25年度実績値は平成26年3月分の実績、平成26年度実績値は実績見込みです。

※進捗率は実績値/計画値の事です。

## 4. 上位計画・関連計画

### ① 北広島市総合計画

本市では、まちづくりの基本的な方向を示すものとして、平成23年3月に計画期間を平成23年から平成32年までの10年間とする北広島市総合計画（第5次）を策定しました。

総合計画では、まちづくりのテーマを「自然と創造の調和した豊かな都市」とし、めざす都市像を「希望都市」、「交流都市」、「成長都市」の3つと定めています。

都市像の実現に向けて基本目標を6つ定めており、それらは、1) 支えあい健やかに暮らせるまち、2) 人と文化を育むまち、3) 美しい環境に囲まれた安全なまち、4) 活気ある産業のまち、5) 快適な生活環境のまち、6) 計画の実現に向けて、としています。

障がい者福祉施策については、その方向を、1) ノーマライゼーション社会を推進するための相談支援体制の充実、2) 地域や在宅での生活を支援するため、自立支援給付・コミュニケーション支援・日常生活用具の給付等、必要なサービスの提供、3) 就労促進のために必要な訓練や活動の場の提供、就労機会の拡大、4) 地域での社会活動に参加できるよう、交流の場と体験機会の提供、としています。

### ② 障害者基本計画(第3次)

国は、障害者基本法に基づく計画として、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間に講じるべき施策の基本的方向を定めた障害者基本計画(第3次)を平成24年度に策定しました。この計画では、障害者基本法における、1) 地域社会における共生等、2) 差別の禁止、3) 国際的協調、の3条項を基本原則としています。

施策推進の基本方針として、1) 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援、2) 当事者本位の総合的な支援、3) 障害特性等に配慮した支援、4) アクセシビリティの向上、5) 総合的かつ計画的な取組の推進、の5つの横断的な視点を取り上げています。

分野別施策については、1) 生活支援、2) 保健・医療、3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等、4) 雇用・就業、経済的自立の支援、5) 生活環境、6) 情報アクセシビリティ、7) 安全・安心、8) 差別の解消及び権利擁護の推進、9) 行政サービス等における配慮、10) 国際協力、の10分野について基本的な方向を示しています。

この中で、生活支援分野では障害児支援の充実など、保健・医療分野では難病に関する施策の推進など、情報アクセシビリティ分野では意思疎通支援の充実など、安全・安心分野では防災対策の推進など、差別の解消及び権利擁護の推進分野では障害を理由とする差別の解消の推進など、を掲げています。

### ③ 第2期北海道障がい者基本計画

北海道は、障害者総合支援法に基づく都道府県計画として、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする『第2期北海道障がい者基本計画』を策定しました。この計画は、障がいの有無にかかわらず「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指し、障がいのある人が、社会を構成する一員として主体的に社会に参加するとともに、必要とするサービスを利用しながら「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標として、北海道における障がい者施策の一層の促進を図ることを定めています。

第2期計画の推進に向けた基本方針としては、1) 地域生活の支援体制の充実、2) 自立と社会参加の促進、3) バリアフリー社会の実現、の3点を掲げています。

### ④ 第4期北海道障がい福祉計画

北海道は、障害者総合支援法に基づく都道府県計画として、平成27年3月に第4期北海道障がい福祉計画（計画期間：平成27年度から平成29年度まで）を策定することとしています。

この計画は、市町村の障がい福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障がい福祉サービスの提供体制の確保など、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施を目指すものとしています。

国から示された基本指針が第3期計画の基本指針とほぼ同様としていることから、基本的骨格については第3期計画を踏襲するものとしています。

第4期計画の推進に向けた基本的な考え方としては、1) 相談支援体制の充実、2) 障がい者の地域生活への移行促進、3) 精神障がい者の退院の促進、4) 地域生活の継続に向けた支援、5) 就労支援の充実、6) ライフサイクルを通じた連携した支援、7) 医療を必要とする在宅障がい児（者）への支援、8) 権利擁護の推進、9) 共生型事業の推進、10) サービス基盤の地域間格差の縮小、11) 障がい児支援の充実、12) 災害に備えた地域づくりの推進、の12点を掲げています。

## ⑤ 北広島市第4期地域福祉計画

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人が地域社会の一員として尊重され、いきいきと自立した生活が送られるように、地域住民、自治会（町内会）、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、社会福祉法人、民間福祉事業者など、広範な地域福祉の担い手とともに支え合う地域づくりを目指すための方針を定める計画として、社会福祉法第107条に基づき、平成26年度に策定しています。計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間です。

基本メッセージを「みんなで高める“地域力” みんなで広げる住みよいまち」とし、4つの基本理念として、1) “地域力”を育て、高めあう福祉のまち、2) 市民が主役となった地域福祉活動の推進、3) 地域で暮らすことができるつながりのある地域福祉、4) 公共・民間・非営利サービスの機能的役割の分担と連携による地域の“福祉力”の向上、を定めています。

施策展開のための基本的な目標は、1) 市民のニーズに応じた適切なサービスの提供、2) 現状に対処した福祉事業のさらなる展開のために、3) 地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進、4) その他の地域福祉の発展に向けて、5) 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり、としています。

## ⑥ 北広島市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画

計画期間を平成27年度から平成29年度までの3年間とし、平成26年度に策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、市町村の高齢者に対する保健福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置づけています。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、市町村の区域内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービス種類ごとの見込み、および当該見込み量確保のための方策などを定める介護保険運営の基となる計画です。

施策展開のための基本的な目標は、1) 介護予防と自立支援、2) 介護サービスの充実、3) 地域支援体制（地域包括ケアシステム）の構築、4) 生きがいと社会参加の促進、としています。

## ⑦ 北広島市健康づくり計画（第4次）

この計画は、健康増進法第8第2項に基づき、妊産婦、乳幼児から高齢者まですべての市民が心身ともにいきいきとした生活を送ることを目指し、生涯を通じた健康づくりを図るための指針として平成26年度に策定しています。計画期間は平成27年度から平成32年度までの6年間です。

計画の基本理念は、互いに支え助け合い、生涯を通じ心身ともにいきいきと健康で暮らせるまちの実現としています。

施策推進のための基本的方向は、1)健康寿命の延伸、2)生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、3)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、4)生活習慣及び社会環境の改善の4つとし、健康づくりを推進するための領域（がん、循環器疾患、糖尿病、次世代の健康、高齢者の健康、栄養と食事、身体活動と運動、休養とこころ、飲酒、喫煙、歯と口腔）とライフステージ（妊産婦期、幼・少年期、青年期、壮年期、高齢期）ごとに、健康づくりの取り組みを定めています。

## ⑧ 北広島市子ども・子育て支援プラン

子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援の制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るために北広島市子ども・子育て支援プランを平成26年度に策定しています。

北広島市子ども・子育て支援プランは、次世代育成支援対策推進法に基づく次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため策定する次世代育成支援対策推進行動計画の内容を組み込んだもので、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

計画の基本理念は、1)すべての子どもの最善の利益が尊重される環境づくり、2)すべての親が安心して子育てできる環境づくり、3)すべての人が命の大切さを感じる環境づくり、4)すべての子どもが健やかに育つ環境づくり、としています。

施策推進のための基本目標は、1)地域における子育ての支援、2)母性および子どもの健康の確保および増進、3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、4)子育てを支援する生活環境の整備、5)仕事と子育ての両立ができる環境の整備、6)子育てまでの各段階における切れ目ない支援の推進、7)子どもの安全の確保、8)社会的支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進、9)子どもの権利の保障の推進、の9つです。

## 5. 障がい者の意向

### (1) 調査の目的と方法

#### ① 調査の目的

計画の見直しにあたっては、現在の障がい福祉サービス等の利用実態を把握することはもちろんのこと、障がい児・者の様々な意見を聞きながら、可能な限りそれらを反映したものとすることが重要であることから、市の障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援を利用している人を対象者とし、アンケート調査を実施しました。

#### ② 調査の方法

調査の対象者は、北広島市の障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援を利用している人、全員の605人（市内の在宅者562人、市内にある施設の入所者43人）です。

配付・回収は郵送とし、平成26年8月15日に配付し、9月3日を返送期限としました。

このアンケートの回答は、宛先人（障がい児・者本人）の記入を基本とし、事情によっては同居しているご家族や福祉施設の職員の記入も認め、実施しました。

#### ③ 回収状況

配付数は605票、回収数（回答者）は373票、回収率は61.7%です。

手帳種別		配付数	有効回収数	有効回収率
身体		151	144	70.2%
療育		250	206	81.1%
精神		60	45	75.0%
重複障がい	身体・知的・精神	—	—	—
	身体・知的	52	—	(身体に含める)
	身体・精神	2	—	(身体に含める)
	知的・精神	4	—	(知的に含める)
手帳なし		86	36	41.9%
無回答		—	9	—
合 計		605	373	61.7%

※ 配付数は605人、回答は373人ですが、回答者の中に複数の障がいがある人がいるため、回収数の個別項目を足したものは440件（人）であり、合計の373票（人）とは、差異があります。

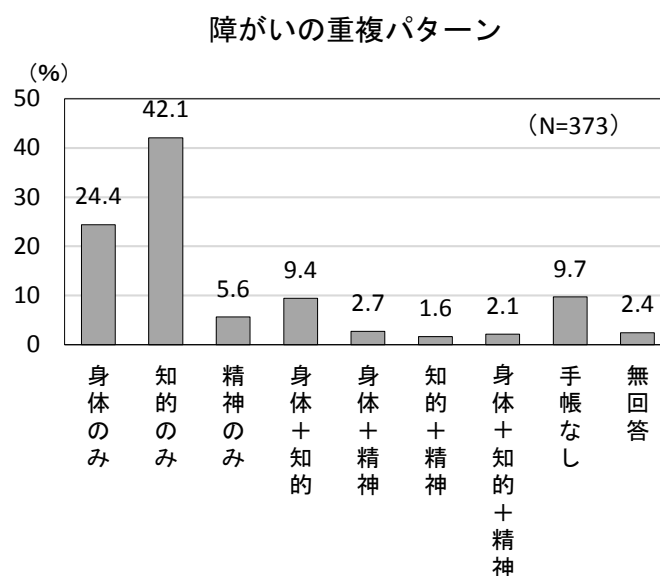
## (2) 調査結果

\*グラフ中の（N=373）などの表記は、その設問あるいは属性の回答者数のことです。また、以下の文中に「前回」とあるのは、平成23年に前計画策定のために実施したアンケート調査のことです。

### ① 障がい児・者のより詳細な障がい区分の把握

障がいの状況は一人ひとりによって異なります。今後は、障がいの種別や程度、年齢などに合わせた細かな対応がより一層求められてきます。今回のアンケート調査の回答から、いくつかの障がいのパターンを読み取り、課題を探る方策の一手段として活用します。

まず、障がいの重複パターンとしては、「知的のみ」が42.1%と最も多く、他の障がいとの重複を含めると全体の約5割を占めています。次いで、「身体のみ」が24.4%で、他の障がいとの重複を含めると全体の約4割となっており、「精神のみ」は5.6%で、他の障がいとの重複を含めると全体の約1割となっています。



障がいの重複パターンの年齢分布をみると、17歳以下では身体障がいとの重複を含めると知的障がいが全体の約13%を占めています。次いで「手帳なし」が約7%となっており、この2パターンが主となっています。一方、18歳以上でみると、「知的のみ」が33.9%を占めています。次いで、18～64歳の「身体のみ」が14.9%で、65歳以上（9.1%）を含めると身体のみは24.0%を占めています。また、精神障がいはほぼ18歳以上にしか出現しておらず、「精神のみ」は5.5%となっています。

年齢と障がいのパターン

障がい×年齢の主なパターン	件数	構成比(%)
0～17歳(身体のみ)	4	1.1
0～17歳(知的のみ)	34	9.4
0～17歳(身体+知的)	12	3.3
0～17歳(手帳なし)	25	6.9
18～65歳(身体のみ)	54	14.9
65歳以上(身体のみ)	33	9.1
18歳以上(知的のみ)	123	33.9
18～65歳(精神のみ)	20	5.5
18歳以上(身体+知的)	23	6.3
18歳以上(身体+精神)	10	2.8
18歳以上(知的+精神)	5	1.4
18歳以上(3種)	7	1.9
18歳以上(手帳なし)	10	2.8
その他	3	0.8
合計	363	100.0

年齢・障がいのパターン別に居住場所・同居者の分布をみると、17歳以下では「自宅で家族と同居」しています。

一方、18歳以上では、ほとんどは「自宅で家族と同居」していますが、知的障がいのみの人では21%がグループホーム等に居住し、17%が入所施設に居住しています。また、身体と知的の重複障がいでも21%が入所施設に居住しています。なお、身体障がいのみの人でもグループホーム等及び入所施設での居住がみられますが、知的障がい者に比べて利用は少なくなっています。

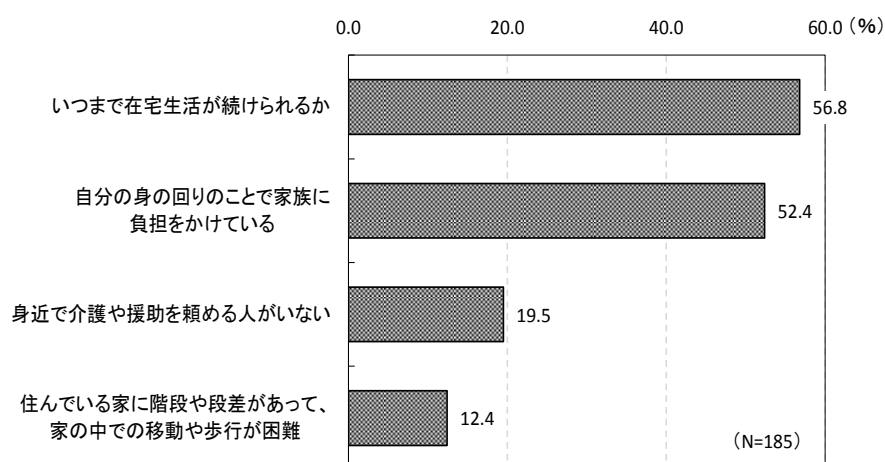
年齢・障がいのパターン別居住場所・同居者

		居住場所						同居者					
		回答者数	自宅	福祉ホームなど	グループホーム	入所施設	その他	無回答	回答者数	本人のみ	同居者	グループホーム	家族（親、配偶者、子ども等）
年齢と障がいのパターン	全体	373	79.9	8.8	8.8	0.8	1.6	373	8.3	8.8	73.5	8.6	0.8
	0～17歳(身体のみ)	4	100.0	-	-	-	-	4	-	-	100.0	-	-
	0～17歳(知的のみ)	34	100.0	-	-	-	-	34	-	-	100.0	-	-
	0～17歳(身体+知的)	12	100.0	-	-	-	-	12	-	-	100.0	-	-
	0～17歳(手帳なし)	25	100.0	-	-	-	-	25	-	-	100.0	-	-
	18～64歳(身体のみ)	54	90.7	1.9	5.6	1.9	-	54	25.9	1.9	66.7	5.6	-
	65歳以上(身体のみ)	33	78.8	6.1	9.1	-	6.1	33	18.2	6.1	63.6	9.1	3.0
	18歳以上(知的のみ)	123	59.3	21.1	17.1	-	2.4	123	2.4	21.1	59.3	16.3	0.8
	18～64歳(精神のみ)	20	90.0	-	-	10.0	-	20	20.0	-	80.0	-	-
	18歳以上(身体+知的)	23	73.9	4.3	21.7	-	-	23	-	4.3	73.9	21.7	-
	18歳以上(身体+精神)	10	100.0	-	-	-	-	10	-	-	100.0	-	-
	18歳以上(知的+精神)	5	60.0	40.0	-	-	-	5	20.0	40.0	40.0	-	-
	18歳以上(3種)	7	71.4	14.3	14.3	-	-	7	28.6	14.3	42.9	14.3	-
	18歳以上(手帳なし)	10	100.0	-	-	-	-	10	10.0	-	90.0	-	-
	その他	3	100.0	-	-	-	-	3	-	-	100.0	-	-

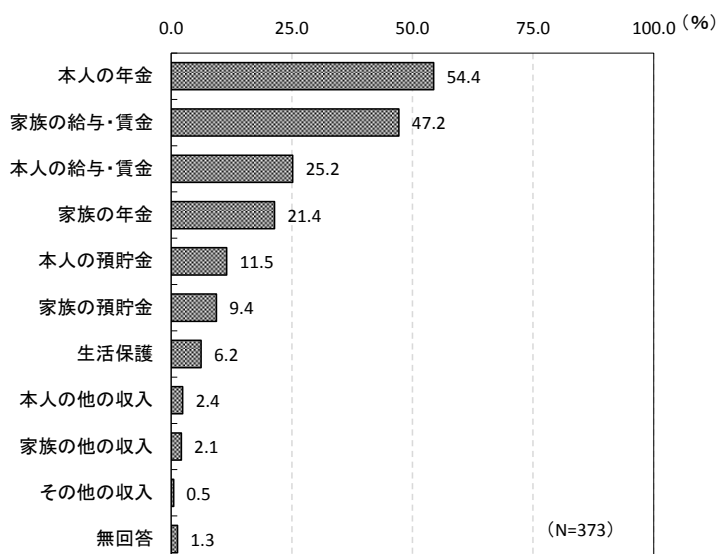
## ② 障がい児・者が日常生活で気にかけていること

- ・障がい児・者が日常生活を送る中で大きな関心となっていることは、「経済的、金銭的な不安がある」です。生活していく上で、全ての基本となる経済的な安定、就労機会や収入が十分ではないということが要因と考えられます。
- ・生計を維持する収入について、本人の収入としては半数超が「本人の年金（54.4%）」となっており、そのほとんどは65歳以上の高齢者と考えられ、また「本人の給与・賃金（25.2%）」は全体の1/4程度で、年金以外を主な収入とする人の中で、就労している人はその半数と考えられます。このように、本人の収入がある人がおよそ7割前後と考えられる状況で「経済的・金銭的な不安」が多いことから、本人の収入だけで生計を維持するのが困難な状況がうかがえます。

金銭、職場について気がかりなこと

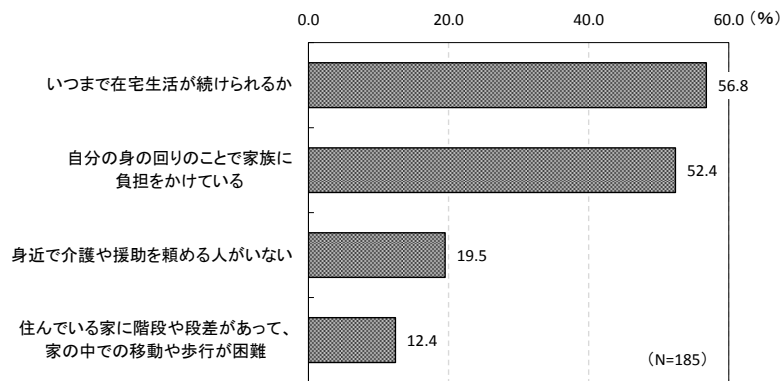


収入源

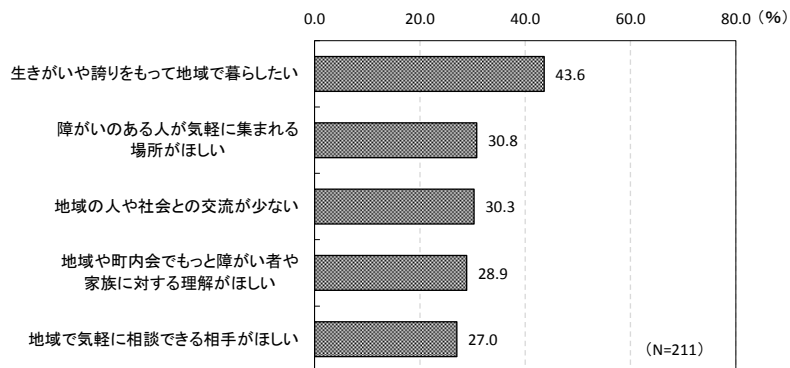


- ・住宅については、「いつまで在宅生活が続けられるか（56.8%）」の関心が高くなっており、障がいがあると、在宅で生活することに対し大きな不安があることが分かります。
- ・日常生活における相談・理解・交流については、「生きがいや誇りをもって地域で暮らしたい（43.6%）」という意向が高くなっています。
- ・また、身の回りに関することでは、「自分の身の回りのことで家族に負担をかけている（52.4%）」と感じる人も半数を超えています。
- ・外出については、「外出のとき、費用がかかる（62.3%）」ということがもっとも大きな関心事であり、先の「経済的・金銭的」不安の一因となっていることがうかがえます。

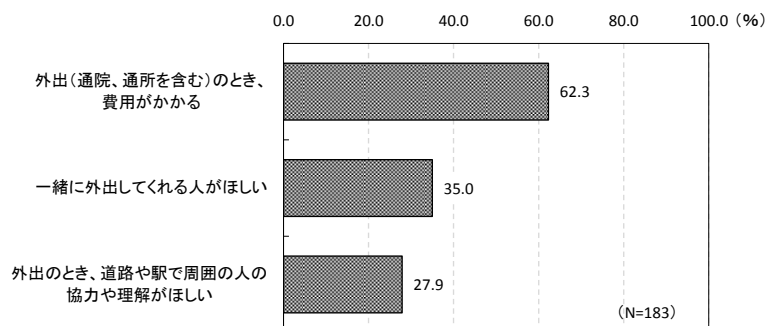
### 身の回り、住宅について気がかりなこと



### 相談、理解、交流について気がかりなこと

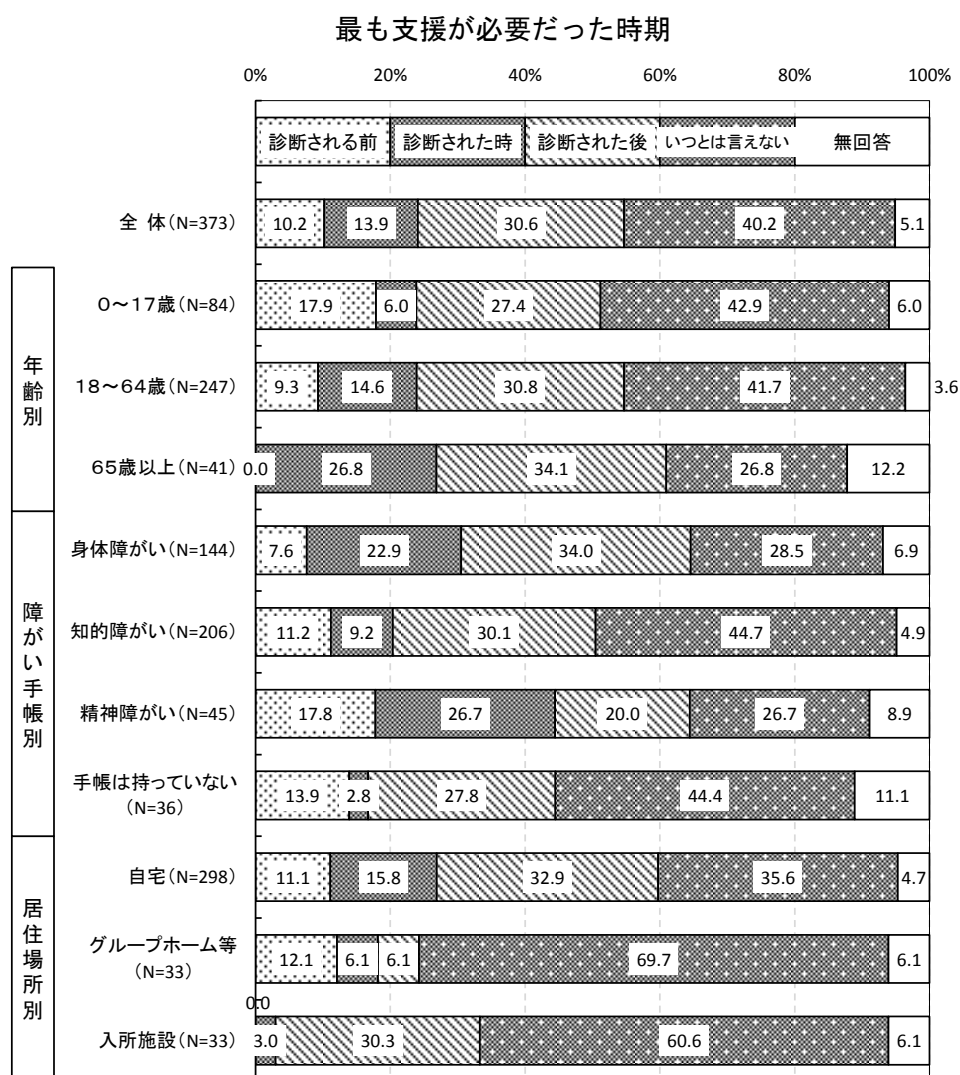


### 外出について気がかりなこと

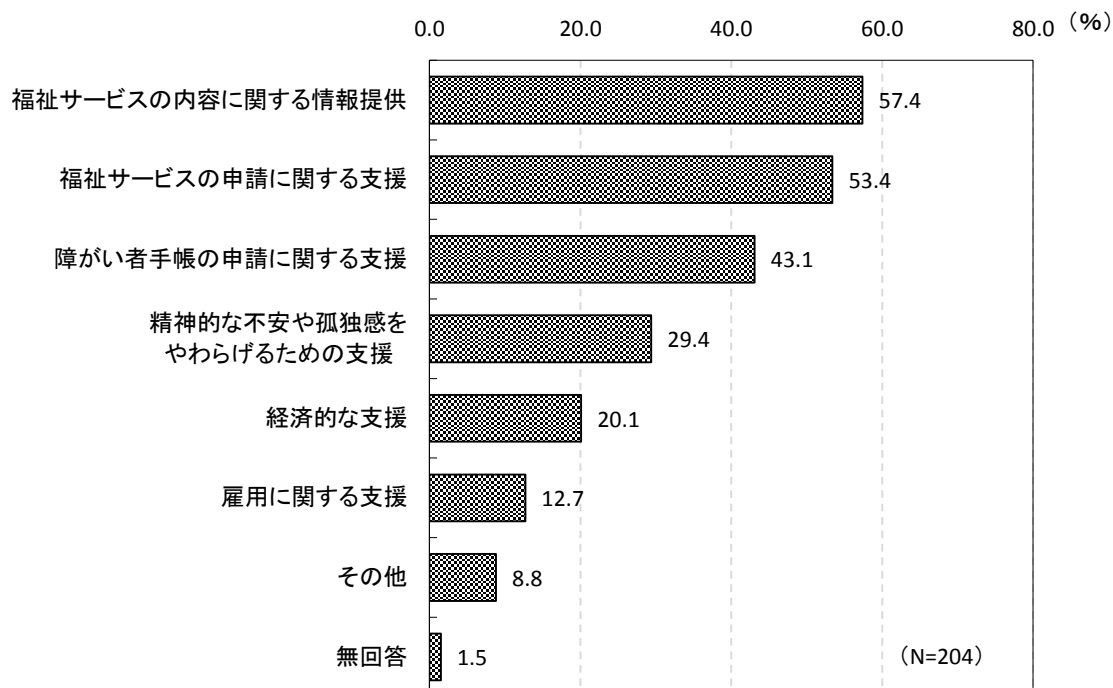


### ③ 障がい児・者が支援を必要とするときと、受けた（受けたかった）支援

- ・障がい児・者がもっとも支援を必要とする時期は、障がいがあると「診断された後」の段階（30.6%）、すなわち現在となっています。この傾向は年代別では大きな差はみられませんが、『精神障がい』（20.0%）及び『グループホーム等』（6.1%）では少なくなっています。
- ・一方、「診断される前」の割合が高いのは『0～17歳』（17.9%）、『精神障がい』（17.8%）です。「診断された時」の割合が高いのは、『65歳以上』（26.8%）、障がい種別では『身体障がい』（22.9%）及び『精神障がい』（26.7%）となっています。
- ・また、支援を必要とするときの必要な支援としては、半数を超える人が「福祉サービスの内容に関する情報提供（57.4%）」や「福祉サービスの申請に関する支援（53.4%）」となっています。



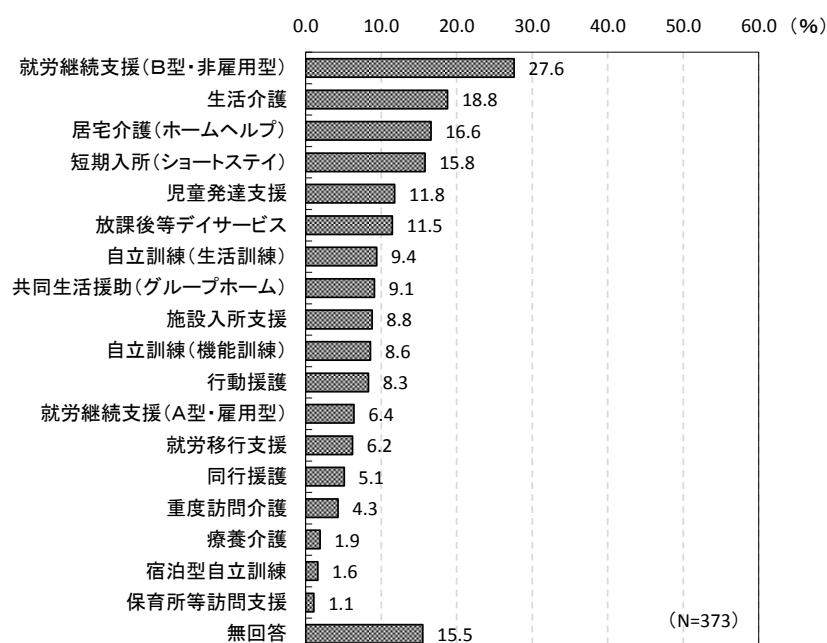
最も支援が必要な時期に受けた（受けたかった）支援



#### ④ 利用している障がい福祉サービス等と今後の利用意向

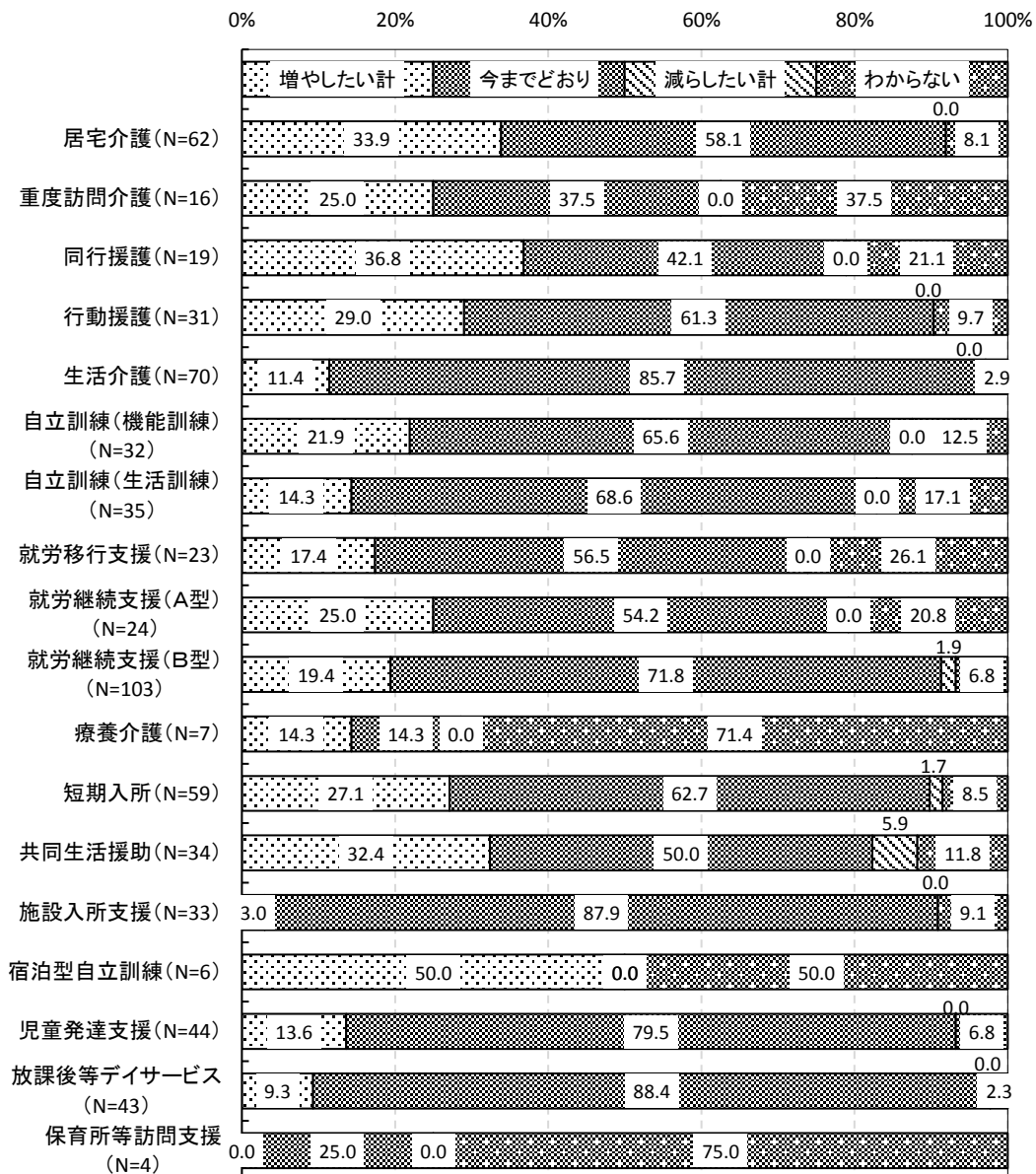
- ・現在利用しているサービスで多いものは、就労継続支援（B型・非雇用型）（27.6%）、生活介護（18.8%）、居宅介護（ホームヘルプ）（16.6%）、短期入所（ショートステイ）（15.8%）、児童発達支援（11.8%）などとなっています。

利用している障がい福祉サービスなど



- ・今後利用を「増やしたい」意向が比較的高いサービスは、「同行援護」(36.8%)、「居宅介護」(33.9%)、「共同生活援助」(32.4%)、「行動援護」(29.0%)となっています。
- ・今後利用を「減らしたい」という意向は、就労継続支援(B型)及び共同生活援助で各2名、短期入所で1名のみでした。多くの人は「今までどおり」の割合が高くなっており、サービスの提供に大きな不満の無いことがわかりました。

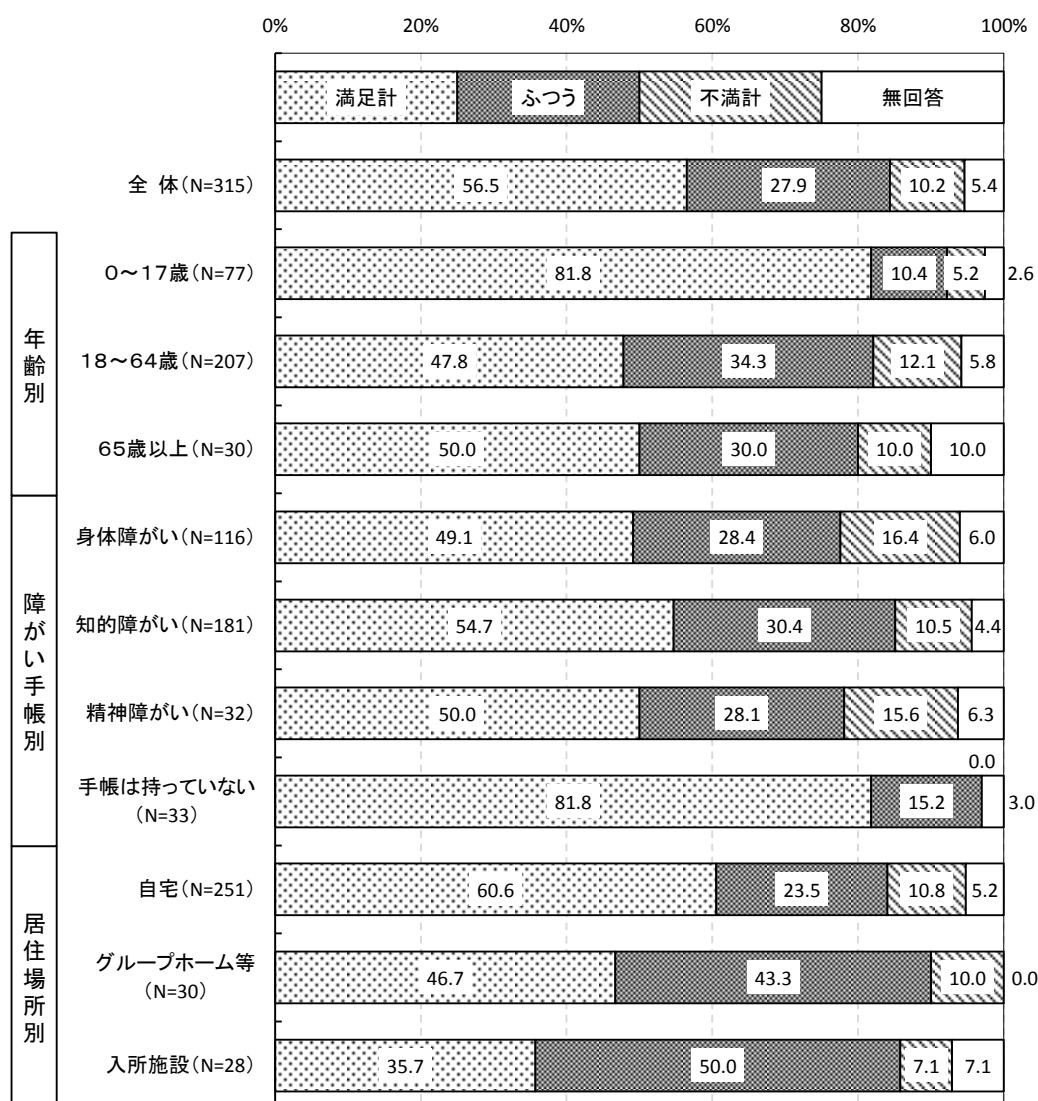
利用している障がい福祉サービスなどの今後の利用意向



## ⑤ 障がい福祉サービス等の満足度

- ・障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援に対する満足度については、全体では「満足」が56.6%で、「ふつう」(27.9%)を合わせると84.5%となり、「不満」は10.2%となっています。現行のサービスについては、概ね評価を受けていると考えられます。
- ・対象者の属性区分別にみると、「満足」の割合が高い層は、年齢別では「0～17歳」(81.8%)、障がい種別では『手帳は持っていない』(81.8%)であり、逆に「不満」の割合が高い層は、『身体障がい』(16.4%)及び『精神障がい』(15.6%)となっています。

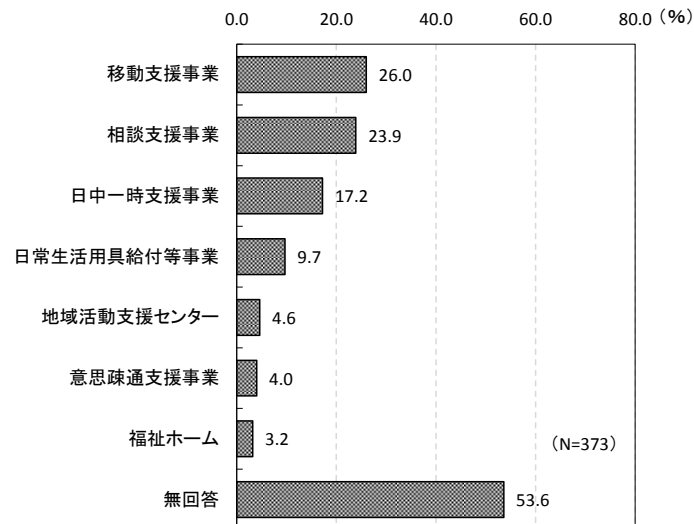
障がい福祉サービスなどの満足度



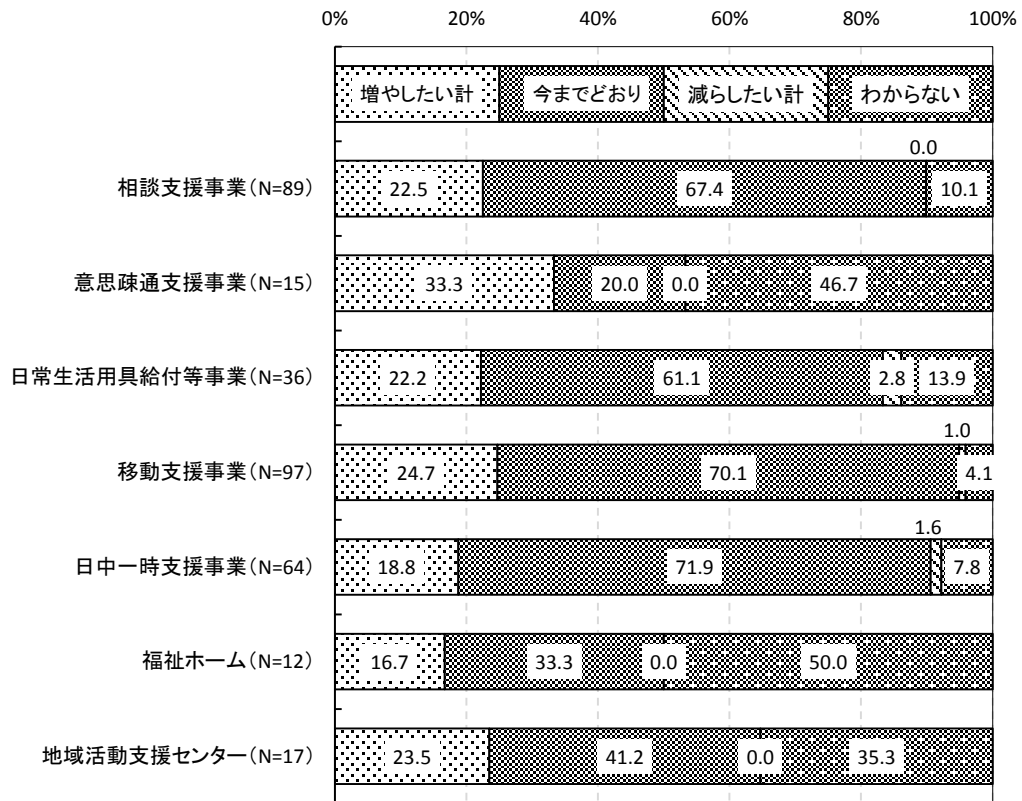
## ⑥ 利用している地域生活支援事業と今後の利用意向

- ・現在利用している地域生活支援事業では、移動支援事業（26.0%）、相談支援事業（23.9%）、日中一時支援事業（17.2%）などが多くなっています。
- ・今後利用を「増やしたい」意向が比較的高いサービスは、『意思疎通支援事業』（33.3%）となっています。
- ・今後利用を「減らしたい」という意向は、日常生活用具給付等事業および日中一時支援事業で各1名のみでした。多くの人は「今までどおり」の割合が高くなっており、事業の提供に大きな不満のないことがわかりました。

利用している地域生活支援事業

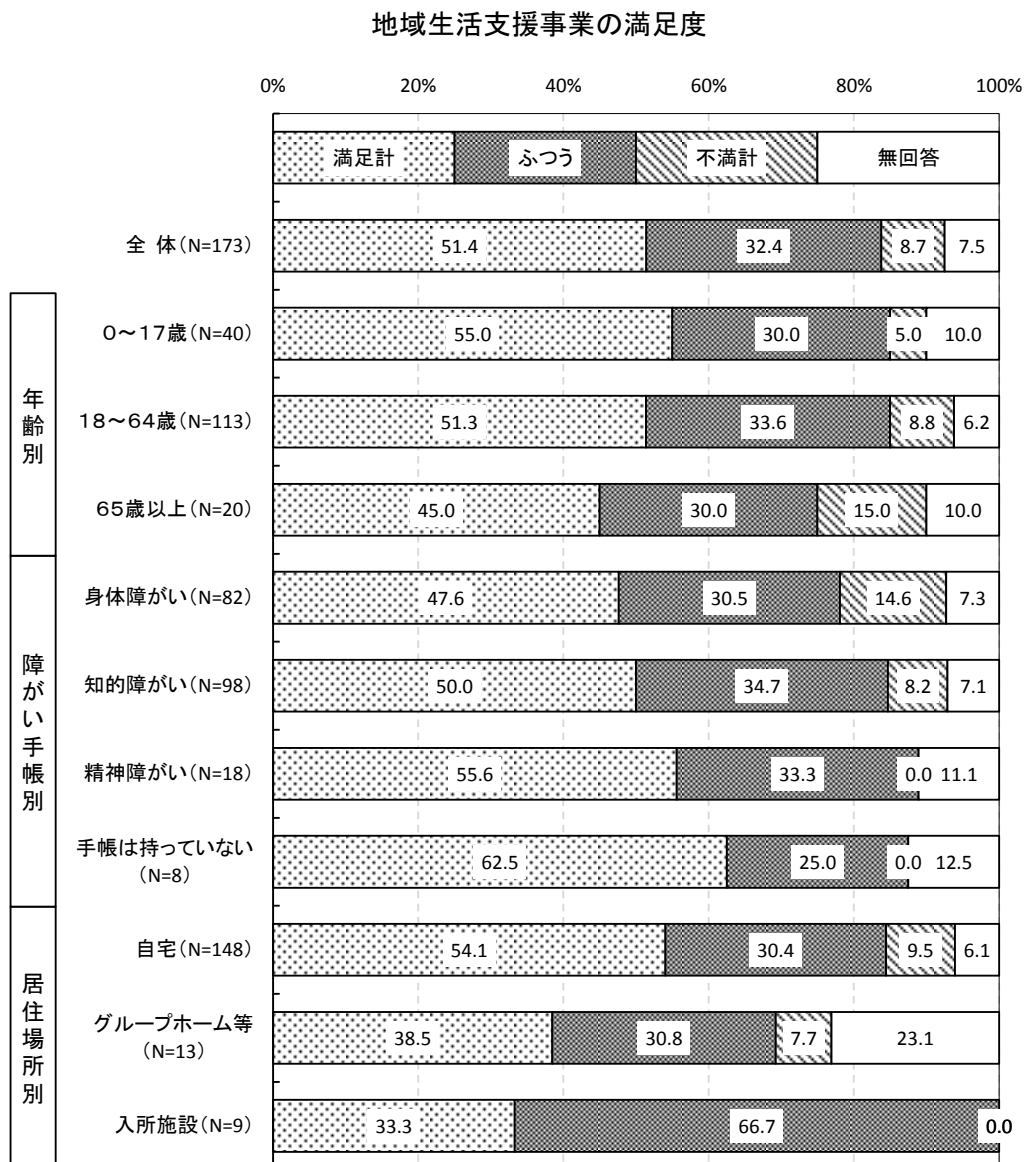


### 地域生活支援事業の今後の利用意向



## ⑦ 地域生活支援事業の満足度

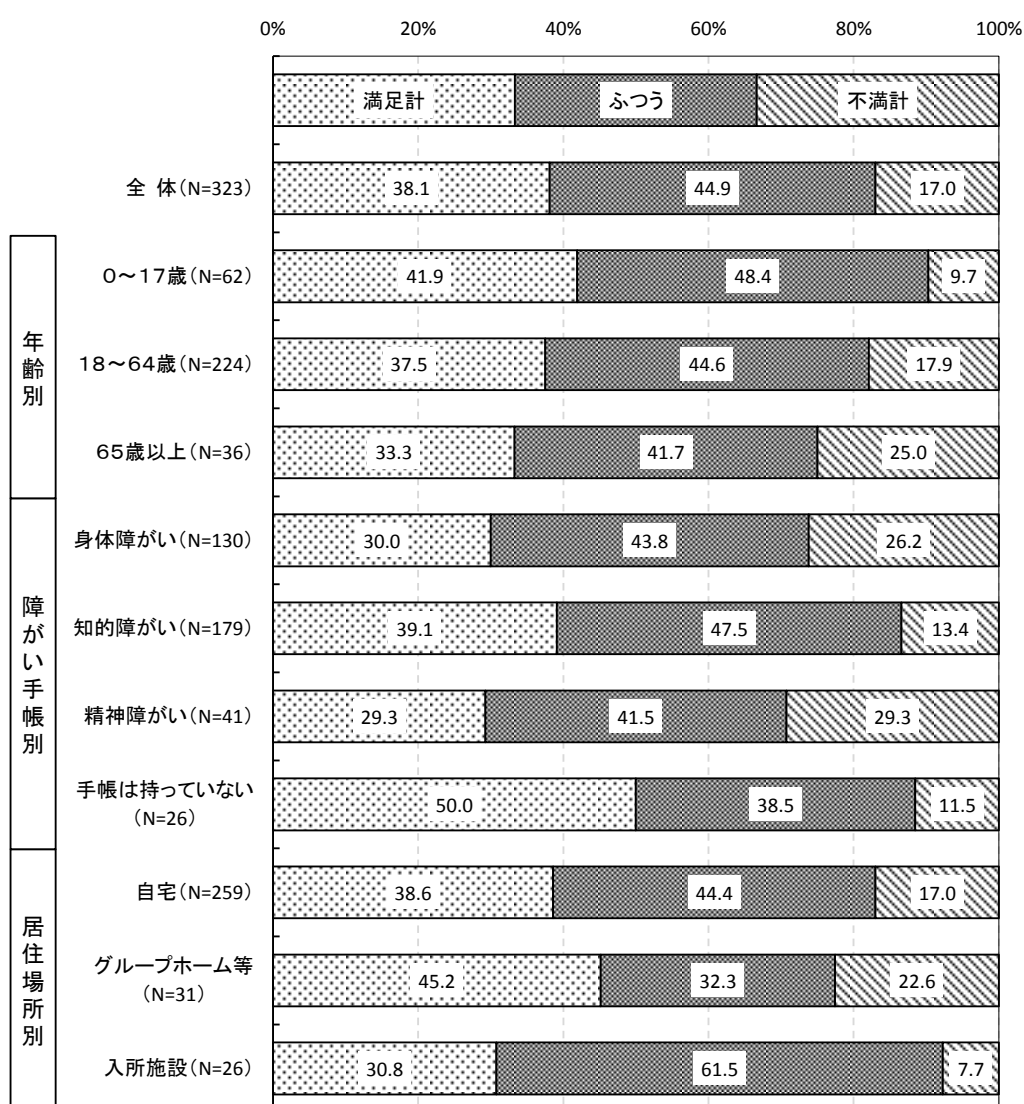
- ・地域生活支援事業に対する満足度については、全体では、「満足」が51.4%で、「ふつう」(32.4%)を合わせると83.8%となり、「不満」は8.7%となっており、福祉サービスと同様に概ね評価を受けていると考えられます。
- ・対象者の属性区分別にみると、「満足」の割合が高い層は、『0～5歳』(65.5%)および『40～64歳』(60.4%)であり、逆に「不満」の割合が高い層は、『グループホーム等』(38.5%)となっています。



## ⑧ 日常生活に対する満足度

- ・日常生活に対する満足度については、全体では、「満足」が38.1%、「ふつう」(44.9%)を合わせると83.0%であり、「不満」は17.0%となっています。
- ・対象者の属性区分別にみると、「満足」の割合が高い層は、『手帳は持っていない』(50.0%)および居住場所が『グループホーム等』(45.2%)となっており、逆に『不満』の割合が高い層は『身体障がい』(26.2%)および『精神障がい』(29.3%)となっています。

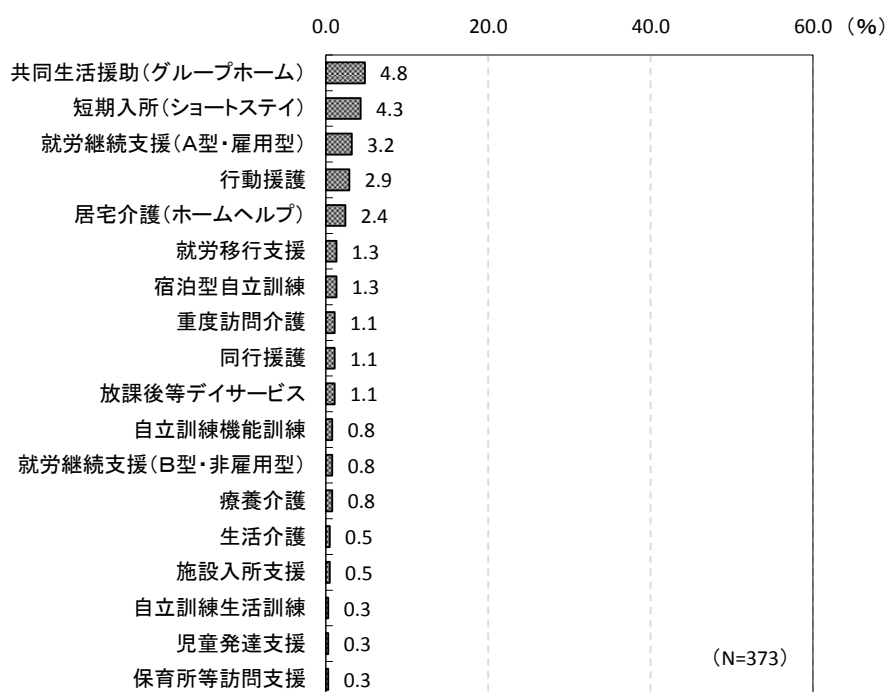
日常生活全体の満足度



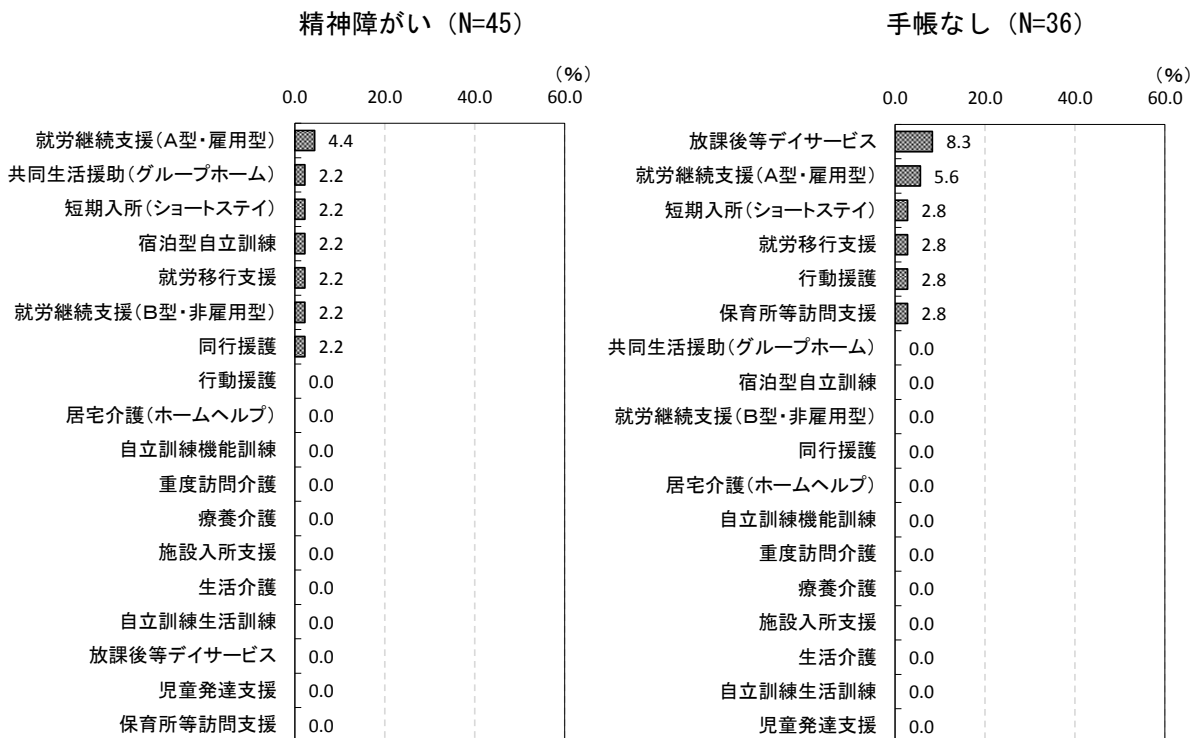
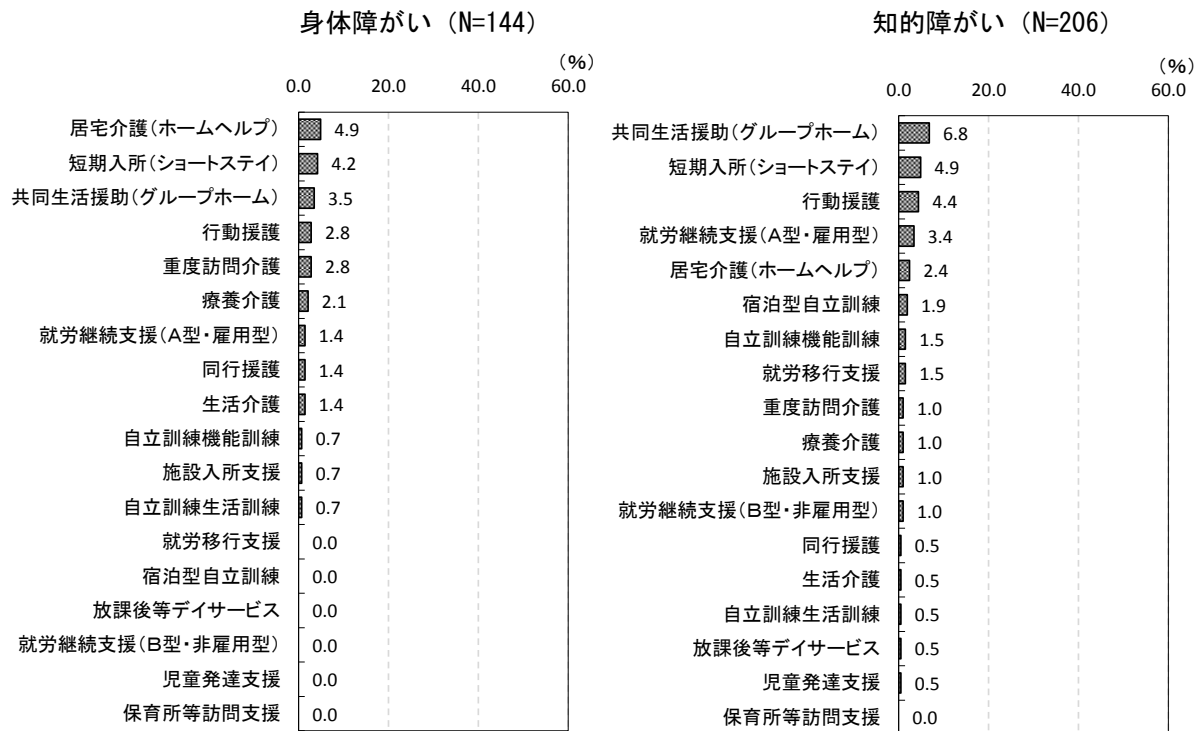
## ⑨ 今後利用してみたい障がい福祉サービス等

- ・今後利用してみたい障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援があると回答した人は61人でした。回答者全体においては、共同生活援助（グループホーム）（4.8%）、短期入所（ショートステイ）（4.3%）、就労継続支援（A型：雇成型）（3.2%）などが多くなっています。
- ・障がい種別でみると、『身体障がい』では利用してみたい障がい福祉サービス等がある人は144人中21人でした。身体障がい者全体においては、居宅介護（ホームヘルプ）（4.9%）が多くなっています。
- ・『知的障がい』では利用してみたい障がい福祉サービス等がある人は206人中40人でした。知的障がい者全体においては、共同生活援助（グループホーム）（6.8%）および行動援護（4.4%）が多くなっています。
- ・『精神障がい』では利用してみたい障がい福祉サービス等がある人は45人中4人でした。精神障がい者全体においては、就労継続支援（A型：雇成型）（4.4%）が多くなっています。
- ・『手帳なし』では利用してみたい障がい福祉サービス等がある人は36人中6人でした。手帳のない人全体においては、放課後等デイサービス（8.3%）が多くなっています。

今後利用してみたい障がい福祉サービスなど



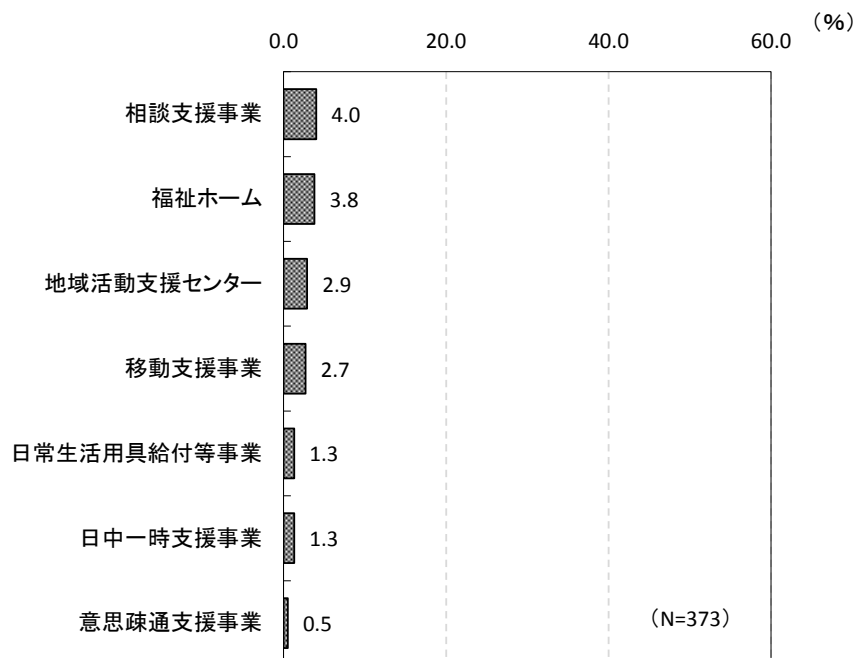
今後利用してみたい障がい福祉サービスなど（障がい手帳別）



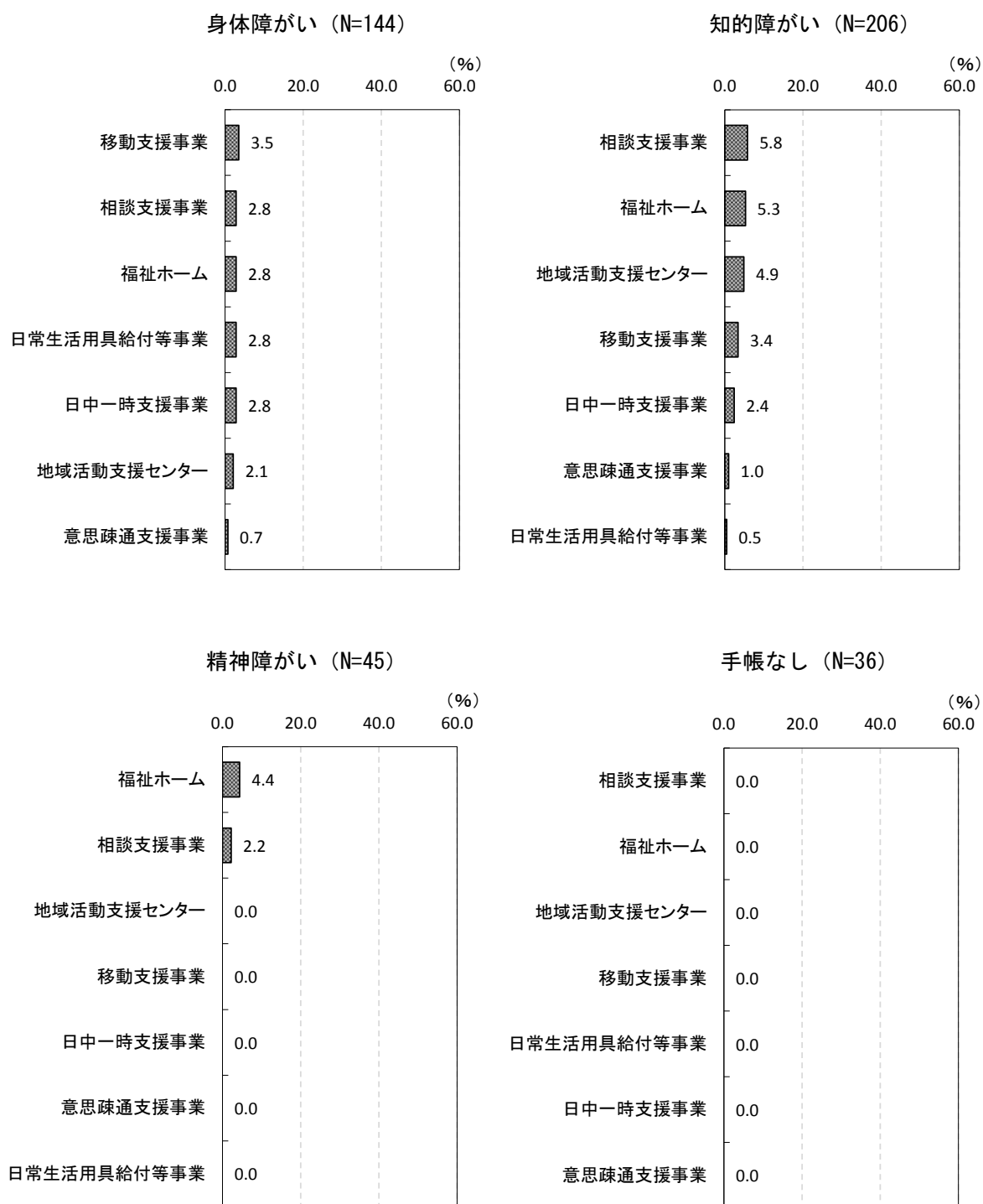
## ⑩ 今後利用してみたい地域生活支援事業

- ・ 今後利用してみたい地域生活支援事業があると回答した人は45人でした。回答者全体においては、相談支援事業(4.0%)、福祉ホーム(3.8%)、地域活動支援センター(2.9%)、移動支援事業(2.7%)などが多くなっています。
- ・ 障がい種別でみると、『身体障がい』では利用してみたい地域生活支援事業がある人は144人中16人でした。身体障がい者全体においては、移動支援(3.5%)が多くなっています。
- ・ 『知的障がい』では利用してみたい地域生活支援事業がある人は206人中36人でした。知的障がい者全体においては、相談支援事業(5.8%)が多くなっています。
- ・ 『精神障がい』では利用してみたい地域生活支援事業がある人は45人中2人でした。精神障がい者全体においては、福祉ホーム(4.4%)が多くなっています。
- ・ 『手帳なし』では利用してみたい地域生活支援事業がある人は36人中0人でした。

今後利用してみたい地域生活支援事業

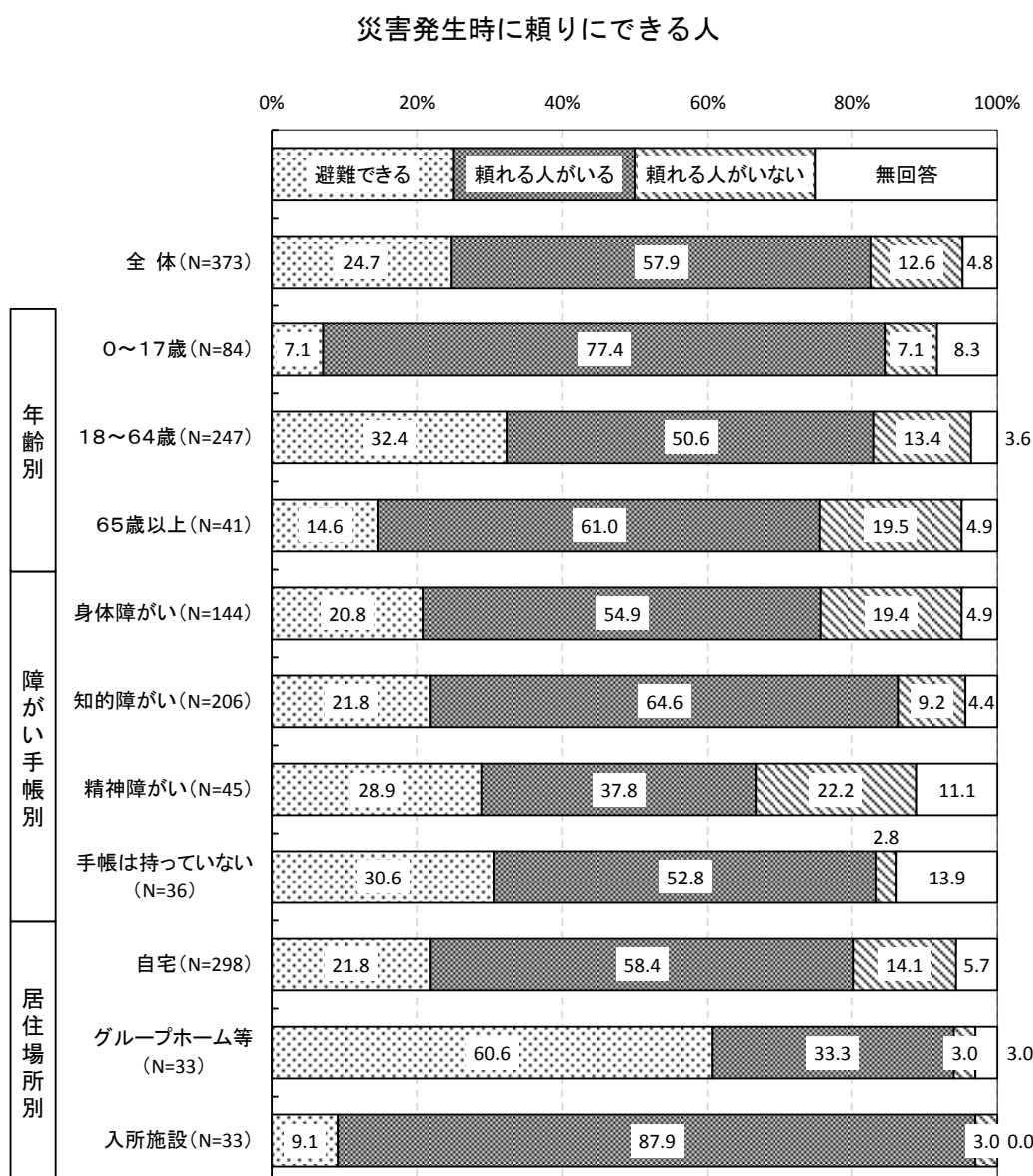


今後利用してみたい地域生活支援事業（障がい手帳別）



## ⑪ 災害発生時に頼りにできる人

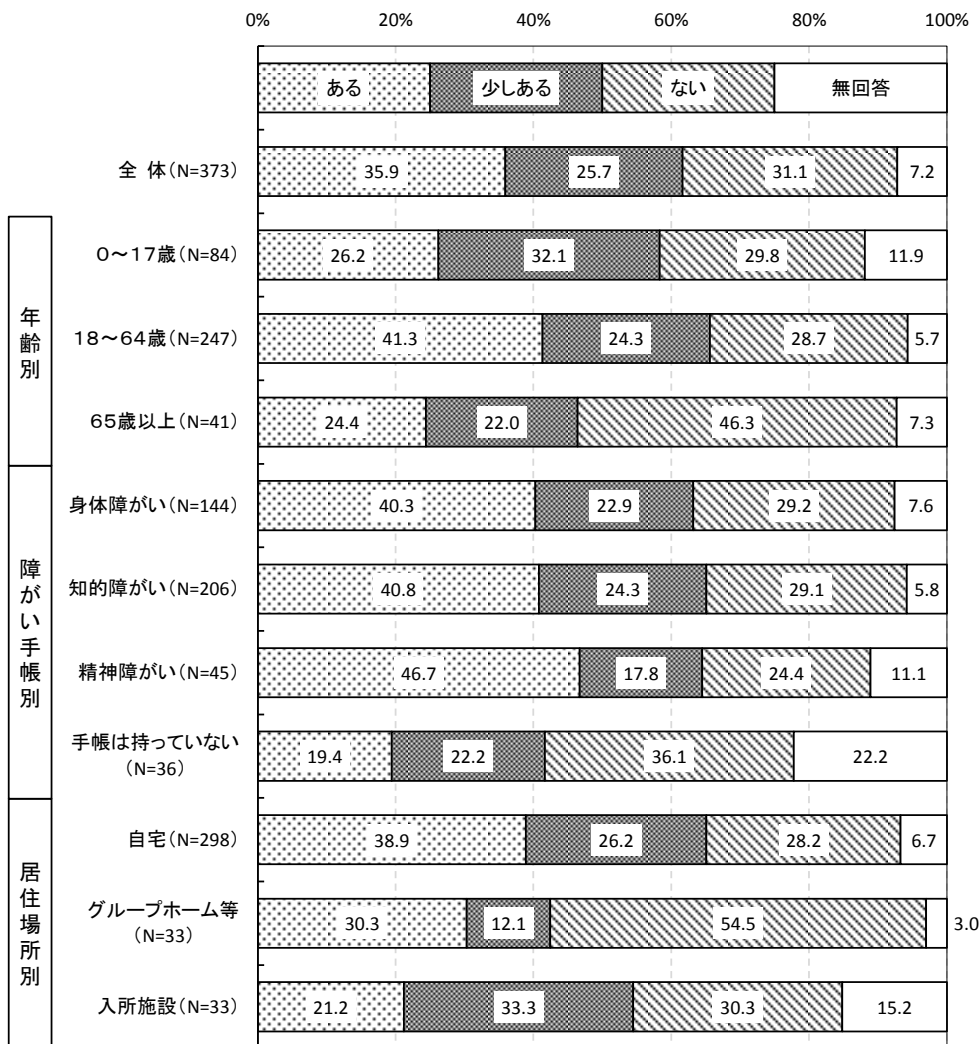
- ・災害発生時に頼りにできる人がいる人は、全体の57.9%となっています。また、ひとりで避難できる人は24.7%となっており、自分で可能または一緒に行動してくれる人がいる人は全体の8割を越えています。
- ・一方、誰も頼れる人がいない人も12.6%おり、このような障がい児・者のために、速やかに避難できる仕組みを構築していくことが今後の重要な課題といえます。
- ・対象者の属性区分でみると、誰も頼れる人がいない人は、年齢別では『65歳以上』（19.5%）、障がい種別では『身体障がい』（19.4%）、および『精神障がい』（22.2%）で多くなっています。



## ⑫ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験

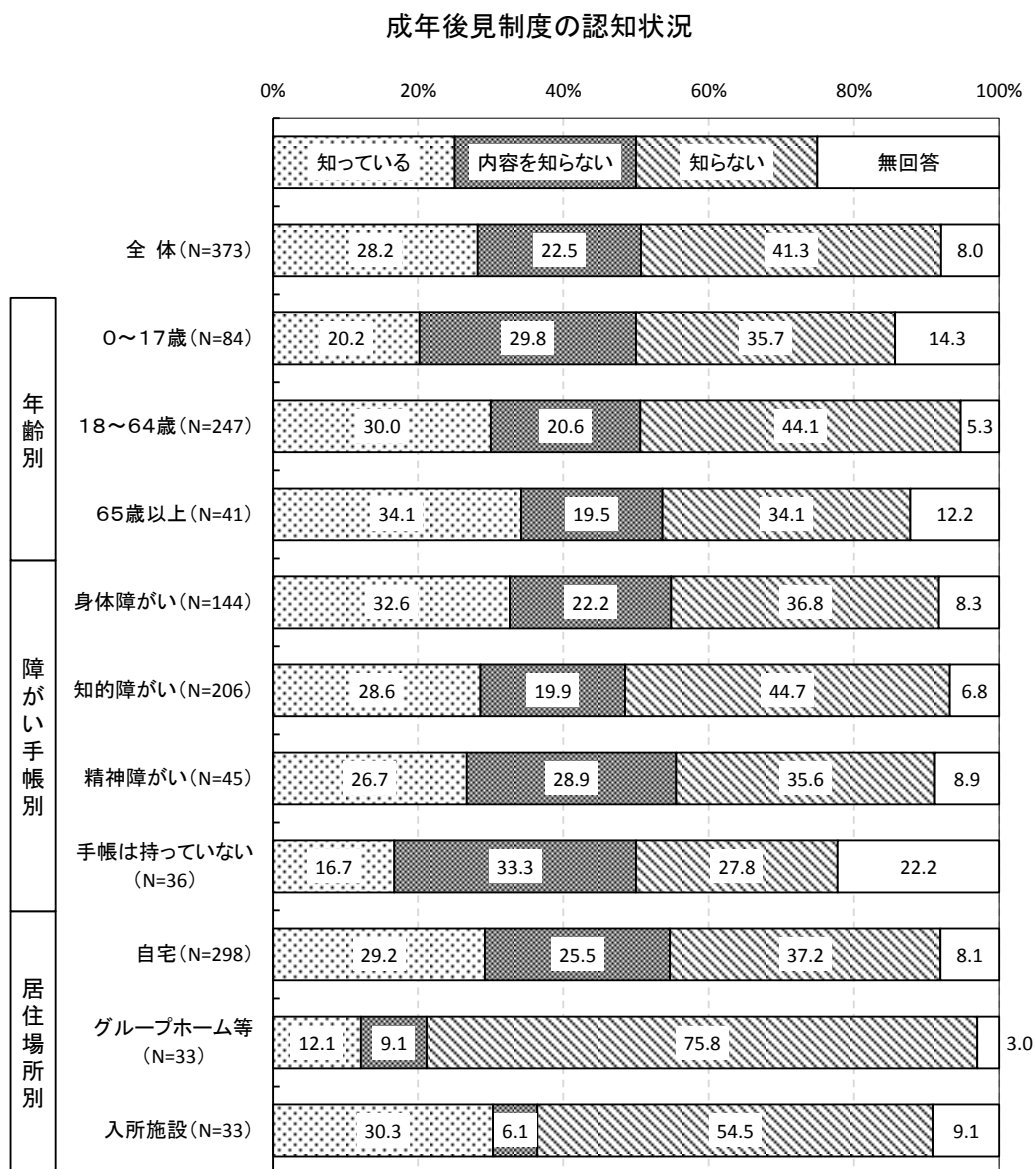
- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがある人は61.9%にのぼっており、障がい者に対する差別が根強く残っていることがわかります。
- ・対象者の属性区別にみると、差別や嫌な思いをする（した）ことがある人は『65歳以上』（46.4%）、『手帳は持っていない』（41.6%）および『グループホーム等』（42.4%）で比較的少なくなっています。このうち『グループホーム等』では「ない」と回答した人が54.5%と半数を超えており、障がいがあることにより嫌な思いをすることは少ないことがわかります。

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験



### ⑬ 成年後見制度の認知状況

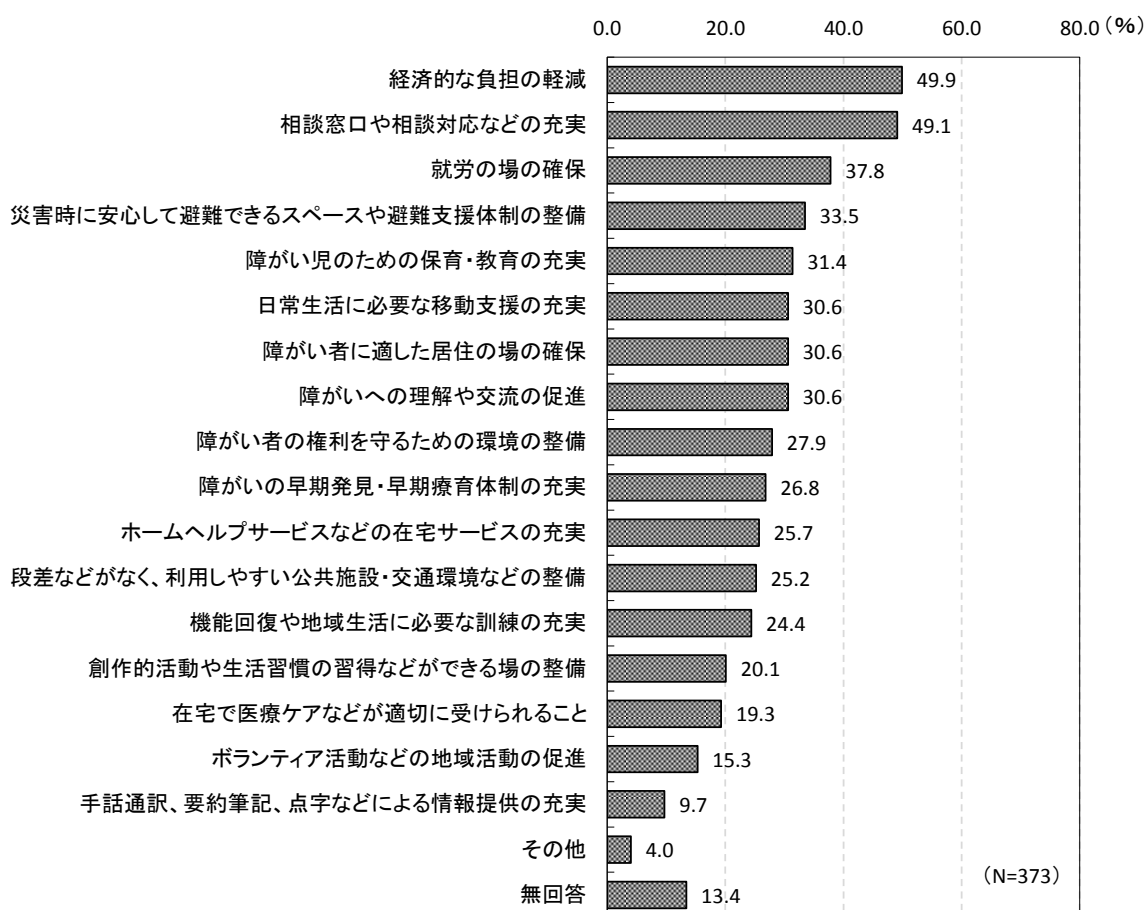
- ・成年後見制度を名前も内容も知っている人は全体の28.2%にとどまっています。一方、名前も内容も知らない人は41.3%を占めており、障がい者に対する周知はまだ十分ではないといえます。
- ・対象者の属性区分別にみると、名前も内容も知らない人は『グループホーム等』で75.8%、『入所施設』で54.5%と多くなっています。



## ⑭ 障がい者の地域での生活に必要なこと

- ・障がい者が地域での生活に必要なと考えていることは、経済的な負担の軽減（49.9%）および相談窓口や相談対応などの充実（49.1%）です。そのほかには、就労の場の確保（37.8%）や災害時に安心して避難できるスペースや避難支援体制の整備（33.5%）、障がい児のための保育・教育の充実（31.4%）などがあげられており、生活上の様々な面において幅広く必要な項目があるとしています。
- ・障がい者においては経済的・金銭的な不安が大きい状況にあります。その不安を解消するためには経済的な負担の軽減が必要であり、その具体策として、就労の場の確保を望んでいることがみてとれます。また、様々な支援を受けるためには、それらの情報が提供される相談窓口・相談対応が必要としています。

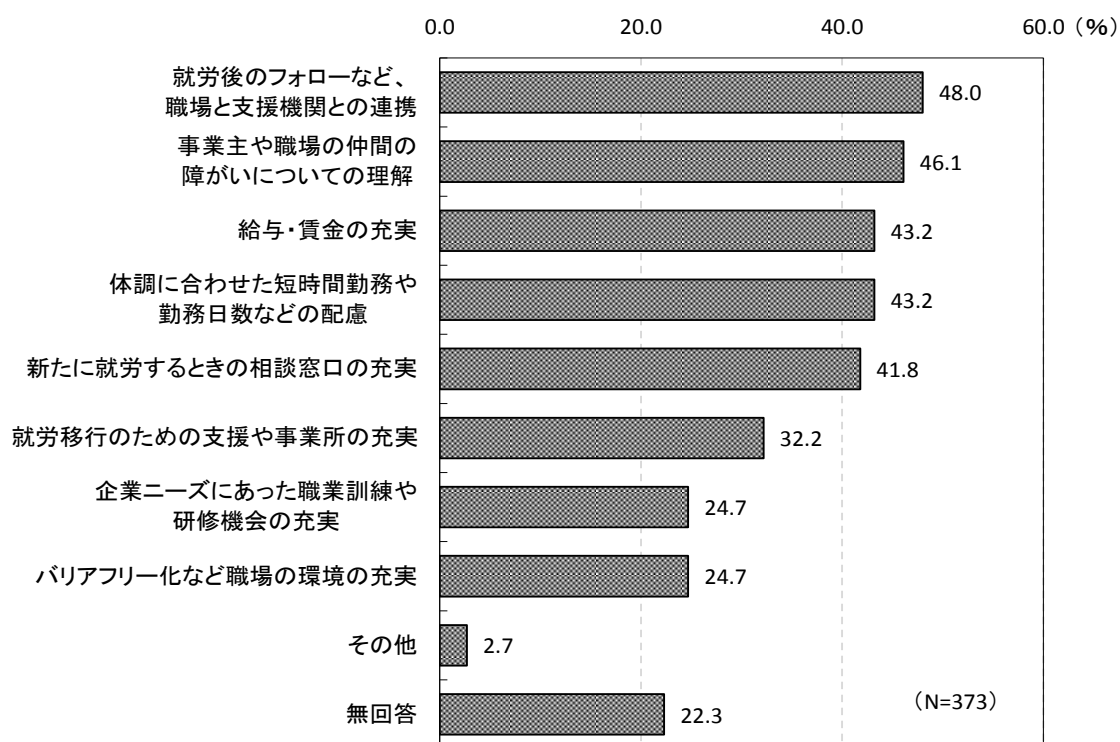
障がい者の地域での生活に必要なこと



## ⑮ 障がい者の地域での就労に必要なこと

- ・障がい者が地域で就労するにあたって必要なことは、就労後のフォローなど、職場と支援機関との連携（48.0%）です。次いで、事業主や職場の仲間の障がいについての理解（46.1%）や給与・賃金の充実、および体調に合わせた短時間勤務や勤務日数などの配慮（いずれも43.2%）、新たに就労するときの相談窓口の充実（41.8%）などがあげられており、8項目中5項目で4割台の回答となっています。
- ・就労については就労に至るまでの支援についてももちろんですが、それに加えて障がいに対する職場の理解や就労時間や勤務日数などへの配慮など、就労後の職場環境が重要であることを示しており、就労の継続まで視野に入れた取組みの必要があると考えられます。

障がい者の地域での就労に必要なこと



## 6. 障がい者福祉の課題

### (1) 障がい者福祉施策の課題

<h4>&lt; 1 &gt; 障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画（前計画）から引き継ぐ課題</h4>
---

#### ① 総合的な相談体制の提供

障がい児・者が地域で安心して暮らすためには、障がい児・者や家族などからの相談に対して的確に対応できる体制と、ニーズに対し適切な情報を提供できる総合的な相談体制の構築が必要です。また、これらに対応できる専門的知識を有する人材の育成や確保が必要です。

#### ② 利用しやすいサービスの提供

障がいの内容や程度は多岐にわたり、その生活も様々であり、生活ニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立生活を送るためには、利用しやすい福祉サービスの提供と情報提供が必要です。また、障がいのある子どもの早期発見と成長に応じた発達を支援する体制を確保することが求められます。さらに、障がい児・者の権利を擁護するサービス提供体制の確保とサービスの利用促進が必要です。

#### ③ 社会参加の促進

障がい児・者の社会参加を促進させるためには、意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の養成、学習や趣味活動の施設や設備、安心して利用できるバリアフリー対応の施設や設備など、障がい児・者が生きがいと誇りを持って暮らせるよう、必要な社会資源の整備やサービスの充実が求められます。また、地域行事への参加などの社会参加と交流を支援する施策の充実が必要です。

#### ④ 地域生活への移行促進

施設・病院から地域生活への移行を円滑に進めるためには、日中活動の場

と居住の場であるグループホームなどの確保が必要です。また、障がいの軽減や社会適応を図ることが可能となるような、保健・医療とリハビリテーション環境の確保が必要です。

#### ⑤ 就労支援の強化

障がい者が自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて就労の場を確保する必要があります。また、就労に必要な知識や能力の習得も必要です。さらに、就労を長く継続していけるような相談体制や、企業側の障がい者に対する理解を醸成する取組みが求められます。

## < 2 > 障がい者福祉を取り巻く現状分析から導かれる課題

### ① 障がい別、年齢別に対応できるサービスの確保

障がい者数は、それぞれの障がい種別で増加傾向にあります。その内訳を年齢別に見た場合には、70歳以上の高年齢者の増加による影響が特に大きくなっています。同じように障がいを種別に見た場合には、10～19歳および40～49歳の知的障がい者が5年間で2倍近くに増加しており、またB判定が1.5倍の増加となっています。

このことから、障がいの早期発見と合わせて、障がい種別や年齢に応じたサービスの確保に努める必要があります。

### ② 高齢者の増加、地域特性に配慮した福祉サービスの展開

高齢者の増加に伴い、高齢単身世帯と夫婦世帯が増加しています。このことから、高齢化に伴う傷病などから障がい者手帳の交付を受け、障がい福祉サービスを利用する人が今後増加する可能性があります。

さらに、高齢者人口の増加に対して、総人口は減少しています。これは年少人口や生産年齢人口が増えていない現状があるためでもあり、このことから地域からの支援が弱まる懸念されます。

また、地域別に見ていくと、北広島団地地区のように、高齢化が進行し高齢者単身世帯や家族の中に高齢者がいる世帯の多い地区では、家庭内での介護に力が注がれるために、地域の障がい者や高齢者を地域で見守り支える力（＝地域力）が弱まる懸念があります。また、西部地区や西の里地区のように人口の少ない地区では、障がい者を地域で見守る住民自体が少ないことが予想されます。

町内会・自治会活動は役員の高齢化や担い手不足が指摘されており、高齢化の進行している地区では、地域を支える母体となっている自治会の活動にも今後支障が生じることが予想されます。

このような高齢者の増加や市内各地区の地域特性に十分配慮した福祉サービスの展開が必要です。

### ③ 障がい者数の増加と総合的な相談体制の充実

福祉サービスの普及とともに、今後も障がい数が増加し、同時に高年齢化することが予想されます。

相談支援体制をさらに充実させ、障がい児・者や家族のニーズに対応した

適切な情報提供やサービス提供などが必要です。

#### ④ 利便性も含めた福祉サービスの質向上

本市は、人口の類似する都市等と比較すると障がい福祉サービス事業所の多いまちです。しかし、地理的条件などからサービスの内容によっては、障がい者から見た場合には、それらの事業所や施設は必ずしも利用しやすい場所にあるとはいえない状況です。

障がい者のニーズに応じて実際に選択し利用できるような、きめ細やかなサービスの提供を推進するため、福祉サービス事業所の一層の充実が必要です。

#### ⑤ ニーズを反映した見込み量の設定と提供体制の確保

障がい福祉サービスは、サービス見込み量（計画値）に対する利用実績（実績値）の達成状況（進捗率）が計画値を下回っているものもあります。

現状の分析やアンケート調査などからは、特に、居宅介護、共同生活援助、行動援護などのサービスの利用を増やしたいという意向がありました。

このような障がい児・者の意向を踏まえ、事業所のサービス提供能力を的確に把握するとともに、事業所の理解と協力を得てサービス提供体制の確保に努める必要があります。

### < 3 > アンケート調査から導かれる課題

#### ① 障がい児・者が日常生活で気にかかっていることへの対応

障がい児・者は、「生きがいや誇りを持って地域で暮らしたい」と思っていますが、その一方で、「いつまで在宅生活が続けられるのか」、「自分の身の回りのことで家族へ負担をかけていないか」、「経済的、金銭的に不安」、「外出時の費用がかかる」などの不安を持っています。これらの障がい児・者が日常生活で抱く思いや不安に十分配慮した福祉サービスの提供を図る必要があります。

#### ② 障がい者が支援を必要とするときの必要な支援の提供

障がい児・者に対する支援の必要な時期は、「診断された後」が最も重要であるとなっていますが、年齢や障がいの重複状況によっては「診断前」や「診断された時」の支援を求めています。

これと同様に、そのときに必要な支援や相談相手についても、年齢や障がいの重複状況によって要望する内容が異なっています。

障がい児・者が様々な支援を必要とするとき、障がいの種別や程度、年齢などの区分ごとに、相談支援をはじめとする必要な支援を提供する体制の整備を継続する必要があります。

#### ③ 障がいの区分や程度に応じた障がい福祉サービス等の提供と障がい児・者の満足度の向上

障がい福祉サービスや障がい児通所支援、地域生活支援事業は、その満足度において、全体としては高い評価を受けていますが、障がいの種別や程度、年齢、居住場所などの個別状況で見ると、障がい重複する児・者など十分な評価（満足）をしていない人も見受けられます。

障がい児・者の個別状況に焦点をあてた障がい福祉サービス等の提供と障がい児・者の満足度の向上を目指す必要があります。

#### ④ 障がい福祉サービス等の一層の充実と利用の拡大

障がい児・者は現在利用している障がい福祉サービス等について、概ね今までどおりでよいと考えていますが、サービスによっては今より増やしたいとの希望があるものもみられます。障がいの種別や程度に応じ、利用

者本位の障がい福祉サービス等の充実と利用の拡大を図る必要があります。

#### ⑤ より使いやすい地域生活支援事業の提供

アンケート回答者の5割近くの方は地域生活支援事業を利用していますが、現在利用している地域生活支援事業のサービスについても、サービスによっては今より増やしたいとの希望がみられます。障がい福祉サービス等と同様に地域の実情に沿ったサービスの充実と利用の拡大を図る必要があります。

#### ⑥ ニーズの高いサービスへの対応と適切な移行プロセス

今後、新たに利用したいサービスとしては、共同生活援助（グループホーム）や短期入所、就労継続支援（A型）などとなっており、これらのサービスの提供体制をさらに充実する必要があります。特に障がい者自身や家族の高齢化に対応した社会資源の整備や支援体制の構築などが求められています。

一方で、施設入所支援の利用意向もあり、課題の調査や分析を行い、「地域生活への移行」との整合性を図りながらサービスを提供する必要があります。

#### ⑦ 災害発生時の避難体制等の確保

災害発生時の避難においては、全体の約1割が避難できないとしており、特に65歳以上、身体障がい者や精神障がい者で目立っています。今後、高齢化の進展に伴って、このような人がさらに増加することが予想されます。

また、災害発生時において迅速な避難ができないことや、避難後の避難場所の設備や生活環境に対して強い不安がみられ、特に、避難時に頼りになる人がいない場合、それ以外にも困ることが多くみられます。自力での避難が困難である障がい児・者に対しては、その特性に配慮した支援が行えるよう、関係団体、事業者等が連携を図り、地域住民などとの共生による安心で安全な地域の体制づくりが必要です。

#### ⑧ 権利擁護への対応

障がいによる差別を感じたり嫌な思いをしたことは、全体の約6割の人が何らかの経験をしています。その場所としては、学校・職場などの日中

過ごす場所や外出先などが主となっています。

特に、差別や嫌な思いをしたことがある人では、今後の生活や就労機会において「障がい者に適した居住の場の確保」や「障がいへの理解や交流の促進」、「事業主や職場の仲間の障がいについての理解」、「就労後のフォローなど、職場と支援機関との連携」などを必要としており、「グループホーム」など安心して住める生活拠点の整備や、差別をなくすために市民の障がいへの理解を深める啓発事業、障がい児・者と市民の交流の場の確保が重要であることが確認できました。

また、成年後見制度については、制度の利用は全体の1割に満たない状況であり、内容を知っている人も半分もない状況であることから、障がい者への周知が十分なされていないと考えられます。しかし、今後利用してみたい人もみられ、利用ニーズは十分あることから、制度の周知および相談体制の整備の必要があると考えます。

## ⑨ 地域で生活するために必要な施策等の展開

地域で生活するために主に必要な施策等としては、経済的な負担の軽減、相談窓口や相談対応などの充実、就労の場の確保などがあげられています。

また、障がいの種別や程度、年齢など、個々人によって様々な施策が必要となっており、特に障がい重複している児・者は、多くの施策を必要としています。

これらの課題について、障がい児・者自身や養護者の声を、障がいの種別や年齢などの細かな個人状況も考慮しながら、幅広く聴取する体制整備を図る必要があります。

## ⑩ 障がい者の就労を促進し、継続できる仕組みづくり

障がい者が地域で働くために必要な施策等としては、主に「就労後のフォローなど」、「事業主や職場の仲間の理解」、「給与・賃金の充実」及び「体調に合わせた勤務への配慮」があげられています。

また、障がいの種別や程度、年齢など、個々人によって様々な施策が必要となっており、特に障がい重複している人は、多くの施策を必要としています。

障がい者が地域で生活し就労するために、企業など受入れ側の理解とそのための支援、就労訓練や総合的な相談窓口の必要性が指摘されており、さらなる環境の整備が望まれています。画一的な対応によらず、障がいの種別や年齢などの細かな個人状況も考慮しながら、今後も継続して就労支援に取り組んでいく必要があります。

---

## 第3章 北広島市障がい者福祉計画等の推進

---

### 1. 障がい者福祉計画

#### (1) 計画策定の目的および基本メッセージ

北広島市は、「すべての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであり、分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること」を目指し、北広島市総合計画や国および北海道の障害者基本計画等を上位計画として、障がい児・者の自立や社会参加の促進など、だれもが住みやすい、ともに支え合う地域社会づくりを目的とします。

また、これらの目的を達成するため、基本メッセージを『ともに生きよう ともに暮らしていくために』設定します。

#### 基本メッセージ

**ともに生きよう ともに暮らしていくために**

## (2) 基本理念

(1)に掲げる基本メッセージを支えるものとして、以下の基本理念を定めます。

### ＜基本理念＞

- ☆ 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ☆ 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進
- ☆ 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進

#### 【 障がい児・者の自己決定の尊重と意思決定の支援 】

共生社会を実現するため、障がい児・者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加ができる地域づくり

#### 【 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの推進 】

障がいの種別にかかわらず、一元的な制度のもとで充実した障がい福祉サービスのある地域づくり

#### 【 地域での自立生活を支える福祉サービスの推進 】

障がい児・者の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援、就労支援などに対応するサービスの提供体制を整備し、地域の社会資源を最大限活用し障がい児・者の生活を地域全体で支える地域づくり

### (3) 基本方針

(2) に掲げる基本理念を支える具体的な柱として、計画推進のための3つの基本方針を定めます。

基本方針は、障がい福祉施策の理念を具体的に示す方針であり、これら目標の具現化を通じ、基本理念の実現を図ります。

#### <計画推進の基本方針>

- ◎ 地域生活支援体制の充実
- ◎ 地域生活への移行促進
- ◎ 就労支援の充実

#### 【 地域生活支援体制の充実 】

障がい児・者が「地域で安心して暮らせるまち」をつくるため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の充実を目指すとともに、障がい児・者が地域で暮らしていく上で障壁となる差別などを取り除き、地域の一員として市民の理解を深められるよう取り組みます。

さらに、子育て、教育、健康・医療、サービス事業者、雇用等の関係者からなる「北広島市障がい者自立支援協議会」を活用して、地域ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化し、地域支援体制の充実を目指します。

#### 【 地域生活への移行促進 】

本人が「どこでどのように暮らしたいか」を尊重した、地域生活への移行を目指します。そのために、居住の場であるグループホームなどについて、社会資源の充実を目指します。

## 【 就労支援の充実 】

障がい者が意欲や能力に応じて働くことができるよう、教育関係、福祉関係、労働関係などの各関係機関との連携を強化するとともに、障がい者雇用について、企業等の理解を深めながら、就労支援施策を充実させ雇用促進を図ります。

## (4) 基本目標

北広島市の障がい福祉施策を展開するための施策の柱となる基本目標は、以下のとおりとし、それぞれの目標を具体化するための施策を展開します。

### 基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

本市は、障がい児・者の相談支援を行うため、相談支援事業所（生活支援・就労支援）を引き続き開設し、障がい児・者がライフステージに応じて地域で安心して暮らすために、相談に対して的確に対応できる一元的、総合的な相談支援体制づくり、あらゆるニーズに対して適切な情報や社会資源を提供できる仕組みづくりを目指します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

#### 施策 1-1 総合的な相談体制の充実

### 基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

これまでも、障がい福祉サービスや障がい児通所支援など障がい児・者や介護者のニーズに応じたサービスの提供に努めてきました。しかし、障がい児・者の生活スタイルも様々でニーズも多様化しています。

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、今まで以上に障がい児・者の生活実態に対応できる、福祉サービスの提供が欠かせないことから、さらに利用しやすいサービスと分かりやすい情報の提供を目指します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

#### 施策 2-1 訪問系サービスの充実

#### 施策 2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

#### 施策 2-3 自立支援医療等の充実

#### 施策 2-4 日中生活の支援

#### 施策 2-5 その他日常生活サービスの充実

### 基本目標3 社会参加の促進

地域で生きがいを持って暮らしていくために、移動支援、意思疎通支援の充実や、その他の社会参加促進事業の充実を図り、障がい児・者の地域行事への積極的な参加などを目指します。

また、地域活動支援センターの充実を図るなど、障がい児・者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策3-1 移動支援の充実
- 施策3-2 意思疎通支援事業の充実
- 施策3-3 社会参加促進事業の充実
- 施策3-4 地域活動支援センターの充実
- 施策3-5 その他社会参加の促進

### 基本目標4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、障がい理解を深める取り組みを通じ、共生社会の実現を目指します。

また、障がい児・者への虐待の防止、障がいを理由とする差別等の解消に取り組むほか、成年後見制度の利用促進など、一層、権利擁護を推進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

- 施策4-1 障がい理解の促進
- 施策4-2 権利擁護の推進

## 基本目標 5 地域への移行促進・地域生活の継続に向けた支援

居住の場となるグループホームの設置については、順次その確保を図ってきましたが、施設・病院での生活から地域生活への移行を円滑に進めるため、さらに居住の場の確保を進めます。

また、在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた介護者がなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

**施策 5 - 1 居住系サービスの充実**

**施策 5 - 2 地域生活の継続に向けた支援**

## 基本目標 6 就労支援の充実

福祉的就労については、その基盤は整ってきていますが、一般就労についてはさらなる支援体制の充実が必要です。

障がい者が自立した生活を送るため、就労支援を行う相談支援事業所を引き続き開設し、就労に関する相談支援を行うとともに、その意欲や能力に応じた就労の場を確保できるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用し、就労に必要な知識や能力の習得を目指します。

また、障がい者がいきいきと働くことができるよう、企業等の障がい者雇用に対する理解を高めるため取り組みを推進します。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

**施策 6 - 1 就労支援の充実**

## 基本目標 7 災害に備えた避難体制等の確保

災害発生時における障がい児・者の避難について、その特性に配慮した支援を行えるよう、避難支援体制を構築し、安心して安全な地域の体制づくりを図ります。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

**施策 7 - 1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり**

## **基本目標 8 障がい児支援の充実**

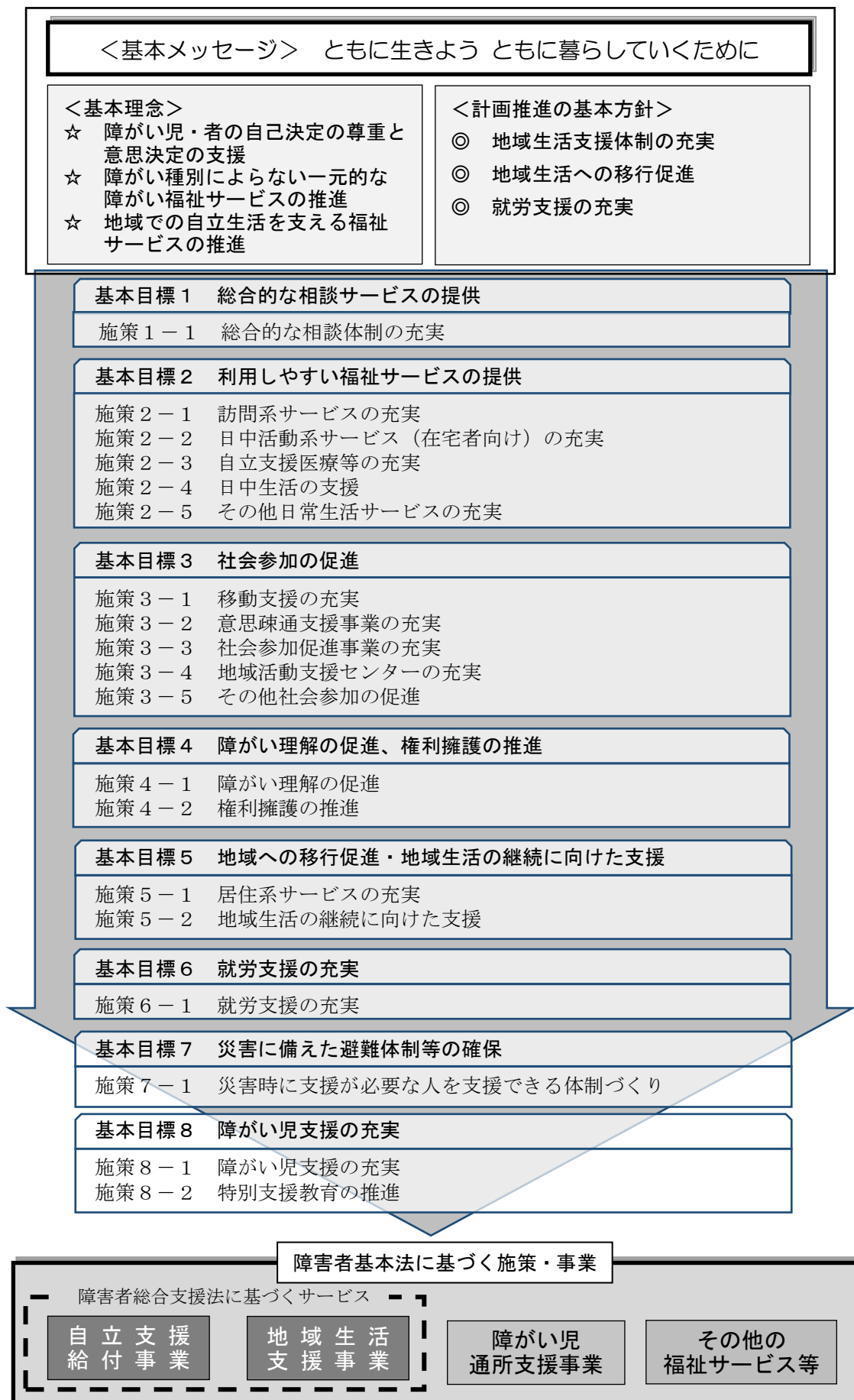
発達に遅れや障がいのある子どもに対するサービス提供体制について、子ども・子育て支援法等に基づく支援施策との調和を図りながら、一層の支援体制の充実に努めます。

基本目標を具体化するために展開する施策は次のとおりです。

**施策 8－1 障がい児支援の充実**

**施策 8－2 特別支援教育の推進**

(5) 障がい者福祉計画の施策体系



## 2. 障がい福祉計画

障がい者福祉計画の基本理念、基本目標の実現を目指し、障害者総合支援法（障がい児支援は児童福祉法）に基づき展開する施策は、以下のとおりです。

障がい福祉計画における施策・事業は障害者総合支援法に基づくものですが、他の法令や制度に基づく施策・事業については、障がい福祉計画中に☆として表示し、サービス内容を記載しています。

### (1) 施策の展開方向

#### ① 基本目標 1 総合的な相談サービスの提供

##### 施策 1 - 1 総合的な相談体制の充実

障がい児・者が、障がいのない人と同じように地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業	障がい児・者や家族の生活の支援、自立と社会参加の促進を図るため、各種相談や助言、情報提供やサービス利用の調整などを行います。
●	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する障がい者について、サービス等利用計画の作成等を行います。
●	障害児相談支援	障がい児通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会	福祉・医療・教育など、関係機関の関係者による自立支援協議会を設置し、相談支援のあり方や相談支援体制の整備等について協議します。
☆	相談員制度	障がい児・者などが身近な地域で気軽に相談ができるように、身体障害者相談員と知的障害者相談員を配置します。

	事業名	サービス内容
☆	こども発達支援センターでの療育相談	まちの身近な相談窓口として、専門の職員が心や体、言葉の発達に心配や障がいのある乳幼児から小学校 6 年生までの子どもの相談を受けています。必要な場合には、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がい、集団生活上での気付きが多いため、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての相談や支援、関係機関調整を行います。

## ② 基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの提供

### 施策 2 - 1 訪問系サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
●	同行援護	視覚障がい者に、外出時の移動の支援や危険回避のための援護などを行います。
●	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
●	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
☆	訪問理容サービス	在宅で生活する重度身体障がい者や寝たきりの高齢者を対象に、理容師が訪問して散髪を行います。
☆	配食サービス	家族などの支援がなく、食事を作るのが困難な障がい者や高齢者だけの世帯に食事を届けます。

## 施策 2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実

地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	療養介護	医療を必要とし、常時介護が必要な場合、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
●	生活介護	常に介護を必要とする人に、通所施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
●	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
●	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	障がい児通所支援事業	障がい児の特性に応じ、医療の必要な障がい児や日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが必要な障がい児に対し、放課後等デイサービスや児童発達支援等の支援を実施します。
○	日中一時支援事業	障がい児・者の家族の就労支援や日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供します。
○	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。
○	訪問入浴サービス	重症心身障がい児・者であって、自力で入浴することが困難な方や、家族のみでは入浴させることができない方を対象に、移動入浴車で居宅訪問し、特殊浴槽使用による入浴サービスを提供します。

	事業名	サービス内容
☆	放課後対策 (学童クラブ)	保護者の就労や疾病等で、放課後に家庭で保護を受けることができない障がい児を学童クラブで受け入れます。
☆	特別支援児童保育	保護者の就労や疾病等で、保育に欠けるおおむね3歳以上の心身に障がいや発達の遅れのある児童の保育を行います。
☆	障がい者医療的ケア 支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障がい児・者が日中活動等を行う場所へ看護師を派遣し、たん吸引等の医療的ケアを実施します。

### 施策 2-3 自立支援医療等の充実

障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。

■主な施策・事業 (●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業)

	事業名	サービス内容
●	自立支援医療(更生医療)	身体障がい者手帳を所持している18歳以上の人で、手術などにより、障がい改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童で、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を給付します。
●	自立支援医療(精神通院医療)	精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象で、通院の場合、その医療費の一部を給付します。
☆	重度心身障がい者医療費助成	重度の心身障がい者が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。
☆	重度心身障がい者等通院交通費助成	重度心身障がい者医療受給者、ひとり親家庭等医療受給の児童および子ども医療受給者が慢性的な疾病等により定期的かつ長期的に通院した場合の交通費の一部を助成します。
☆	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭のほか、重度の心身障がい者を父(母)に持つ子と母(父)が医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の一部を助成します。

## 施策 2-4 日中生活の支援

障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	補装具の給付	身体障がい者手帳を所持している人の身体機能を補うため、義肢や車いすなどの補装具費（購入費、修理費）の給付を行います。
○	日常生活用具の給付	在宅の重度障がい児・者の日常生活が円滑に行われるよう日常生活用具費の給付を行います。
☆	自助具の給付	在宅の重度身体障がい児・者に、生活動作を補うための各種用具の給付を行います。
☆	紙おむつの給付	在宅で生活する重度の身体・知的障がい者、寝たきりの高齢者や重度の認知症高齢者で、常時紙おむつを使用している人に、紙おむつの購入助成券を交付します。

## 施策2-5 その他日常生活サービスの充実

障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	緊急通報システム事業	一人暮らしの重度身体障がい者や高齢者で、持病のある人や健康上の不安のある人に、電話回線を使い急病など緊急事態を通報できる装置やペンダント型発信器を貸し出します。あわせて火災やガス漏れのセンサーを取り付けることもできます。
☆	除雪サービス	身体的状況から自力で除雪が困難な低所得の障がい者や高齢者だけの世帯で、代わりに除雪できる親族が市内にいない人を対象に、除雪ボランティアなどが玄関先から公道までの生活に必要な通路部分の除雪を行います。
☆	融雪装置設置費補助	障がい者や高齢者（70歳以上）だけの世帯で、家の前をロードヒーティングする場合、その費用の一部を助成します。
☆	自立援助住宅改修助成	介護認定非該当の人で介護や支援が必要になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）であると市や高齢者支援センターで判定された人に、自宅の段差解消や手すりの取付けなどの住宅改修に係る費用を助成します。

### ③ 基本目標 3 社会参加の促進

#### 施策 3-1 移動支援の充実

障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	移動支援事業	障がい児・者が社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出をする場合、ヘルパーによる移動の介護を行います。
○	障がい者自動車運転免許取得費助成	社会活動の促進のために、自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。
○	障がい者自動車改造費助成	就労等に伴い、重度の肢体不自由者が自ら所有し運転する自動車を改造する費用の一部を助成します。
○	精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成	精神障がい者の社会復帰のために、市内・市外の地域活動支援センター、就労継続支援事業所、病院デイケアなどの施設に通所している人に、その通所に要する公共交通機関の料金の半額を助成します。
☆	福祉バスの運行	障がい者や高齢者などの団体が研修や交流事業等を行う場合に利用できます。
☆	移送サービス	下肢または体幹機能の重度障がい者や介護保険の要介護認定で要介護4または5の認定を受けている在宅の人で、移動に際して車いすやストレッチャーを使用し、ホームヘルパーの介助を必要とする人が対象で、医療機関への通院や入退院のための移動に利用できます。
☆	福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付	重度の障がい者に、福祉タクシーまたは福祉自動車燃料チケットを交付します。

### 施策3-2 意思疎通支援事業の充実

障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、多様な表現手段の確保を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	専任手話通訳者の配置と派遣	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、福祉課に手話通訳者を配置し、意思疎通支援者（手話通訳）の派遣を行います。
○	手話講習会の開催	聴覚や言語に障がいがある人のコミュニケーションを支援し、情報提供を円滑にするため、手話奉仕員の養成を行います。また、手話通訳活動を行っている者の知識・技術等の向上を図ります。
○	要約筆記奉仕員の養成と派遣	手話取得の困難な中途失聴者や難聴者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加と生活の自立を図るため、要約筆記者の養成を行い、意思疎通支援者（要約筆記）の派遣を行います。
○	朗読、点訳ボランティアの養成	視覚障がい者に対する情報提供やコミュニケーションを支援するため、朗読や点訳を行うボランティアの養成と技術向上のための養成講座を開催します。
○	点字、声の広報の発行	点訳、音訳した「市広報紙」および「市議会広報紙」を視覚障がい者に配付します。

### 施策 3-3 社会参加促進事業の充実

障がい児・者が地域での社会活動に参加できるよう、様々な交流と体験機会の提供を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	フレンドリーセンター事業	障がい児・者の余暇活動を支援するため、スポーツ、レクリエーションなどを行い、障がいのない人との交流を図ります。
○	障がい者スポーツ教室等	障がい児・者がスポーツを通じて体力の向上や自立更生への意欲を高めるとともに、障がい児・者への理解を深めるために障がい者スポーツ教室等を開催します。
☆	療育キャンプ	心身に障がいを持つ子どもたちが家庭生活を離れ、自然とふれあいや野外活動の場として、また、ボランティアとの交流や相互理解を深めることを目的に実施します。
☆	総合体育館等の使用料金減免	身体障がい者手帳等の交付を受けている人が総合体育館、芸術文化ホール、地区住民センター等の市の施設を使用する場合、使用料を減免します。

### 施策 3-4 地域活動支援センターの充実

障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	地域活動支援センター事業（再掲）	創作活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促す活動を行います。

### 施策 3-5 その他社会参加の促進

障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化	<p>公共施設の新設にあたっては、「北広島市福祉環境整備要綱」、「北海道福祉のまちづくり条例」、「北海道福祉のまちづくり指針」等に基づいて、「建築物移動等円滑化基準」より質の高い「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合する施設整備に努めます。</p> <p>また、施設の利用形態、利用者等を把握した上で、障がい者用トイレ・オストメイトトイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい児・者が使いやすい施設整備を推進します。</p> <p>既存施設についても、障がい児・者が利用しやすいよう、更新時期などに合わせ計画的に施設・設備の改修を進めます。さらに、民間施設についても同様に整備が図れるよう啓発・指導に努めます。</p>
☆	市営住宅にバリアフリー整備	市営住宅の建替えに合わせてバリアフリー化が図られています。今後建替えを行う市営住宅についてはユニバーサルデザインの採用を進めていきます。
☆	住宅改造のための相談・支援	障がい児・者や高齢者の多様なニーズに対応した住宅改修に対する相談を受け付けます。
☆	福祉情報ガイドブックの発行	サービスガイド「ともに暮らしていくために」を発行し、障がい児・者に各種制度の情報提供を行います。

#### ④ 基本目標 4 障がい理解の促進、権利擁護の推進

##### 施策 4-1 障がい理解の促進

障がいの有無にかかわらず全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児・者が地域で暮らしていく上で生じる「社会的障壁」について、相談や助言や行い、障壁が除去できるよう取り組みます。
○	自発的活動支援	日常生活・社会生活を営むことができるよう、障がい児・者等や地域における自発的な取り組みを行う団体を支援します。
☆	障がいを理由とする差別解消の取組み	障がい児・者が地域で暮らしていくために、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを進めていきます。
☆	北広島福祉ショップ	市内の障がい者の働く場やなどを確保するとともに、ふれあいを通じて障がい者への理解を深めてもらうことを目的として、引き続き開設していきます。

## 施策 4-2 権利擁護の推進

地域で障がい児・者とその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。

また、平成28年度に設置予定の「(仮称)権利擁護センター」で成年後見制度などの支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。

■主な施策・事業 (●=自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○=地域生活支援事業  
☆=その他事業)

	事業名	サービス内容
○	成年後見制度の利用促進	精神障がい、知的障がい、認知症などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることを防ぎ、権利と財産を守り支援する制度(成年後見制度)の利用を促進し、費用の一部を助成します。
☆	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方が、地域で安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用等に関して支援を行います。
☆	障がい者虐待防止事業	障がい者の虐待防止に関わる通報や一時保護などに対応するため、障がい者虐待防止センターの設置等、障がい者の虐待防止に向けた取組みを行います。

## ⑤ 基本目標 5 地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援

### 施策 5-1 居住系サービスの充実

障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
●	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
●	宿泊型自立訓練	知的障がいや精神障がいのある人が、居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な訓練を行います。
○	福祉ホーム	ある程度自活能力があり、家庭環境や住宅事情等のため、居宅において生活することが困難な人に、低額な料金で生活の場を提供します。

### 施策 5-2 地域生活の継続に向けた支援

在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた介護者がなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児・者の高齢化・重度化や「親亡き後」、各ライフステージの節目など生活環境の変化に対応し、中長期的視点に立った相談支援を行います。 また、障がい児・者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するための地域生活支援の拠点づくりについては、北海道での議論を注視し、必要に応じて対応していきます。

## ⑥ 基本目標 6 就労支援の充実

### 施策 6-1 就労支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組みを促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組みを進めます。

また、市においては、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、授産事業所等への発注をさらに促進していきます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
●	就労移行支援（再掲）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
●	就労継続支援（A型・B型）（再掲）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
○	相談支援事業（再掲）	障がい者が自立した生活を送るため、また、障がい者雇用している企業等における職場定着の支援のため、障がい者の就労に関する相談支援を行います。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	地域における障がい者の就労に関する課題などについて、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい者の就労支援の充実に向けた取組みを進めます。
☆	北広島福祉ショップ（再掲）	市内の障がい者の働く場や障がい者が製作した授産製品の販路を確保することなどを目的として、授産製品などを販売するエルフィンパーク交流広場内のショップを継続して開設していきます。

## ⑦ 基本目標 7 災害に備えた避難体制等の確保

### 施策 7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり

障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	避難行動要支援者避難支援プラン	避難行動要支援者名簿を作成し、民生委員児童委員など関係機関等との間で共有を図るなど、避難の際に支援が必要な人が安心して地域での生活を送ることができるよう、避難行動要支援者避難支援プランに基づく、災害時における支援体制を整備します。
☆	福祉避難所の設置	災害時に収容避難場所における生活が困難で配慮が必要な人の避難生活のため、災害時には福祉施設等を利用して特別な配慮がなされた福祉避難所を設置します。

## ⑦ 基本目標 8 障がい児支援の充実

### 施策 8-1 障がい児支援の充実

障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業 ☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
○	相談支援事業（再掲）	障がい児や家族の生活の支援、各種相談や助言、情報提供や福祉サービスの利用調整などを行います。
●	障害児相談支援（再掲）	障がい通所支援事業を利用する障がい児について、障害児支援利用計画の作成等を行います。

	事業名	サービス内容
●	障がい児通所支援事業（再掲）	障がい児の特性に応じ、医療の必要な障がい児や日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などが必要な障がい児に対し、放課後等デイサービスや児童発達支援等の支援を行います。 また、障がい児の通所利用を促進し、早期療育につなげるため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担の無料化を継続して実施します。
○	日中一時支援事業（再掲）	障がい児の家族の一時的な負担軽減を図るため、日中における活動の場を提供します。
○	北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）	障がい児支援に携わる関係機関が集まり、自立支援協議会での議論や情報交換を行い、障がい児を地域で支えるための取り組みを進めます。
☆	赤ちゃん訪問	病気等の早期発見や育児支援のため、保健師の家庭訪問による個別指導により、母子の健康状態と育児状況の確認と支援を行います。
☆	乳児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳健康診査	病気等の早期発見や育児支援のため、医師等による診察、育児相談、栄養相談、歯科相談、発達相談などを行います。
☆	こども発達支援センターでの療育相談（再掲）	まちの身近な相談窓口として、専門の職員が心や体、言葉の発達に心配や障がいのある乳幼児から小学校6年生までの子どもの相談を受けています。必要な場合には、家庭生活や集団生活への支援や指導を行います。また、発達障がいは、集団生活上での気付きが多いため、幼稚園、保育園、小学校等に出向いての相談や支援、関係機関調整を行います。
☆	放課後対策（学童クラブ）（再掲）	保護者の就労や疾病等で、放課後家庭において保護を受けることができない障がい児を学童クラブで受け入れます。
☆	特別支援児童保育（再掲）	保護者の就労や疾病等で、保育に欠けるおおむね3歳以上の心身に障がいや発達の遅れのある児童の保育を行います。

## 施策 8-2 特別支援教育の推進

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。

■主な施策・事業（●＝自立支援給付事業・障がい児通所支援事業 ○＝地域生活支援事業  
☆＝その他事業）

	事業名	サービス内容
☆	就学指導委員会の設置	医師、教育職員、児童福祉施設職員などの専門家からなる「就学指導委員会」を設置し、児童・生徒の障がいの種類、程度などから就学指導や最もふさわしい教育が受けられる就学先を審議します。
☆	特別支援学級の開設	障がいのある児童・生徒の状況に応じた特別支援学級を、原則、通学校区の学校の中に設置し、個々に応じて、特別の教育課程を編成して教育を行います。
☆	通級指導教室の開設	通常学級に在籍している児童で、言語障がいや発達障がいなどで、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童に対し指導を行います。
☆	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及・奨励を図るために、学用品費・学校給食費等の援助を行います。
☆	私立幼稚園振興補助の支給	障がいのある幼児を受け入れている幼稚園に対し、補助金を交付します。
☆	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、学校全体での特別支援教育の支援体制を推進します。</li> <li>・学校等が、障がいの特性に応じた適切な指導が行えるよう、学校等の要望に応じて、指導の専門的知識、経験を有する者で構成した「相談チーム」もしくは「専門委員」から相談員を派遣します。</li> <li>・特別支援学級で特に介助が必要な児童・生徒のために、特別支援学級介助員を配置します。</li> <li>・通常学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うために、特別支援教育支援員を配置します。</li> </ul>

## 4. 第4期障がい福祉計画における数値目標

### (1) 数値目標

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保する必要があります。

障害者総合支援法においては、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこととなっています。民間の活力を活用し、グループホームなど地域における居住の場の確保を図ります。

また、地域生活へ移行した障がい者には日中活動の場も必要です。本人の適性や能力に応じた日中活動系サービスの情報提供や地域における交流の場となる地域活動支援センターの活用を働きかけます。

また、障がい者の地域での安心できる生活、交流の場の確保として、ボランティア活動を育成し、障がい者が参加しやすい地域交流の仕組みの確立を図ります。

#### 〈地域生活とは〉

障がいのある人が、障がいの程度や種別、年齢などに関わらず、希望する地域の中で自分の意志に基づき、自らの生き方を決めて、地域住民とともに支え合いながら暮らすことを考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

#### 施設入所者の地域生活への移行

区 分	数 値	備 考
平成26年3月31日の施設入所者数	99 人	第4期障がい福祉計画作成時点の施設入所者数
[目標値] 平成29年度末の地域生活移行者数	12 人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち12%の人がグループホーム等の地域生活へ移行することを目標とする。※1
[目標値] 平成29年度末の施設入所者減少見込数	11 人	平成26年3月31日の施設入所者数から11%減少することを目標とする。※2

※1：平成24年4月から平成26年9月までの地域移行者数は26人です。

※2：平成24年4月から平成26年9月までの施設入所者の減少は▲1人（1人増加）です。

## ② 福祉施設から一般就労への移行

障がい者雇用の推進には、教育機関、福祉関係機関と労働関係機関などの連携が必要となることから、連携の仕組みづくりについて、北広島市障がい者自立支援協議会などを活用し、関係者の理解促進と情報の共有を図ります。

また、企業側の理解と協力が必要なことから、企業の雇用を支援する各種制度について情報の提供を行うとともに、就労の継続に向けた支援します。

一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労相談支援や一般就労に必要な訓練、求職活動、職場定着の支援を行う就労移行支援の活用を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めます。

一般就労が困難な障がい者には、能力に応じた就労の場が必要なことから、福祉的就労である就労継続支援の利用を図ります。特に、自立した生活を送るためには工賃水準の確保が必要であることから、就労継続支援（A型）の利用割合を増やすとともに、市も販路の拡大等について支援します。

### 〈一般就労とは〉

障がいのある人の意欲や能力（適性）に応じた、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働などの多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、一般企業等と雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型の利用者となった人を除く）、在宅就労者、および自ら起業した人を一般就労としました。

### 一般就労移行者数

区 分	数 値	備 考
平成24年度の一般就労移行者数	10 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
[目標値] 平成29年度の年間一般就労移行者数	20 人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

### 就労移行支援事業の利用者数

区 分	数 値	備 考
平成25年度の就労移行支援事業所利用者数	15 人	平成26年3月の就労移行支援事業所利用者数
[目標値] 平成29年度の就労移行支援事業所利用者数	29 人	平成29年3月の就労移行支援事業所利用者数

### ③ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める必要があります。

特に、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談などを行う機能が求められており、これらの体制の整備を図ります。

### ④ 障がい福祉サービスの充実と提供体制の確保

障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活状態に応じて様々なサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

#### 訪問系サービス

単位：人、（ ）は時間／月

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	89 (2,440)	92 (2,522)	95 (2,604)
重度訪問介護	1 (192)	2 (384)	2 (384)
同行援護	5 (98)	6 (117)	7 (136)
行動援護	10 (165)	11 (182)	12 (198)
重度障害者等包括支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
訪問系合計	105 (2,895)	111 (3,205)	116 (3,322)

日中活動系サービス

単位：人、（ ）は人日／月

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	6	6	6
生活介護	188 (3,614)	196 (3,768)	203 (3,903)
自立訓練（機能訓練）	5 (42)	6 (51)	6 (51)
自立訓練（生活訓練）	2 (18)	3 (27)	3 (27)
就労移行支援	20 (350)	25 (437)	29 (507)
就労移行支援（養成）	1 (23)	1 (23)	1 (23)
就労継続支援（A型）	37 (768)	41 (851)	45 (934)
就労継続支援（B型）	162 (2,923)	167 (3,013)	168 (3,031)
短期入所	32 (200)	33 (206)	35 (219)
日中活動系合計	453 (7,938)	478 (8,376)	496 (8,695)

居住系サービス

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	94	90	87
グループホーム	63	69	75
宿泊型自立訓練	1	1	1
居住系合計	158	160	163

相談支援

単位：人

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	485	501	517
地域移行支援	5	6	6
地域定着支援	2	3	4
障害児相談支援	150	154	159

## 障がい児通所支援

単位：人、（ ）は人日／月

サービス種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	79 (308)	82 (320)	85 (331)
医療型児童発達支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)
放課後等デイサービス	80 (835)	83 (866)	86 (897)
保育所等訪問支援	10 (20)	10 (20)	10 (20)
障がい児通所支援合計	169 (1,163)	175 (1,206)	181 (1,248)

## ⑤ 地域生活支援事業の充実と提供体制の確保

障がい福祉サービスと同様に、障がい児・者が地域で自立した生活を送るためには、障がい児・者の意向や生活状態に応じて様々な地域生活支援事業のサービスが必要となることから、希望するサービスの提供体制の確保と、事業所や施設の充実に努めます。

## 地域生活支援事業

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(2) 自発的活動支援事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(3) 相談支援事業（箇所数・実施の有無）			
① 相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業（箇所数）	2	2	2
イ 基幹相談支援センター	未実施 （※）	未実施 （※）	未実施 （※）
② 市町村相談支援事業機能強化事業	実施	実施	実施
③ 住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
(4) 成年後見制度利用支援事業（人）	1	2	2
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 （実施の有無）	未実施	実施	実施
(6) 意思疎通支援事業			
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 （人）	28	31	34
② 手話通訳者設置事業（実施の有無）	実施	実施	実施
(7) 日常生活用具給付等事業（件／年）			
① 介護・訓練支援用具	11	11	11
② 自立生活支援用具	40	40	40
③ 在宅療養等支援用具	10	10	10
④ 情報・意志疎通支援用具	16	16	16
⑤ 排泄管理支援用具	1,477	1,541	1,608
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修）	2	2	2
(8) 手話奉仕員研修事業（派遣可能者数）	13	14	15
(9) 移動支援事業			
① 実利用者数（人／年）	114	118	122
② 延べ利用時間数（時間／年）	8,233	8,522	8,811
(10) 地域活動支援センター			
① 実施箇所数（箇所数）	3	3	3
② 実利用者数（人／年）	54	54	54
③ 平均利用者数（人／日）	31	31	31

※：基幹相談支援センターの機能として求められる総合的な相談業務については、市が相談支援事業所（生活支援・就労支援）と連携を図り、その機能を担っていきます。

---

## 第4章 計画の推進に向けて

---

本計画の推進に向けて、以下の事項を踏まえた対応を図ることとします。

### ① 相談支援体制の充実

障がい児・者が地域において自立した生活を営むためには、福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適時・適切な利用を支援する相談支援体制を充実することが必要です。障がいの種類、年齢、障がいの程度などの個人特性に見合った対応ができるよう、相談支援体制の充実に努めます。

### ② 障がい理解の深化、障がい児・者の権利および尊厳の確保

障がい児・者の人格と尊厳の尊重は基本的な権利であり、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであります。

障がい児・者が、住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を送ることのできる地域づくりを進めるためには、今後とも市民の理解と協力が不可欠です。

ノーマライゼーションの理念や障がいに対する理解を深めるための取り組みを行い、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会づくりを推進します。

### ③ ライフサイクルに応じた支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対しては、「気になる」という段階からの早期発見・早期療育をより一層進め、身近な地域で家族を含めて適切な支援を行う必要があります。学齢期には、教育施策はもちろん、放課後や長期休みの支援が、成人期には、就労支援や生活支援が必要となります。障がい児・者が地域で暮らしていくためには、これらが一体となって行われることが必要です。

このことから、乳幼児期から学齢期、成人期などライフサイクルに応じた支援や、特にサイクルの移行時期には切れ目の無い支援が必要であることから、関係機関の連携を強化するとともに、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し支援の充実に努めます。

#### ④ 重症心身障がい児・者の医療や社会資源の確保

在宅で暮らす重症心身障がい児・者は、常時介護が必要な状態であり、介護を担う家族の負担も大きい状況です。このことから、家族のレスパイト（介護者支援）や緊急時などにおける社会資源の整備が必要です。

また、重症心身障がい児・者のうち日常的に医療的ケアを必要とする障がい児・者は、日中活動への参加が難しいことから、地域の医療機関等との連携を図り、医療的ケア支援事業等を推進します。

#### ⑤ 連携・協働による就労支援の推進

障がい者が地域において自立した生活を送るためには、それぞれの意欲や能力に応じて、働くことのできる支援体制づくりを進めことはもとより、企業や関係機関が連携し、障がい者の就労に対する理解を深め、社会全体で支援することが重要です。

また、就労後についても、職場での障がい理解や障がい状況に応じた配慮など、障がい者が継続して就労できる職場環境の確保が求められています。

障がい者の一般就労や福祉的就労や就労の継続を総合的に支援するため、企業や関係機関との連携・協働による継続的な支援体制づくりを推進します。

#### ⑥ 共生型事業の展開

相談支援体制の構築やサービス基盤の整備を進めるにあたっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、共生型施設を含めた地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めていきます。

#### ⑦ 財政基盤の確立

障がい者福祉計画、障がい福祉計画の推進に伴う財源については、障がい児・者の意向、民間福祉事業者の事業展開を見据えつつ、国、北海道とも連携し適切な確保を図ります。

また、行政的に優先的に取り組む施策については、市の財政状況を勘案しつつ、優先順位を明確化し、着実な展開を推進します。

## ⑧ 達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画は、国の基本的な指針（厚生労働省告示）により、3年を一期として作成することから、第4期の障がい福祉計画は、平成26年度中に、平成27年度から平成29年度までを期間として策定しました。

今後、各年度において、サービス供給量のほか、地域生活への移行や一般就労への移行の達成状況について点検、評価し、この結果に基づき、必要な対策を行います。

## ⑨ 北広島市障がい者自立支援協議会の活用

障がい児・者の福祉、医療、教育、雇用関係者および関係機関など、障がい児・者の地域生活に必要な専門的知識を持った委員から構成される北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、相談支援体制の充実強化、障がい児や就労の支援強化を図るとともに、障がい児・者の地域生活における課題の整理、解決に向けた取組みに努めます。

## ⑩ 北広島市保健福祉計画検討委員会の活用

計画の推進にあたっては、北広島市保健福祉計画検討委員会において、障がい福祉サービスの利用状況、地域生活の状況、就労の状況など計画の進捗状況について点検・評価し、多様化する福祉ニーズへの対応を図ります。

また、北広島市障がい者自立支援協議会を活用し、具体的な事例や地域の課題を持ち寄り、全員が情報を共有することにより課題解決に努めます。